

令和4年度版

# 環境白書

—令和3年度報告—

～人と自然が共生する

環境にやさしいまち～

— 八幡市 —

# 目 次

-----本編-----

## 第1部 総説

### 第1章 八幡市の概要

1. 位置・地勢・気象 ..... 1
2. 人口・世帯数 ..... 2
3. 電気・都市ガスの消費量 ..... 3

### 第2章 環境行政の概要

1. 環境行政の推移 ..... 4
2. 環境行政の機構及び事務分掌 ..... 10
3. 環境行政の現状 ..... 11
4. 八幡市環境自治体宣言 ..... 13

## 第2部 環境基本計画と環境の現況

### 第1章 第2次八幡市環境基本計画

1. 環境基本計画の概要と計画改定について ..... 14

### 第2章 第2次八幡市環境基本計画の進捗状況

進捗状況の評価の方法 ..... 19

#### 環境項目Ⅰ 水

1. 水辺空間の保全と創出 ..... 20
2. 水を汚さない取り組み ..... 21
3. 水資源の循環 ..... 22
4. 「水の日」及び「水の週間」への取り組み ..... 24

#### 環境項目Ⅱ みどり

1. 人と自然がふれあう場や機会の確保 ..... 25
2. 自然景観の保全 ..... 26
3. 市街地のみどりの確保 ..... 27
4. 生物多様性の保全 ..... 27

#### 環境項目Ⅲ 資源循環・廃棄物

1. 廃棄物の減量と資源の循環 ..... 29
2. 犬・猫のフン放置や、不適正な屋外燃焼及び不法投棄の防止 ..... 32
3. 廃棄物の適正処理 ..... 37
4. 自動車処理事業者への指導 ..... 37

#### 環境項目Ⅳ 公害・災害

1. 大気汚染の防止 ..... 38
2. 騒音・振動の低減 ..... 40
3. 有害化学物質による汚染の防止 ..... 42
4. 災害に対する環境対策 ..... 42

#### 環境項目Ⅴ 歴史・文化

5. 都市景観の形成・環境美化の推進 ..... 43
6. 歴史・文化の保全と活用 ..... 47

## 環境項目VI 交通

7. 歩行者空間の充実	48
8. 公共交通機関の充実	48
9. 自転車利用の促進	48
10. かしこいクルマの使い方	49

## 環境項目VII エネルギー

1. エネルギーの有効活用・地球環境保全活動	52
2. 新エネルギー利用型の施設整備	54
3. 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進	58

## 環境項目VIII 学習・参加

1. 環境教育・環境学習の推進	59
2. 環境行動への参加と支援	60
3. 市民団体やNPO団体との連携・協働	61
4. 環境マネジメントシステムの認証取得の促進	62
5. 市民への情報公開並びに情報の共有化	63
6. 「環境にやさしい知恵のある暮らし」の実践	63

## 第3部 八幡市環境マネジメントシステム

### 第1章 八幡市環境マネジメントシステムの概要

1. 経過	64
2. 概要	64
3. 組織体制	65
4. KES 環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ1)	65
5. 八幡市環境マネジメントシステム運用について	69

### 第2章 第3次八幡市エコ・オフィス計画の数値目標取り組み結果

1. 目標別の結果	76
2. 第3次八幡市エコ・オフィス計画の電気、ガス、水道の使用量	77

### -----資料編-----

1. 市内河川水質の現状	～資料編～	1
2. 大気質の環境基準と調査結果	～資料編～	21
3. 騒音・振動の環境基準等と測定結果	～資料編～	27
4. 騒音・振動・悪臭の規制基準と届出状況	～資料編～	30
5. 用語解説	～資料編～	34

第1部

総説

第1章 八幡市の概要

第2章 環境行政の概要

# 第1章 八幡市の概要

## 1. 位置・地勢・気象 一近畿の中央に位置する八幡市一

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがその中に入ることから、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあって、交通至便な立地条件を有しています。

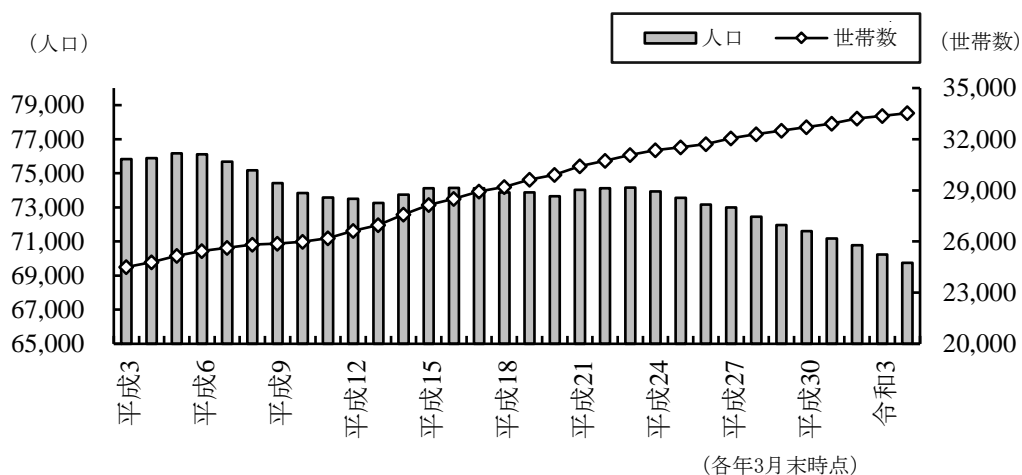
面積は 24.35km<sup>2</sup>、最大幅は東西約 6.7km、南北約 8.5km で、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけてはなだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約 16℃、降水量にはばらつきがありますが近年では年間 1,500mm 程度です。



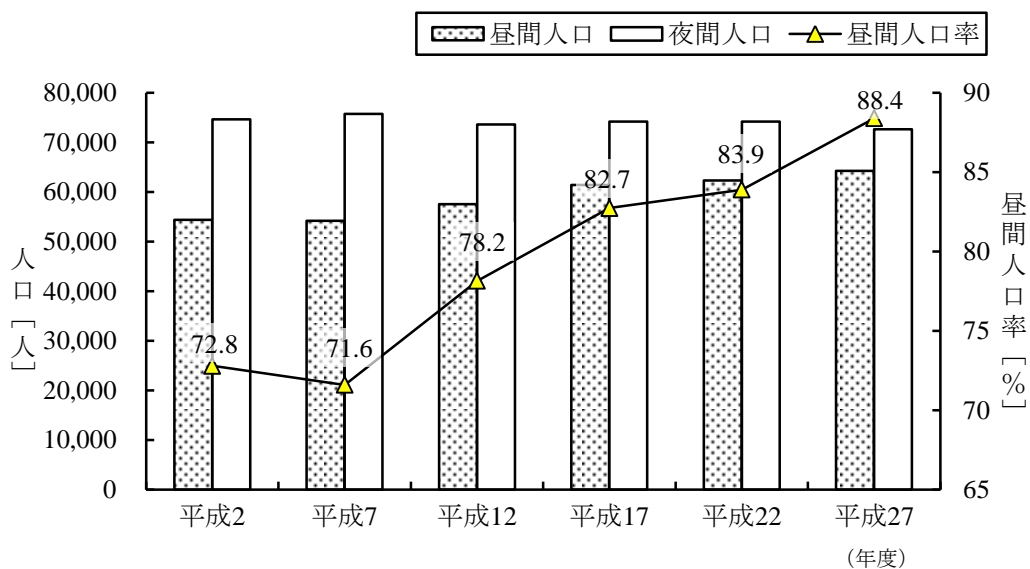
## 2. 人口・世帯数

八幡市の人口は令和4年3月末現在で69,754人ですが、ここ数年の人口は微減状態が続いています。世帯数は令和4年3月末現在33,530世帯で、人口とは逆に増加しています。



グラフ A-1 人口と世帯数の推移 (出典：八幡市統計書)

昼間人口については、平成12年は約58,000人、平成17年は約61,000人、平成22年は約62,000人、平成27年は約64,000人と5年毎の統計では年々増加しています。昼間人口率は増加傾向ですが、昼間人口は夜間人口と比較して少ないという特徴が見られます。

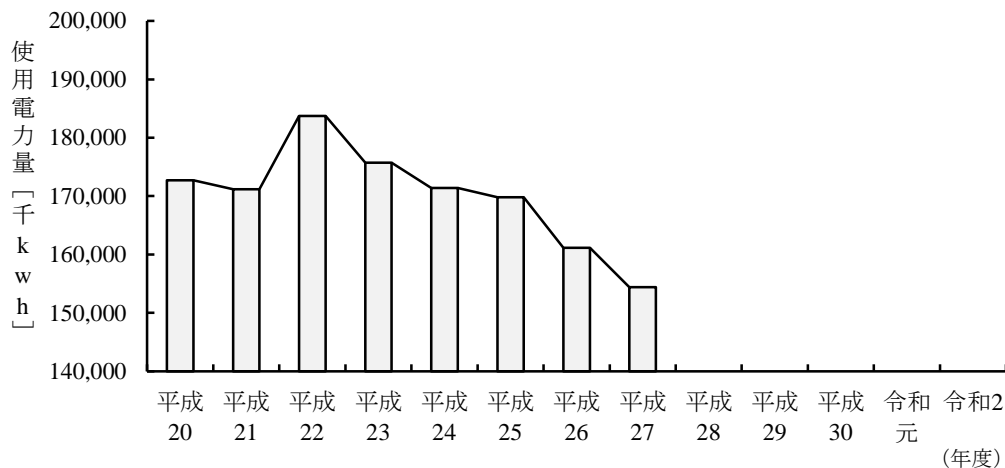


グラフ A-2 昼間人口 (出典：国勢調査資料)

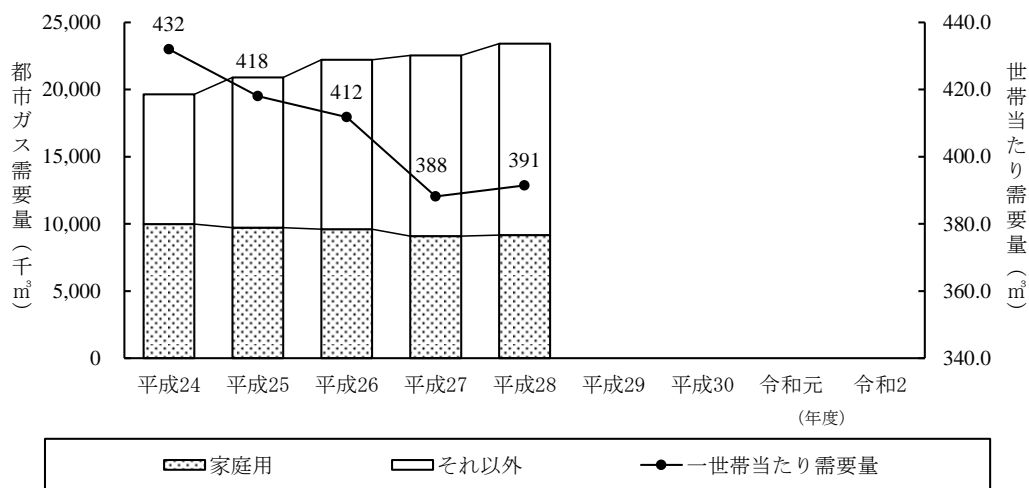
### 3. 電気・都市ガスの消費量

電気使用量については、減少傾向にあります。また、これまでは関西電力からの情報提供がありましたが、平成 28 年度から電力の小売り全面自由化の措置により、電力会社からの電灯・電力の需要状況データの情報提供が終了しました。

都市ガスについては、家庭一世帯あたりの需要量は減少していますが、全体としては増加の傾向にあります。特に家庭用以外の需要量が増加しています。なお、平成 29 年度から都市ガスの小売り全面自由化に伴い、ガス会社からのガス需要量のデータ提供が終了しました。



グラフ A-3 電灯・電力の需要状況 (出典：関西電力資料)



グラフ A-4 都市ガス需要量 (出典：大阪ガス資料)

## 第2章 環境行政の概要

### 1. 環境行政の推移

年	月	八幡市	世界・国・京都府
S42			国・公害対策基本法、騒防法制定
S43	4月	水質保全法に基づく水域指定（淀川水域）	国・大気汚染防止法、騒音規制法制定
	8月	城南衛生管理組合がごみ焼却場（長谷山焼却場）を竣工し、操業開始（ごみ収集の無料化）	
S44	10月	八幡町空き地の除草等に関する条例公布	府・衛生部環境衛生課に公害係、衛生研究所に公害調査課を設置
		八幡町公害対策審議会設置	
S45	1月	不燃ごみの収集を業者委託により開始	国・公害関連法 14 法案成立（公害国会） 国・公害紛争処理法制定 府・衛生部に公害課を設置
S46			ラムサール条約採択 国・環境庁発足 国・悪臭防止法、公害防止管理者法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特措法制定 府・公害防止条例施行 府・公害研究所設置
S47	4月	山城地方公害行政事務連絡協議会結成（南山城地方 17 ヶ市町村）	国連人間環境会議開催、人間環境宣言採択 国連環境計画（UNEP）設立
		城南衛生管理組合の沢ごみ中継所の竣工（可燃ごみ収集が週 2 回）	国・自然環境保全法制定 府・公害対策審議会、水質審議会設置
S48	6月	城南衛生管理組合の奥山埋立て処分地の竣工	ワシントン条約採択
	7月	不燃ごみ収集を町の直営に切り替え	国・動物愛護管理法、水銀灯による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特措法、公害健康被害補償法、瀬戸内海環境保全特措法制定 府・衛生部に公害対策室設置 府・自然環境保全審議会設置
S49	7月	城南衛生管理組合が焼却しきれないごみを枚方市等に処理委託（昭和 55 年 3 月まで）	
	12月	騒音規制法に基づく地域指定	
S50			国・合特法、船舶油濁損害賠償保障法制定 府・公害審査会設置
S51	1月	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	府・衛生研究所と公害研究所を統合（衛生公害研究所）
S52	8月	大掃除実施時期（8・12月）に粗大ごみの無料収集を開始	
	11月	八幡市市制施行	
S53	1月	振動規制法に基づく規制地域指定	国・騒特法、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法制定
	4月	八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	
	5月	「清潔で美しいまちづくり運動」が開始（昭和 63 年廃止）	
	8月	有料で粗大ごみの戸別収集を開始	
S54	3月	八幡市生活環境保全条例公布（カラオケ騒音、野外焼却規制等）[5月施行] ～8月廃止	
	8月	不燃ごみの収集を 20 日ごとに短縮	
S55	4月	食用廃油の回収を 35 ステーションで実施	
	10月	八幡市合成洗剤対策推進要綱制定	
	11月	川口東扇、西扇をモデル地区に空きビン収集を実施（昭和 61 年まで）	
S56	4月	城南衛生管理組合にあわせごみ区分名称変更 ・燃えるごみ→燃やすごみ ・燃えないごみ→燃やさないごみ 市内小学校給食用食器等の洗浄に石鹼使用開始	府・自然環境の保全に関する条例制定
S58	3月	男山地域が京都府歴史的な自然環境保全地域第 1 号に指定	



年	月	八幡市	世界・国・京都府
S59	11月	廃乾電池分別収集を実施	国・湖沼法制定
S60	5月	燃やさないごみ月2回収集に短縮	オゾン層保護のためのウィーン条約採択
S61	3月	城南衛生管理組合の折居清掃工場及び奥山粗大ごみ処理施設、京都府洛南浄化センターが完成	府・水質審議会を公害対策審議会へ統合
	4月	八幡市自転車等放置防止条例公布	
S62			モントリオール議定書採択 府・公害対策室を環境対策室に改称、室内担当を再編整備
S63	3月	男山団地内に食用廃油回収貯蔵庫を設置	国・オゾン層保護法制定
	4月	空きビンの分別収集を71ステーションで実施	
H1	4月	燃やさないごみ収集を週1回に短縮	府・環境影響評価要綱制定
H2	5月	八幡市自然観察指導員等設置要綱制定	国・スパイクタイヤ粉じん防止法制定 府・緑と文化の基金設置
H3	3月	八幡市みどりの条例公布 [4月施行]	国・再生資源利用促進法制定
	4月	市民団体と協働で、小学校を拠点に牛乳パックの分別収集を実施	府・京都の自然200選(植物部門)選定
	8月	空き缶プレスカーを購入し、「リサイクルやわた号」と命名(平成9年3月31日廃車)	
H4	1月	電気自動車を購入し、「クリーンやわた号」と命名(平成9年6月廃車)	地球サミット(アジェンダ21*合意)開催 気候変動枠組条約、生物多様性条約採択
	6月	空き缶プレスカーを使用し、空き缶の分別収集を97ステーションで実施	国・種の保存法、自動車NOX・PM法制定 府・環境対策室に環境企画課及び環境管理課を新設
	8月	城南衛生管理組合が大阪湾広域臨海環境整備センターへの廃棄物搬入を開始	府・温泉審議会を自然環境保全審議会に統合 府・産業廃棄物処理計画策定 府・京都の自然200選(動物部門)選定
H5	3月	冊子「八幡のまちの小さな仲間たち」を発行	国・環境基本法(公害対策基本法廃止)施行 府・京都の自然200選(地形・地質部門)選定
H6			国・環境基本計画策定 府・環境審議会設置(公害対策審議会廃止)
H7	8月	組織機構の改革により生活環境部の新設	国・容器包装リサイクル法制定 国・生物多様性国家戦略策定 府・環境を守り育てる条例制定(公害防止条例・自然環境の保全に関する条例廃止) 府・環境企画課及び環境管理課を保健環境部から企画環境部に移管 府・京都の自然200選(歴史的自然環境部門)選定
H8	10月	環境にやさしい市役所(エコ・オフィス)推進本部設置要綱制定[平成8年11月施行]	
H9	3月	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例公布[9年6月施行]	国・環境影響評価法、新工ネルギー法、南極地域の環境の保護に関する法律制定 国・地球温暖化防止京都会議(「京都議定書」採択)開催
		八幡市放置自転車等の発生の防止及び適正な処置に関する条例公布[9年6月施行]	国・地球温暖化対策推進大綱決定 府・ナホトカ号重油流出事件
	4月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行にともない資源ごみ収集にペットボトルを追加し、缶、ビン、紙パック、ペットボトルの4品目を収集	府・京都新工ネルギービジョン策定
	6月	環境パトロール車「みはるくん」導入	
H10	3月	リーフレット「八幡の自然と動物たち」を発行	国・地球温暖化対策推進法、家電リサイクル法制定
	4月	組織機構の改編により生活環境部を改め、環境経済部を設置	府・環境基本計画策定 府・環境影響評価条例制定 府・企画環境部に環境政策監と地球環境対策推進室を設置
H11	3月	八幡市みどりの基本計画策定	国・ダイオキシン類対策特別措置法、PRTTR法制定
		ふれあい入浴事業実施要領並びにふれあい入浴事業助成金交付要綱制定	府・ごみ処理広域化計画、京と地球の共生計画(地球温暖化対策推進版)策定
	4月	市からの補助金を交付し、毎月15日の「ふれあい入浴デー」を開始 城南衛生管理組合のリサイクルプラザエコ・ポート長谷山が竣工	府・ISO14001認証取得

年	月	八幡市	世界・国・京都府
	6月	八幡市再生資源化奨励金交付要綱制定	
	9月	八幡市環境保全協定の締結に関する要綱制定	
H12	4月	地方分権一括法により、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務等、墓地、埋葬等に関する法律に基づく1,000㎡未満の墓地申請許可に関する事務、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣の保護等に関する事務の3事業が京都府から八幡市に事務移譲	国・建設リサイクル法、グリーン購入法、循環型社会形成推進法、食品リサイクル法制定 国・新環境基本計画策定 府・家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画策定 府・循環型社会推進課設置
	6月	八幡市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領制定	府・環境審議会と自然環境保全審議会を統合し、環境審議会を設置
	7月	組織機構の改編により環境事務所に「ごみ減量推進課」を新設	府・家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画策定
	8月	八幡市生ごみ減量化推進補助金交付要綱制定 八幡市火葬料補助金交付要綱制定	
H13	1月	八幡市地下水の採取に関する要綱制定	POPs 条約採択
	3月	城南衛生管理組合のグリーンヒル三郷山一般廃棄物最終処分場が竣工	国・環境省発足 国・フロン回収破壊法、PCB 処理特別措置法制定
	4月	粗大ごみの無料収集を廃止 八幡市エコ・オフィス計画（改訂版）策定 環境にやさしい市役所（エコ・オフィス）推進本部設置要綱を廃止し、環境政策推進要綱を制定	府・不法投棄等特別対策本部設置、不法投棄等特別対策室設置 府・地球にやさしい21世紀府庁プラン策定 府・府庁グリーン調達方針施行
	10月	八幡市環境基本計画策定 ごみ袋の透明化を実施	
H14	4月	八幡市環境自治体宣言 「里山再生活用事業」開始（3箇年事業）	国・新地球温暖化対策推進大綱決定 国・京都議定書批准
	7月	八幡市カラスよけネット等購入費助成金交付要綱制定	国・新生物多様性国家戦略策定 国・土壌汚染対策法、新エネルギー等利用法、自動車リサイクル法、自然再生推進法、エネルギー政策基本法、有明海・八代海再生特措法制定
	8月	八幡市環境市民ネットの発足	府・レッドデータブック発刊
	9月	八幡市環境マネジメントシステムの構築に向けた取り組みの開始	府・産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例制定 府・地球温暖化対策プラン策定
H15	3月	八幡市生ごみ減量化推進補助金交付要綱廃止	国・第3回世界水フォーラム開催
	4月	八幡市環境マネジメントシステム運用開始 八幡市開発指図書要綱改正【平成15年5月施行】	国・循環型社会形成推進基本計画策定 国・環境保全活動・教育推進法、JESCO 法制定
	5月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・循環型社会形成計画策定 府・産業廃棄物政策室、地球温暖化対策プロジェクト設置
	7月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（共通目標）	府・地球温暖化防止活動推進センター指定 府・第1期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	9月	L A S - E 判定委員会において八幡市環境マネジメントシステム共通目標の合格判定	府・京都府民の生活環境を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例制定
	11月	八幡市環境フォーラム開催	府・『環』の公共事業行動計画策定
H16	1月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	国・外来生物法、環境配慮促進法制定
	5月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（独自目標） L A S - E 判定委員会において八幡市環境マネジメントシステム独自目標の合格判定	府・産業廃棄物税条例制定 府・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 府・京都グリーン購入ネットワーク設立 府・地球温暖化対策プラン（改定版）策定
	7月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・「環」の公共事業皇后計画ガイドライン策定
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
H17	2月	八幡市地域省エネルギービジョン策定	国・京都議定書発効
	3月	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例公布【平成17年4月施行】	国・京都議定書目標達成計画策定 国・特定特殊自動車排出ガス規制法制定
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	府・4課（1課内室）プロジェクトを6室1プロジェクトに再編（自然・環境保全室を設置） 府・第2期京都府地球温暖化防止活動推進委員委嘱

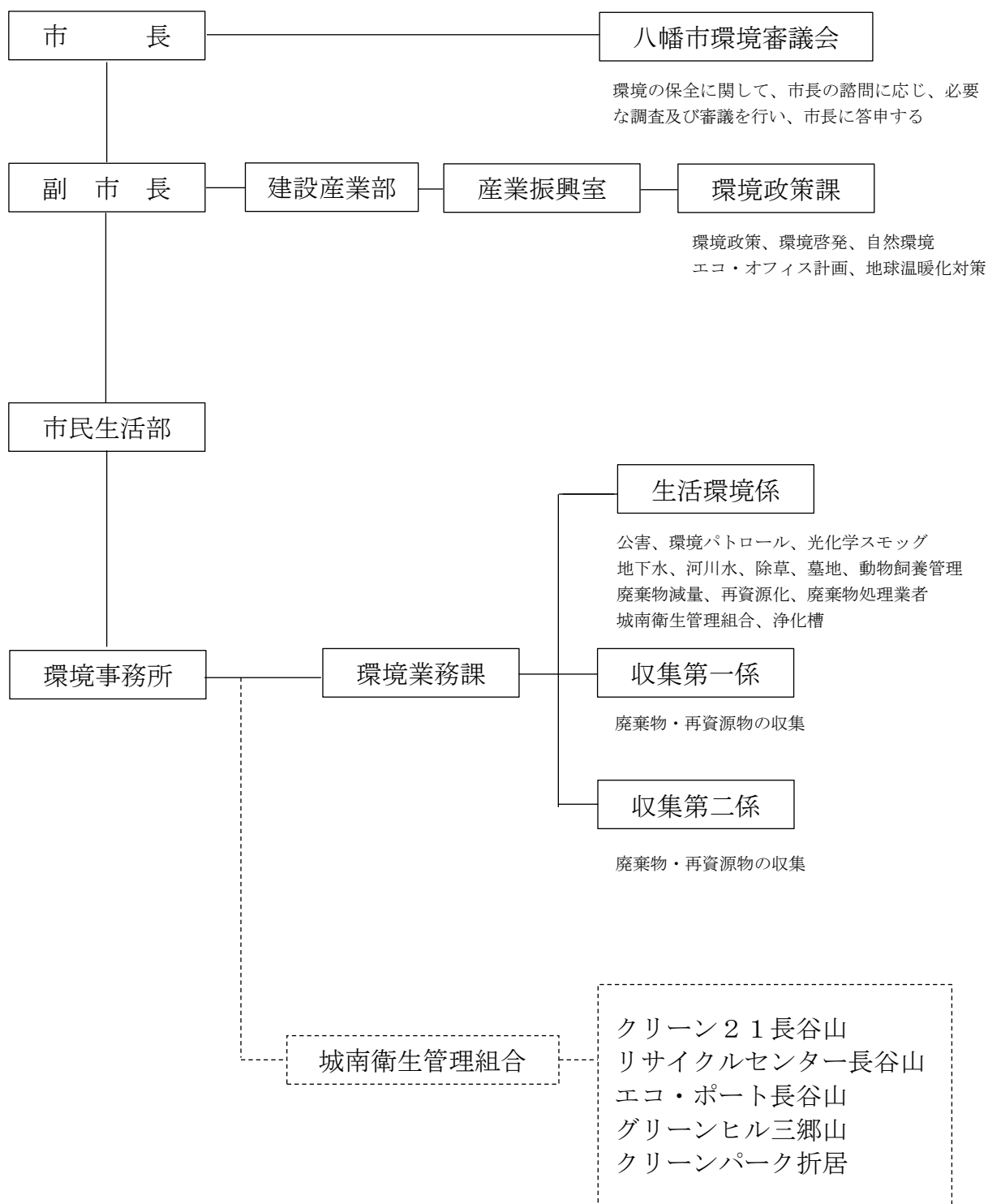
年	月	八幡市	世界・国・京都府
			府・建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例制定 府・京都エコエネルギープロジェクト全面稼働 府・地球温暖化対策条例制定 府・地球温暖化対策プラン（平成 17 年改定版）策定
H18	4月	八幡市環境マネジメントシステム運用開始（第 2 ステージ） 八幡市美しいまちづくりに関する条例公布〔平成 18 年 10 月施行〕 「ポイ捨て禁止」等の路面への啓発シール設置 「美しいまちづくりに関する条例制定」啓発横断幕の設置（府道長尾八幡線・府道インター線）	国・第三次環境基本計画策定 国・石綿被害救済法制定 府・企画環境部に環境技術専門監を設置 府・地球にやさしい府庁プラン策定 府・地球温暖化対策推進計画の策定 府・地球温暖化対策プラン（平成 18 年度改定版）策定 府・産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン策定 府・丹後海と星の見える丘公園開園
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
H19	2月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（共通目標） 第 4 次八幡市総合計画策定	国・エコツーリズム推進法、環境配慮契約法制定 府・第 3 期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱 府・絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例制定 府・『環』の公共事業行動計画ガイドライン（改定版）策定
	3月	八幡市環境審議会に「八幡市環境基本計画中間見直しについて」諮問	府・循環型社会形成計画の中間見直し 府・地球温暖化対策プラン（平成 19 年改定版）策定 府・丹後天橋立大江山国定公園指定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	八幡市環境マネジメントシステム外部監査実施（平成 18 年度分独自目標の取り組みについて） 中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	10月	グリーンカーテン写真展示会	
H20	1月	八幡市環境マネジメントシステム第 2 ステージ外部監査を実施（共通目標）	国・生物多様性基本法制定 国・第二次循環型社会形成推進計画策定
	2月	八幡市環境審議会から「八幡市環境基本計画中間見直しについて」答申	府・企画環境部を文化環境部にし、6 室 1 プロジェクトを 5 課に再編、部局再編に伴い公園緑地課所管の自然公園に関する事務を自然環境保全課に移管 府・地球温暖化対策プラン（平成 20 年度改定版）策定
	3月	八幡市環境基本計画中間見直し版・概要版作成	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査を実施	
H21	2月	八幡市環境マネジメントシステム第 2 ステージ外部監査実施（共通目標）	国・海岸漂着物処理推進法制定 府・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定 府・電気自動車等の普及の促進に関する条例制定 府・第 4 期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱 府・地球温暖化対策プラン（平成 21 年度改定版）策定 府・森林利用保全指針策定 府・けいはんなエコシティ推進プラン 府・家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画改定
	4月	八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業開始	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	11月	グリーンカーテン写真展示会	
H22	2月	八幡市環境マネジメントシステム第 2 ステージ外部監査実施（共通目標）	国・生物多様性条約締結国会議開催 国・生物多様性保全活動促進法制定 府・新京都府環境基本計画策定 府・電気自動車等普及促進計画策定 府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定 府・地球温暖化対策プラン（平成 22 年度改定版）策定
	3月	八幡市一般廃棄物処理基本計画策定	
	4月	八幡市環境マネジメントシステムの運用を L A S - E から K E S ・環境マネジメントシステムスタンダードに移行 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	12月	グリーンカーテン写真展示会	
H23	1月	K E S ・環境マネジメントシステムスタンダードステップ 1 登録取得	府・京都府地球温暖化対策推進計画改定 府・第 5 期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱 府・産業廃棄物減量・リサイクル支援センターの設立 府・海岸漂着物対策推進地域計画策定 府・地球温暖化対策プラン（再生可能エネルギー戦略）策定
	2月	八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	

年	月	八幡市	世界・国・京都府
			府・環境影響評価条例改正
H24	1月	グリーンカーテン写真展示会	国・小型家電リサイクル法、カネミ油症救済法制定 府・循環型社会形成計画（第2期）策定 府・京都府海岸漂着物対策推進地域協議会の設置 府・京都府バイオマス活用推進計画策定 府・府庁の省エネ・創エネ実行プラン策定 府・文化環境部に環境・エネルギー局を設置し、6課に再編（エネルギー政策課の新設）
		K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	
		第2次八幡市エコ・オフィス計画（事務事業編）策定	
		八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	2月	第2次八幡市環境基本計画策定	
	3月	八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
11月	第1回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）		
12月	グリーンカーテン写真展示会		
H25	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	水銀に関する水俣条約採択 国・第三次循環型社会形成推進基本計画策定 国・フロン回収破壊法改正（フロン排出抑制法） 府・第6期京都府地球温暖化防止活動推進委員委嘱 府・京都エコ・エネルギー戦略策定 府・京都府改訂版レッドリスト（野生生物編）2013 発行
		八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	2月	八幡市環境マネジメントシステム市民監査実施	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	中学生による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
11月	第2回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト） グリーンカーテン写真展示会		
H26	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・水循環基本法、地域自然資産法、雨水利用促進法制定 国・鳥獣保護法改正（鳥獣保護管理法） 府・電気自動車等普及促進計画改定 府・京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例制定 府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定
		事務局による八幡市環境マネジメントシステム内部監査実施	
	3月	飼い犬・猫の避妊・去勢手術補助金制度開始	
	4月	グリーンカーテンづくり講習会	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	
11月	第3回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト） グリーンカーテン写真展示会		
H27	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	パリ協定採択 国・水銀による環境の汚染の防止に関する法律、琵琶湖保全再生法制定 国・気候変動への影響への適応計画策定 府・京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例制定 府・再生可能エネルギーの導入等促進プラン策定 府・第7期京都府地球温暖化防止活動推進委員委嘱 府・京都府レッドデータブック2015 発刊 府・燃料電池自動車（FCV）普及・水素インフラ整備ビジョン策定 府・文化環境部環境・エネルギー局を環境部に昇格させ、9課に再編（水環境対策課、公営企画課、建築整備課を編入）
		京都府地球温暖化対策条例に基づく排出量削減計画制度における取り組みについて京都府が八幡市を表彰	
		プラスチック製容器包装の分別収集開始	
	3月	城南衛生管理組合：粗大ごみ処理施設（プラスチック製容器包装資源化施設併設）の竣工	
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	
	10月	第4回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	
11月	グリーンカーテン写真展示会		
H28	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	パリ協定発効 国・地球温暖化対策計画策定 国・パリ協定批准 府・京都丹波国定公園指定 府・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改定 府・産業廃棄物の3R戦略プラン策定
		八幡のまちの小さな仲間たち 2016 発行	
	3月	グリーンカーテンづくり講習会	
	7月	家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金制度開始	

年	月	八幡市	世界・国・京都府
	8月	八幡市環境マネジメントシステム内部監査（中学生・市民監査）実施	
	10月	第5回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	
	11月	グリーンカーテン写真展示会	
H29	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	水銀に関する水俣条約発効 国・廃棄物処理法改正
	3月	第2次八幡市環境基本計画中間見直し版策定	府・京都府バイオマス活用推進計画（改訂版）策定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	府・第8期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱
	10月	第6回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	府・電気自動車等普及促進計画改定
	11月	グリーンカーテン写真展示会	
H30	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 国・海岸漂着物処理推進法改正
	3月	第3次八幡市エコ・オフィス計画策定	国・気候変動適応法制定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	国・気候変動適応計画策定
	10月	第7回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト）	府・京都府生物多様性地域戦略策定 府・京都丹波高原国定公園ビジターセンター竣工
	11月	グリーンカーテン写真展示会	府・京都舞鶴港スマート・IC・ICM（マスタープラン）策定 府・生物多様性未来継承プラン
H31 /R1	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため基本的な方針の変更
	2月	環境マネジメントシステム研修実施	国・プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定
	5月	グリーンカーテンづくり講習会	国・廃棄物処理法、フロン排出抑制法改正
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	国・食品ロス削減推進法制定 府・山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定
	10月	第8回スマート・エコ祭（グリーンカーテン写真コンテスト表彰式） 再生可能エネルギー工作教室	府・京都府災害廃棄物処理計画策定 府・環境部を府民環境部に再編 府・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例改正
R2	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・大気汚染防止法改正 パリ協定 始動
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	国・首相による「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言 府・知事が「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言
	12月	再生可能エネルギー工作教室	府・京都府環境基本計画（第3次）策定 府・京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正
R3	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	国・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律制定
	9月	グリーンカーテン写真コンテスト展示会 やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト展示会	府・京都府地球温暖化対策推進計画及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの改定 府・京都府海岸漂着物対策推進地域計画の改定
	11月	再生可能エネルギー工作教室	府・京都府プラスチックごみ削減実行計画の策定 府・府庁の省エネ・創エネ実行プランの改定
R4	1月	K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダードステップ1 継続登録取得	
	2月	ゼロカーボンシティ宣言	
	3月	第3次八幡市環境基本計画策定 地球温暖化対策実行計画 区域施策編改定 第4次八幡市エコ・オフィス計画策定	

## 2. 環境行政の機構及び事務分掌

(令和4年度1月組織改革により部署名変更)

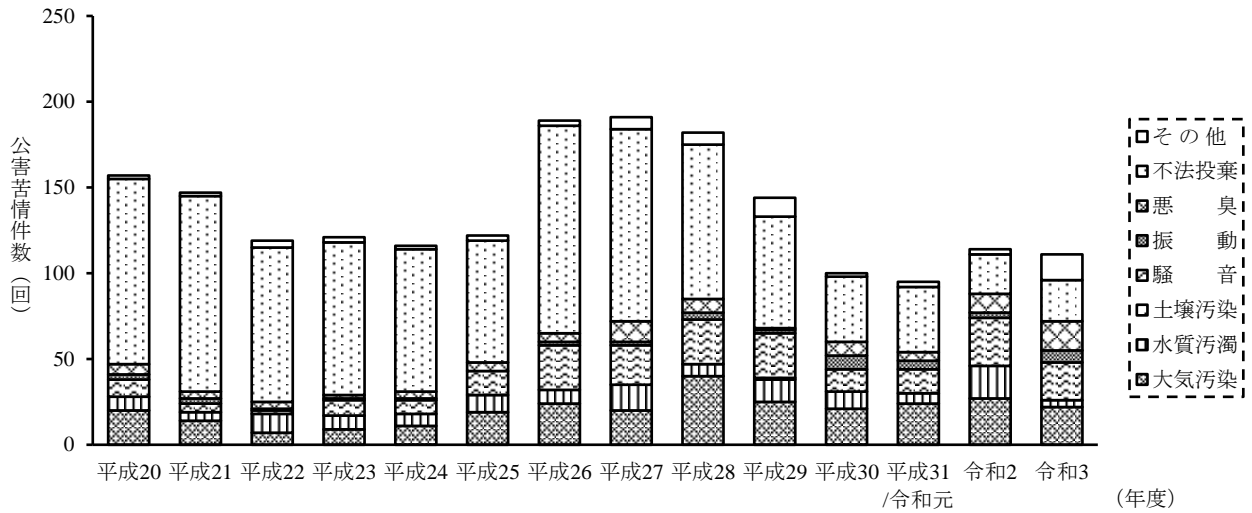


### 3. 環境行政の現状

#### (1) 公害苦情件数の推移

令和3年度は、公害苦情総数が111件と昨年度と比較して3件減少しました。種別では不法投棄が最も多い苦情となっており、令和3年度は24件と全体の約22%を占めています。

大気汚染に対する苦情は、資材置き場等での廃棄物の焼却に関する苦情が寄せられ、また、これまで苦情の少なかった草木や家庭ごみ等の焼却による苦情が増加しており、焼却行為による有害物質の発生等に対する市民意識の変化がうかがえます。



グラフ B-1 年度ごとの苦情件数

表 B-2 令和3年度苦情の地区別区分 (パトロール除く) (単位: 件)

	八幡	男山	橋本・西山	川口	東部	その他	計
大気汚染	10	0	1	2	9	0	22
水質汚濁	3	0	0	1	0	0	4
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
騒音	10	3	1	4	4	0	22
振動	1	3	1	0	2	0	7
悪臭	10	0	3	3	1	0	17
不法投棄	13	1	1	0	9	0	24
その他	7	0	0	0	7	1	15
計	54	7	7	10	32	1	111
比率(%)	48.6	6.3	6.3	9.0	28.8	1.0	100
参考	面積比率(%)	32.4	7.8	7.0	2.8	50.0	100
	人口比率(%)	31.1	28.8	17.5	3.7	18.9	100

## (2) 環境保全協定の締結状況

本市では、昭和47年度から事業者に対し、よりよい生活環境を創出、公害の発生の未然防止と事業者自身の公害に対する自覚と認識を促すために、事業者と公害防止協定を締結してきました。

平成10年12月からは、これまでの公害防止協定を環境保全協定に改め、公害の未然防止だけでなく、広く環境保全にも取り組む努力規定を設け、協定の締結に努めています。

平成11年度では、要綱を定めこれまで公害防止協定を締結していた事業者と環境保全協定による再締結を行い、また、大気汚染防止法等に基づく特定施設を設置している事業者と新規に環境保全協定を締結しました。

表B-3 締結当事者別状況 (単位：件)

年度	項目	協定数
令和3	新規締結	1
	無効となった協定数	0
	年度末現在有効な協定数合計	197
令和2	年度末現在有効な協定数合計	196

(令和4年3月末現在)

表B-4 業種別協定締結数 (単位：件)

業種	締結数	業種	締結数
農業	—	窯業・土石	1
鉱業	—	鉄鋼業	5
建設業	2	非鉄金属製品	5
食料品製造業	15	金属製品	15
繊維工業	6	機械工業	16
木材・木製品製造	4	電気・ガス業	—
紙・パルプ製造業	1	産業廃棄物処理業	17
化学工業	2	その他	106
石炭・石油製品	2		
ゴム・皮革製品	—	合計	197

(令和4年3月末現在)



## 4. 八幡市環境自治体宣言

八幡市環境基本計画の策定に際し、平成13年5月に開催した環境シンポジウムで、市民から「子どもの将来を考える時、本当にきれいな環境を残してあげたいと思う。そこで『八幡市は環境を大切にする市です』といった宣言をされてはどうか。宣言することによって、市民も環境を大切にしなければならないという気持ちが強くなると思う」との提案をいただきました。「八幡市環境審議会」からも、八幡市環境基本計画策定についての答申の付帯事項に「環境自治体宣言」を提案いただきました。

そこで、市民、事業者、行政による「八幡市環境自治体宣言策定委員会」で検討をいただいた宣言文をもとにして、八幡市環境基本計画に示されている「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、市民や事業者の環境意識の高揚と、市民と事業者、そして行政が協働して行動する決意の表明として、八幡市を環境自治体とする宣言をしました。

### 八幡市環境自治体宣言

みどり豊かな自然やきれいな水、澄んだ空気など美しい環境を守り育てることは、私たち人間だけではなく、すべての生き物にとって共通の願いです。

そして、私たちが生まれたかけがえのない地球のよりよい環境を、子どもたちに引き継いでいくことが、私たちに与えられた大きな責任です。

地球全体を見つめ、身近なところから行動しなければならない今、すべての市民、事業者、行政が協力しあい、私たちのふるさと八幡を「人と自然が共生する環境にやさしいまち」にしていくことを決意し、ここに八幡市を環境自治体とすることを宣言します。

- 1 私たちは、水やみどり、空気などを大切にし、いろいろな生き物が共に生きていける環境を守り育てます。
- 1 私たちは、大切な資源を守るため、ものを使い捨てる生活を繰り返し使う生活に見直して、ものを大切にする心豊かな暮らしをめざします。
- 1 私たちは、自然エネルギーの利用や省エネルギーに心がけ、環境にやさしい文化的な生活をめざします。
- 1 私たちは、それぞれの役割と責任を十分に理解し、すべての人たちと進んで協力して、安心して快適な生活ができる美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、いつも身近な生活を通して地球環境の大切さを考え、行動します。

平成14年4月1日

八幡市

この宣言文は、市民や事業者の方々など八幡市にかかわる人たちによる委員会で作られました。

## 第2部

# 環境基本計画と 環境の現状

第1章 第2次八幡市環境基本計画

第2章 第2次八幡市環境基本計画の進捗状況

# 第1章 第2次八幡市環境基本計画

## 1. 環境基本計画の概要と計画改定について

本市における環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示して、施策の方向を明らかにする「八幡市環境基本計画」を平成13年10月1日に策定しました。

そして、策定から10年が経過し、これまで実施してきた各目標の再検討を行い、明確な目標によって、環境保全のより一層の推進を図るため、第2次八幡市環境基本計画を策定することとしました。第2次環境基本計画は平成29年3月に中間見直しを行いました。

### 人と自然が共生する環境にやさしいまち

この望ましい環境像を実現するために、次の三つの基本方針を定めます。

#### ●自然とふれあう うるおいとやすらぎのあるまち

市街地の中の小さなみどりから、樹林地、農地、水辺などの自然が、豊かに保全、活用、創出するまちをめざします。

#### ●低炭素社会・循環型社会をめざした環境にやさしいまち

今日の環境問題は、資源やエネルギーの大量消費や温室効果ガスの排出によって環境負荷の増大が原因となっています。生産や流通に携わる企業から市民1人ひとりに至るまで、低炭素社会・循環型社会の実現をめざして環境への負荷を減らし、健康で快適なまちをめざします。

#### ●環境保全と創造に積極的に取り組むまち

市民、事業者、行政が互いに協力し、環境の保全と創造に向けて自主的に学習活動や行動が活発に行われるまちをめざします。

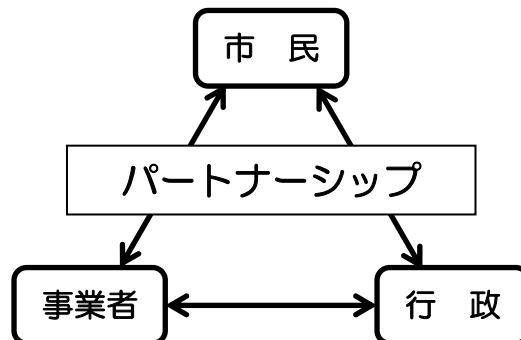



表 望ましい環境像と基本方針概念図

望ましい環境像	基本方針	環境項目	基本目標	環境施策の柱
				戦略目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人と自然が共生する環境にやさしいまち</p>	<p>●自然とふれあうう るおいとやすらぎの あるまち</p> <p>●低炭素社会・循環 型社会をめざした環 境にやさしいまち</p> <p>●環境保全と創造に 積極的に取り組むま ち</p> 	I. 水	多様な生物が棲める水辺空間を保全・創出し、きれいな水を守るまち	(1) 水辺空間の保全と創出 (2) 水を汚さない取り組み (3) 水資源の循環 (4) 「水の日」及び「水の週間」への取り組み
		II. みどり	まとまりあるみどりや市街地のみどりを保全し、自然と身近にふれあうまち	(1) 人と自然がふれあう場や機会の確保 (2) 自然景観の保全 (3) 市街地のみどりの確保 (4) 生物多様性の保全
		III. 資源循環・廃棄物	廃棄物を削減し、リサイクルに努める循環型のまち	(1) 廃棄物の減量と資源の循環 (2) 犬・猫のフン放置や不適正な屋外燃焼・不法投棄の防止 (3) 廃棄物の適正処理 (4) 自動車処理事業者への指導
		IV. 公害・災害	安心・安全で快適な環境に やさしい生活環境を創造する まち	(1) 大気汚染の防止 (2) 騒音・振動の低減 (3) 有害化学物質による汚染の防止 (4) 災害に対する環境対策
		V. 歴史・文化		(5) 都市景観の形成・環境美化の推進 (6) 歴史・文化の保全と活用
		VI. 交通		(7) 歩行者空間の充実 (8) 公共交通機関の充実 (9) 自転車利用の促進 (10) かしこいクルマの使い方
		VII. エネルギー		(1) エネルギーの有効活用・地球環境保全活動 (2) 新エネルギー利用型の施設整備 (3) 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進
		VIII. 学習・参加	市民1人ひとりが環境問題を意識し、積極的に行動するまち	(1) 環境教育・環境学習の推進 (2) 環境行動への参加と支援 (3) 市民団体やNPO団体との連携・協働 (4) 環境マネジメントシステムの認証取得の促進 (5) 市民への情報公開並びに情報の共有化 (6) 環境にやさしい知恵のあるくらしの実践

## 水

### (1) 水辺空間の保全と創出

- ◇動植物が生育・生息する水辺とします。
- ◇すべての市民が憩える、潤いのある水辺空間を創出します。
- ◇自然環境や親水性に配慮した河川の延長を8倍にします。目標値 3,440mを100%とします。  
(令和3年度 65.0%)

### (2) 水を汚さない取り組み

- ◇公共下水道の普及率100%をめざし、公共用水域の水質保全を図ります。(令和3年度 99.9%)
- ◇河川のBODについて、環境基準が設定されていない河川も、環境基準を目標として、その達成をめざします。(令和3年度 85.9%)

### (3) 水資源の循環

- ◇雨水の利用を図ります。
- ◇雨水の地下浸透などを進め、適切な水循環に努めます。
- ◇雨水の地下浸透を進めるため、市が管理する幹線道路の歩道の100%を透水性舗装にします。  
(令和3年度 55.3%)

### (4) 「水の日」及び「水の週間」への取り組み

- ◇「水の日」及び「水の週間」の周知を図ります。
- ◇「打ち水大作戦」の普及・啓発に努めます。

## みどり

### (1) 人と自然がふれあう場や機会の確保

- ◇人と自然がふれあう空間を保全、創出します。
- ◇市民向けの自然観察会を季節ごとに1回(4回/年)行うことを目標とします。(令和3年度 2回)

### (2) 自然景観の保全

- ◇豊かな自然景観を保全します。
- ◇市民1人当たりの都市公園等面積7.5m<sup>2</sup>をめざします。(令和3年度 7.87m<sup>2</sup>)

### (3) 市街地のみどりの確保

- ◇市民の主体的な取り組みによって、みどりあふれる住環境(質、量とも)を創造します。

### (4) 生物多様性の保全

- ◇すぐれた自然を保全し、動植物の豊かな生息環境をつくります。

## 資源循環・廃棄物

### (1) 廃棄物の減量と資源の循環

- ◇廃棄物の再利用・リサイクルを支援し、資源化率を30%とします。(令和3年度 16.0%)
- ◇廃棄物の減量・再利用・リサイクルを支援し、事業系も含めた1人1日当たりの排出量800g以下をめざします。(令和3年度 791g)
- ◇市民は使い捨て商品の使用の自粛や壊れた製品の修理など、ライフスタイルを見直します。

### (2) 犬・猫のフン放置や不適正な屋外燃焼・不法投棄の防止

- ◇犬・猫の飼い主に対するマナー向上をめざします。
- ◇不適正な屋外燃焼行為や不法投棄への対策を行います。
- ◇不法投棄件数を0件にします。(令和3年度 34件)
- ◇野外の不適正な燃焼行為件数を0件にします。(令和3年度 9件)

### (3) 廃棄物の適正処理

- ◇建設業や各種事業活動・市民生活などから発生する廃棄物の適正な処理・処分を行います。

### (4) 自動車処理事業者への指導

- ◇自動車処理事業所周辺の違法駐車や廃車の保管に対して適正な指導を行います。

## 公害・災害

### (1) 大気汚染の防止

◇大気汚染に係る環境基準の 100%達成をめざし、すでに満たしている物質はより良好な水準をめざします。(令和3年度 66.7%)

### (2) 騒音・振動の低減

◇広域幹線道路の整備により騒音・振動の発生が予想されますが、環境基準を満たすことを目標とします。(令和3年度 昼 50%、夜 50%)

### (3) 有害化学物質による汚染の防止

◇化学物質の流通、利用、影響に関する情報を公開し、汚染防止に努めます。

### (4) 災害に対する環境対策

◇災害に強い環境をつくります。

## 歴史・文化

### (5) 都市景観の形成・環境美化の推進

◇ごみがなく、みどりあふれる都市景観をつくります。

◇魅力ある景観の保全と創出に努め、都市アメニティを確保します。

◇美化運動の参加者数 74,167 人をめざします。

※74,167 人は平成 23 年 4 月 1 日現在の人口。(令和3年度 36,504 人)

### (6) 歴史・文化の保全と活用

◇地域の伝統文化と新しい文化が共存する豊かな生活環境をつくります。

## 交通

### (7) 歩行者空間の充実

◇公共施設などのユニバーサルデザイン化を進め、快適な歩行者空間をつくります。

### (8) 公共交通機関の充実

◇自家用自動車による環境負荷を減らすために、公共交通機関への転換に取り組みます。

◇歩行者、自転車利用者、障がい者などの交通弱者を尊重した、安全で安心な道路や施設などの整備に努めます。

### (9) 自転車利用の促進

◇自転車利用者が安全で安心な道路や施設などの整備に努めます。

◇自転車乗車マナーの啓発を行います。

### (10) かしこいクルマの使い方

◇過度にクルマに依存する行動(交通行動)から、公共交通機関や自転車、徒歩などでの移動に自発的に転換していくことを促進します。

## エネルギー

### (1) エネルギーの有効活用・地球環境保全活動

◇省エネルギーに努め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を平成 25 年度に比べ 46%削減(令和 12 年度)します。(※第 3 次八幡市環境基本計画の策定により、目標設定を見直しています。)

◇樹林地や農地の保全と都市緑化に取り組み温室効果ガスを吸収します。

### (2) 新エネルギー利用型の施設整備

◇住宅用に太陽光発電等の新エネルギー施設の整備を進めます。

◇太陽光発電設備の普及に努め、市内世帯の 8%設置化をめざします。(令和3年度 4.02%)

### (3) 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進

◇施設の新築や改築などを行うときは、省エネ家電の導入、省エネ住宅の普及促進を図ります。

## 学習・参加

### (1) 環境教育・環境学習の推進

- ◇学校、職場、地域における環境教育を充実します。
- ◇市民の自主的な活動を促す学習環境づくりを進めます。
- ◇環境学習の参加者数 222,501 人をめざします。

※222,501 人は平成 23 年 4 月 1 日現在の人口の 3 倍。(令和 3 年度 131,915 人)

### (2) 環境行動への参加と支援

- ◇環境保全活動を充実します。
- ◇環境保全活動の参加者数 74,167 人をめざします。

※74,167 人は平成 23 年 4 月 1 日現在の人口。(令和 3 年度 44,570 人)

### (3) 市民団体や NPO 団体との連携・協働

- ◇環境関連団体と連携し、環境保全活動に取り組みます。
- ◇環境団体を 50 団体に増やすことをめざします。(令和 3 年度 24 団体)

### (4) 環境マネジメントシステムの認証取得の促進

- ◇市内の事業者がそれぞれの特性に応じた環境マネジメントシステムを構築し、認証取得ができるよう、促進します。
- ◇事業者を対象とした学習会や説明会を実施します。

### (5) 市民への情報公開並びに情報の共有化

- ◇環境情報の一元管理と情報を提供します。
- ◇広報紙やホームページなどを利用した、身近な環境情報を 1 年に 100 回提供します。  
(令和 3 年度 81 件)



### (6) 「環境にやさしい知恵のある暮らし」の実践

- ◇市民や事業者へ環境やエネルギーに対する意識啓発を行います。

## 第2章 第2次八幡市環境基本計画の進捗状況

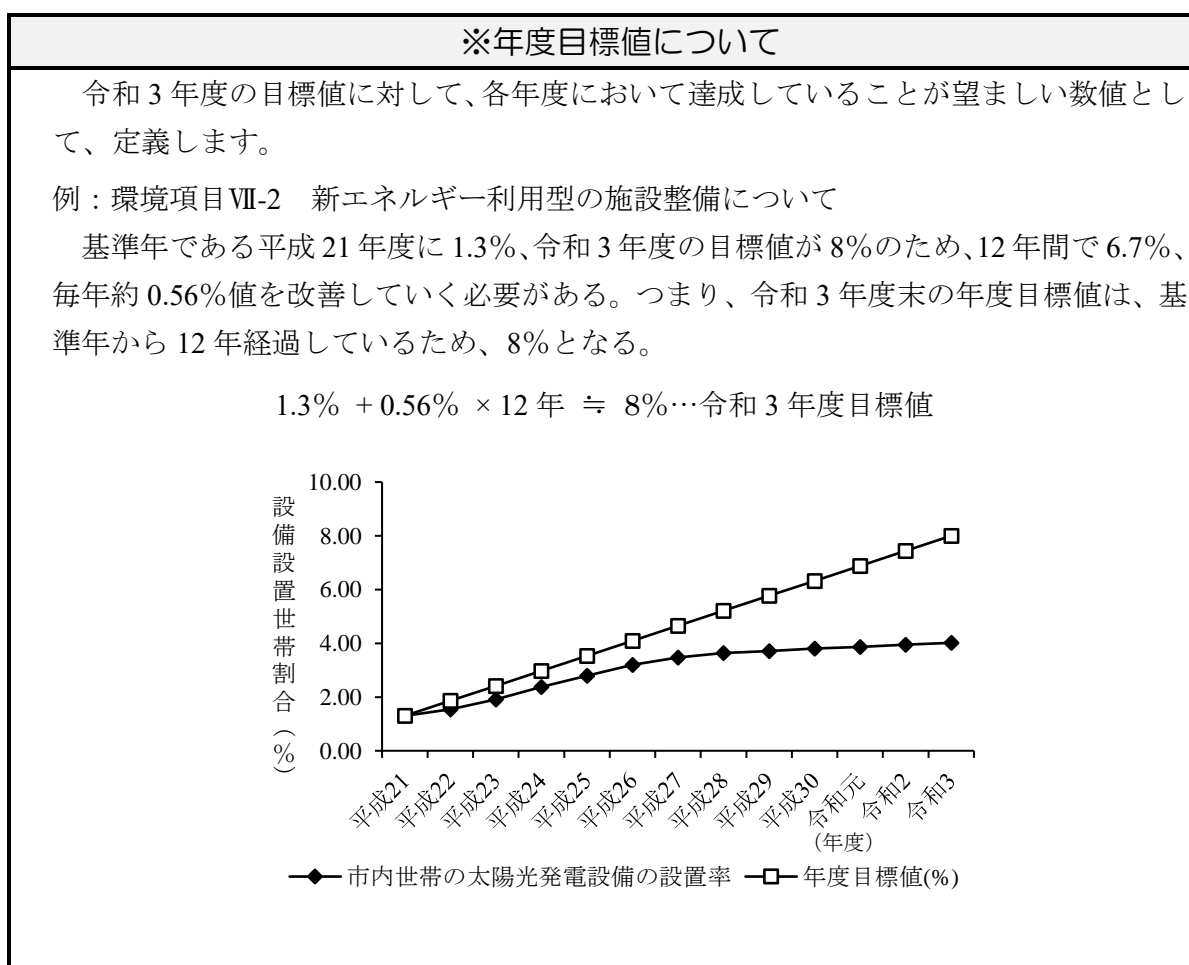
### 一 進捗状況の評価の方法

評価記号の意味	
◎	目標値を既に達成したもの(前年度との比較は問わない)
○	前年度と比較して目標値により近づき、かつ年度目標値を達成したもの。 前年度の実績値 ≤ 今年度の実績値 < 年度目標値 または 年度目標値 ≤ 今年度の実績値 < 目標値
△	前年度と比較して目標値に近づいたが、年度目標値を達成できていないもの。 前年度の実績値 ≤ 今年度の実績値 < 年度目標値
×	前年度と比較して数値が悪化したもの。ただし、◎評価のものは除く。

評価方向	
	数値の <b>増加</b> が、評価されるもの。
	数値の <b>減少</b> が、評価されるもの。

### 一 数値目標について

平成21年度を基準年とし、令和3年度に目標値を達成することとして、設定しています。





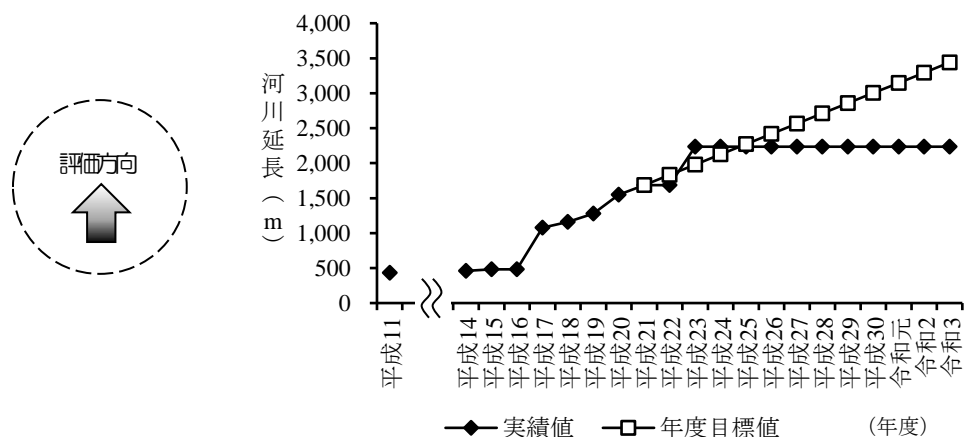
# 環境項目 I 水

～多様な生物が棲める水辺空間を保全・創出し、きれいな水を守るまち～

## 1. 水辺空間の保全と創出

戦略目標	自然環境や親水性に配慮した河川の延長を8倍*にします。 目標値 3,440m を 100%とします。
------	---

※第1次環境基本計画を策定した平成11年時点の延長430mの8倍にあたる3,440mを目標値とします。



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績距離 (m)	1,685	2,235	2,235	2,235	2,235	2,235	2,235	2,235
年度目標値 (m)	1,685	2,709	2,709	2,855	3,001	3,148	3,294	3,440
達成状況 (%)	49.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
評価	—	△	△	△	△	△	△	△

### [進捗概要]

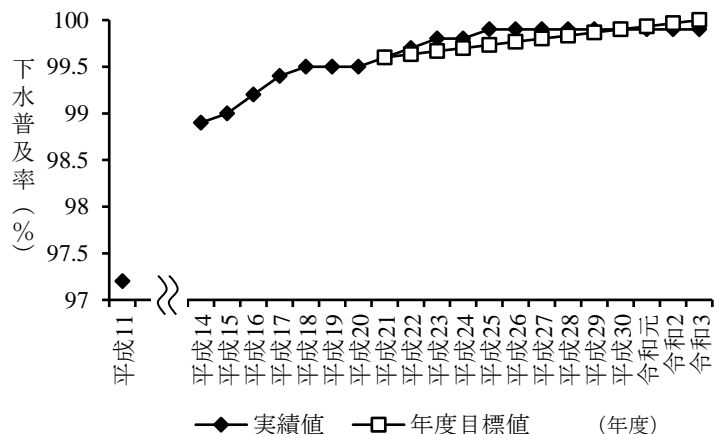
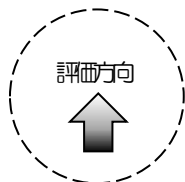
平成24年度以降、京都府による整備が実施されておらず、令和3年度末で整備延長は2,235mとなっています。

※ 親水性河川・・・「水と緑に親しみやすく」という配慮のもと、整備された河川



## 2. 水を汚さない取り組み

戦略目標①	公共下水道の普及率 100%をめざし、公共用水域の水質保全を図ります。
-------	-------------------------------------

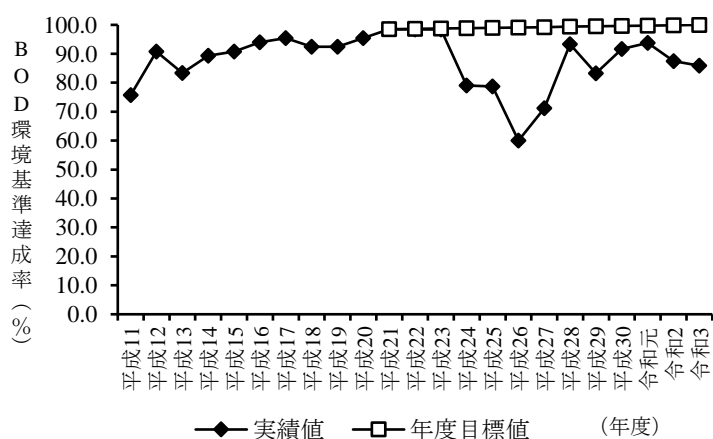
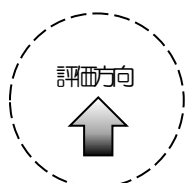


年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (%)	99.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
年度目標値 (%)	99.6	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	100
評価	—	○	○	○	○	○	○	△

### [進捗概要]

令和3年度は1.2kmの整備を行い、人口普及率は99.9%となっています。

戦略目標②	河川のBOD（生物化学的酸素要求量）について、環境基準が設定されていない河川も、環境基準を目標として、その達成をめざします。
-------	--



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (%)	98.5	71.2	93.3	83.3	91.7	93.8	87.5	85.9
年度目標値 (%)	98.5	99.3	99.4	99.5	99.6	99.7	99.9	100
評価	—	△	△	×	△	△	×	×

[進捗概要]

本市において独自に市内河川 16 地点で、年 4 回（計 64 回）の水質調査を実施しています。

（※平成 30 年度までは 15 地点×年 4 回、のべ 60 回実施）

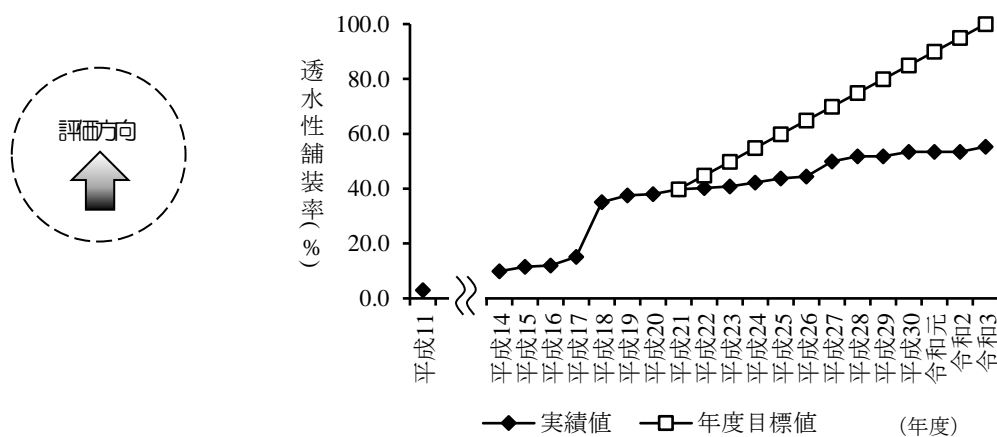
平成 23 年度から、大谷川の環境基準の類型が E から B に変更され、基準値が引き上げられました。その影響もあり、近年達成率の低下がみられます。

<BOD 環境基準値>

E 類型：10 mg/L 以下 ⇒ B 類型：3 mg/L 以下

### 3. 水資源の循環

戦略目標	雨水の地下浸透を進めるため、市が管理する幹線道路の歩道の 100% を透水性舗装にします。
------	---



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
舗装済 m /歩道 m	10,485 /26,370	13,513 /27,079	14,035 /27,079	14,035/ 27,079	14,454/ 27,079	14,468/ 27,079	14,468/ 27,079	14,968 27,079
実績値 (%)	39.8	49.9	51.8	51.8	53.4	53.4	53.4	55.3
年度目標値 (%)	39.8	69.9	74.9	79.9	85.0	90.0	95.0	100
評価	—	△	△	△	△	△	△	△

[進捗概要]

令和 3 年度末での整備済み延べ延長は 14,968m となり、市が管理する幹線道路の歩道 (27,079m) の 55.3% が透水性舗装整備済みとなりました。

※<sub>1</sub> 透水性舗装とは、舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水の涵養などの効果が見込まれます。

※<sub>2</sub> 市道以外の府道、国道は集計に含まれていません。

## [関連の取り組み]

### (1) 地盤沈下への取り組み

京都府内では、京都市南部地域等において、地盤沈下の傾向がみられますが、本市においては、現在のところ地盤沈下はみられません。

しかし、今後、広域幹線道路の整備に伴い、企業活動も活発になり、地下水利用の拡大に伴って地盤沈下等が推察されることから、平成13年1月に地下水の採取に関する要綱を策定し、地下水の利用状況の調査・把握に努めています。

表1-1 利用目的別地下水年間揚水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度(末)	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3
事業系	1,964,585	1,829,537	1,770,829	2,006,868	2,156,360	2,252,464	2,223,274
農業用水	1,634,579	2,214,810	2,665,679	2,499,552	2,161,542	2,118,661	1,767,397
上水道	3,046,691	3,136,581	2,966,736	3,039,786	2,981,869	2,952,912	2,905,994
合計	6,645,855	7,180,928	7,403,244	7,546,206	7,299,771	7,324,037	6,896,665

### ～八幡市地下水の採取の届出について～

八幡市では、地下水採取の実態を把握することにより、地下水の利用と保全の適正化を図り、市民の生活環境の確保に寄与することを目的として、『八幡市地下水の採取の届出に関する要綱』を定めています。地下水採取を規制するものではありませんが、井戸を設置している事業者は、要綱に基づき井戸の概要と年間取水量などの報告が必要です。

#### ・事業用の井戸を設置する場合

事業用の井戸を設置しようとする事業者は、井戸設置の工事に着手しようとする日の30日前までに、井戸設置届出書（井戸の設置場所を示す図面と揚水設備の断面図を添付）を環境業務課に提出しなければなりません。

また、井戸の設置が完了した日から14日以内に、井戸設置完了届出書（ストレーナー及び揚水機の位置を記入した地質柱状図を添付）を環境業務課への提出が必要です。

#### ・年間取水量の報告

井戸の設置に関する届出を提出された事業者は、年1回、年間取水量の報告が必要です。

#### ・届出内容を変更する場合

井戸設置届出書を提出した事業者は、届出に係る事項を変更しようとする場合、井戸設置変更届出書（変更内容がわかる図面等を添付）を工事に着手する14日前までに環境業務課への提出が必要です。

#### ・井戸を廃止する場合

届出した井戸を廃止し、休止したときは、速やかに井戸廃止（休止）届出書を環境業務課への提出が必要です。

※ 現在のところ、工業用水法等の地盤沈下対策法令の適用は受けていませんが、地盤沈下の傾向が見られるようであれば、その適用を受けることになります。

## 4. 「水の日」及び「水の週間」への取り組み

### [進捗概要]

本市では「水の日」、「水の週間」を機により多くの市民が水の有効利用を体感し、水について考えることを目的とする「打ち水大作戦」を平成 17 年度から本庁舎前広場、市内公共施設及び市指定管理施設周辺で行っています。

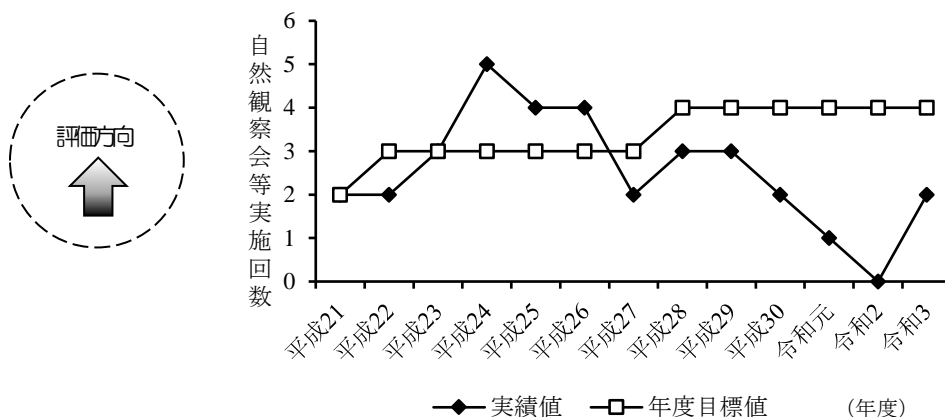
毎年 8 月に市役所本庁舎前広場において市職員とみその保育園の園児らによって「打ち水大作戦」を実施していましたが、令和 3 年度においては感染症対策のため中止し、ホームページなどを通じての啓発を行いました。

## 環境項目Ⅱ みどり

～まとまりのあるみどりや市街地のみどりを保全し、自然と身近にふれあうまち～

### 1. 人と自然がふれあう場や機会の確保

戦略目標	市民向けの自然観察会を季節ごとに1回(4回/年)行うことを目標とします。
------	--------------------------------------



年度(末)	平成21 基準年	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3 最終年
実績値(回)	2	2	3	3	2	1	0	2
年度目標値(回)	2	3	4	4	4	4	4	4
評価	—	×	△	△	×	×	×	△

#### [進捗概要]

令和3年度の取り組み結果は、次のとおりです。

- ・夏休みふれあい事業「昆虫教室」
- ・ワークショップ「松ぼっくりツリー」



#### [関連の取り組み]

##### (1) みどりのつどい

「みどり」は、防災・環境保全・レクリエーション等、市民生活に欠かせないものです。そして、植物が私たちと同じように「生きている」ことを体感し、「みどり」を大切にする豊かな心を育むために開催しています。

- ◎ 第30回みどりのつどい グリーンカーテンづくり苗配付会
  - ・令和3年5月15日 文化センター(展示室) 参加者166人
- ◎ グリーンカーテン写真コンテスト実施 応募者16人

## (2) 収穫体験

市内の農地を活用し、大根、さつまいも、落花生の収穫、農業体験を通じ、市民相互の交流を推進しています。

## (3) やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト

市民が身近な生き物の写真撮影を通じて、生き物への関心を高めることを目的に令和元年度にスタートしました。令和3年度は21人の応募がありました。

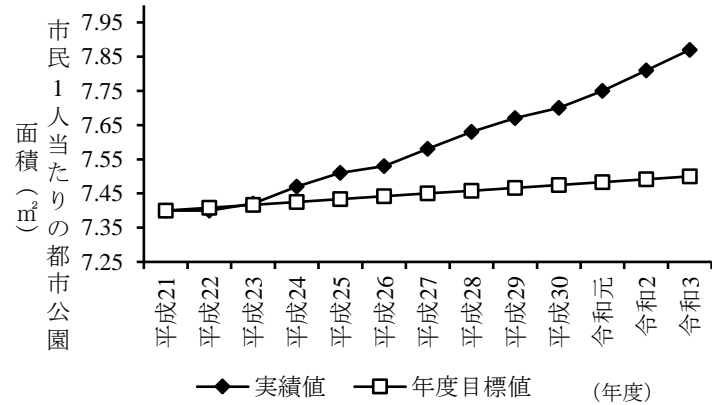
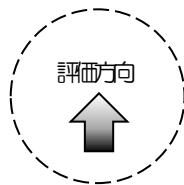


令和3年度大賞作品『①春をはばたく ②ガールズトーク』

## 2. 自然景観の保全

戦略目標

市民1人当たりの都市公園等面積 7.5 m<sup>2</sup>をめざします。



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (m <sup>2</sup> )	7.40	7.58	7.63	7.67	7.70	7.75	7.81	7.87
年度目標値 (m <sup>2</sup> )	7.40	7.45	7.46	7.47	7.48	7.48	7.49	7.5
評価	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

### [進捗概要]

令和3年度に都市公園等の面積増減はありませんでしたが、八幡市人口が減少したため、市民1人当たりの公園面積は7.81m<sup>2</sup>から7.87m<sup>2</sup>に増加しました。

### 3. 市街地のみどりの確保

#### (1) 自治会等へ花木の苗の支給

緑の自然環境の育成・創出、生活環境の向上など、美しいまちづくりの推進を図るために、「八幡市花のみどりづくり事業要綱」に基づき、自治会等を対象に、花木の種苗等の支給を行っています。令和3年度は、延べ39団体に7,472株を支給しました。

### 4. 生物多様性の保全

#### (1) 男山植生調査・放置竹林侵入竹林実態調査

平成14年から16年にかけての「里山再生活用事業」で、石清水八幡宮が鎮座する男山の自然環境について、植物と歴史の両面から調査しました。

植物については、市民参加型で植生調査や男山の植物図鑑の作成を行い、航空写真による植生変遷調査や生態調査によって孟宗竹林の拡大状況を把握しました。

歴史については、絵図や古写真・聞き取り調査などから、政治や文化・人々の生活によって、男山の景観が様々に変化していることを明らかにしました。

これら成果を『男山で学ぶ人と森の歴史』の冊子にまとめました。



#### (2) みどりの約束

「八幡のみどりの条例」に基づき、「ふるさとの森」「ふるさとの木」を指定して、これらの土地及び木の所有者と「みどりの約束」を結び、「みどり」の保護、育成に市民とともに取り組んでいます。

表 2-1 令和3年度末締結状況

ふるさとの森	指定区域面積	約束締結面積
男山地区	1,369,478.35m <sup>2</sup>	796,530.31m <sup>2</sup>
御園神社及び石田神社		
円福寺周辺		
ふるさとの木 (保存樹)	25本	



### (3) 八幡のまちの小さな仲間たち2016

八幡市は市民の自然環境および環境教育・環境学習への関心と理解を高めることを目的として、生物多様性調査報告書『八幡のまちの小さな仲間たち 2016』を発行しました。

『八幡のまちの小さな仲間たち 2016』は

◆市役所 4階 建設産業部 環境政策課 窓口  
で回覧していただけます。



#### ～調査目的について～

八幡市が平成5年に発行した『生物生態調査報告書・八幡のまちの小さな仲間たち』は、市内の鳥類、昆虫類、淡水魚貝類について調査し、その生息状況について詳細に解説した貴重な資料である。この報告書作成から20年以上の歳月が経過し、本市の生物の生息状況が当時からどのように変化してきたのか、また現在どのような環境になっているのか、再調査を行うこととした。

今回は新たに植物、哺乳類、両生類・は虫類等を調査対象に加え、自然環境の変化と生態のつながりを分析し、それらをまとめた『八幡のまちの小さな仲間たち 2016』を発行することで、市民の自然環境及び環境教育への関心と理解を高めることを目的とした。

(生物生態調査報告書・八幡のまちの小さな仲間たち 2016)

# 環境項目Ⅲ 資源循環・廃棄物

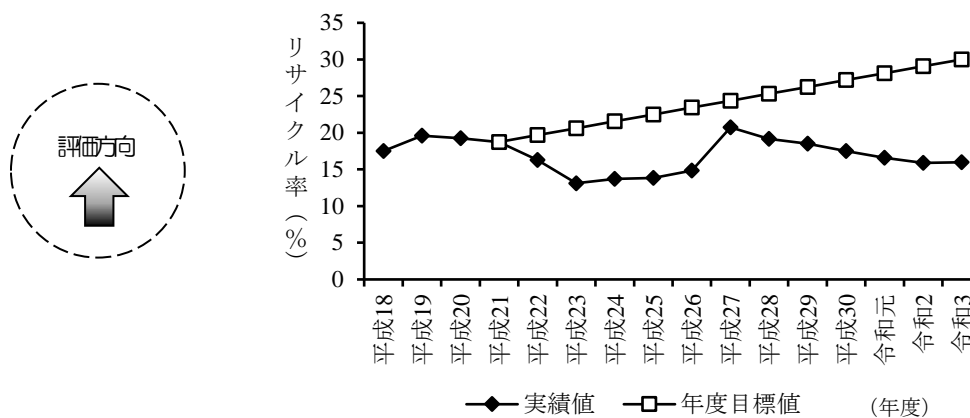
～廃棄物を削減し、リサイクルに努める循環型のまち～



## 1. 廃棄物の減量と資源の循環

戦略目標①	廃棄物の再利用・リサイクルを支援し、資源化率を30%※とします。
-------	----------------------------------

※平成 28 年度第 2 次八幡市環境基本計画の中間見直しにあたり、第 3 次八幡市一般廃棄物処理基本計画と整合を取り、可燃系、不燃系それぞれ 25%としていた目標値を、合わせて 30%に変更しました。



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (%)	18.8	20.7	19.2	18.5	17.5	16.6	15.9	16.0
年度目標値 (%)	18.8	24.4	25.3	26.2	27.2	28.1	29.1	30
評価	—	△	×	×	×	×	×	△

### [進捗概要]

資源化率については、ごみの処理に関する基本的な事項を定めている第 3 次八幡市一般廃棄物処理基本計画の基本目標に準拠しています。

資源化率の算出方法は環境省の算出方法に準拠し、以下のとおりとなっています。

$$(\text{資源化量合計} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) = \text{資源化率}$$

### 令和 3 年度資源化率計算式

#### ●資源化量

紙パック 24.99t、剪定枝 28.29 t、資源物回収 1,544.24t、缶 99.00 t、ビン 291.77 t、  
ペットボトル 154.25 t、プラスチック製容器包装 465.71 t

**計 2,608.25 (t)**

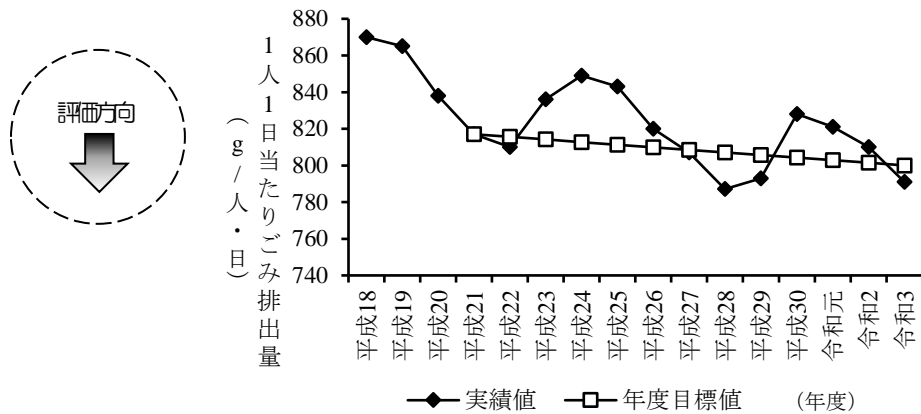
●資源化率

燃やすごみ 11,299.08 t、燃やさないごみ 1,897.40t、大型ごみ 477.10t

**計 13,673.58 (t)**

$2,608.25t / \{2,608.25t + 13,673.58t\} \times 100 \approx 16.0\%$  ...令和3年度資源化率

戦略目標②	廃棄物の減量・再利用・リサイクルを支援し、事業系も含めた1人1日当たりの排出量 800 g 以下をめざします。
-------	---



年度(末)	平成21 基準年	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3 最終年
実績値 (g)	817	807	787	793	828	821	810	791
年度目標値 (g)	817.0	808.5	807.1	805.7	804.3	802.8	801.4	800
評価	—	○	◎	◎	×	△	△	◎

[進捗概要]

1人1日当たり排出量では、八幡市は全国平均より低い水準にあり、平成24年度をピークに減少傾向にあります。

なお、市民1人1日当たりのごみ排出量の算定方式は、土砂・小動物及び集団回収量を含むごみ総量を毎年10月1日時点の住民基本台帳人口で割り返しています。

<令和3年度>

家庭系 14,941.05t + 事業系 3,714.88t + 小動物 1.41t + 集団回収 1,544.24t

**=20,201.58t** ... 令和3年度ごみ総量

**20,201.58t ÷ 365日 ÷ 70,013人** (令和3年10月1日時点)

**≈791g** ... 1人1日当たりのごみ量

(参考：全国1人1日の平均ごみ排出量)

年度(末)	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 令和元/	令和2
排出量 (g/人・日)	939	925	920	919	918	901

(出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省))

[関連の取り組み]

(1) 資源物等回収事業

河川の汚濁防止を図るために始まった食用廃油回収の市民運動をきっかけに、昭和 55 年 4 月から市で食用廃油の回収を始めました。

これと並行して、ごみの減量に対する意識の向上と、資源の有効利用を目的として、同年 11 月からモデル地区で空きビンの回収に着手しました。昭和 63 年 4 月には、このモデル地域での空きビン回収の成果を全市に広げ、平成 3 年には市民団体と協働して牛乳パックの回収を、翌 4 年には空き缶の回収を始めました。平成 9 年には、容器包装リサイクル法が施行され、その年の 4 月からペットボトルの回収を、平成 13 年 4 月から発泡食品トレー・発泡スチロールの回収を始めました。平成 27 年 1 月には、対象範囲を拡大し、プラスチック製容器包装として回収を続けています。一方、昭和 59 年 11 月から公害防止のために回収を始めた廃乾電池と、平成 15 年 2 月からスプレー缶も資源物の一つとして回収しています。現在、この廃乾電池とスプレー缶を含めて全部で 8 品目の資源物を回収しています。

また、公園、街路樹及び庭木等の剪定樹木をチップ化物にしています。チップ化物はリサイクル事業として管内農家等事業者及び地域住民に配布を行い、マルチング材や堆肥等の原料として利用されています。

表3-1 資源物等回収結果

(単位：kg)

品 目 \ 年 度	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 / 令和元	令和 2	令和 3 最終年
カン	97,110	101,250	102,870	104,360	106,400	99,000
ビン	345,490	334,420	312,420	298,380	297,340	291,770
ペットボトル	136,760	141,500	146,990	150,450	152,790	154,250
紙パック	28,060	27,020	25,490	24,760	25,400	24,990
発泡食品トレー	0	0	0	0	0	0
スプレー缶	19,130	16,850	17,020	17,890	19,450	19,520
プラスチック製容器包装	631,580	545,080	510,560	461,270	459,520	465,710
廃乾電池	4,690	4,400	6,050	5,820	5,460	5,420
剪定枝	130	1,820	8,960	3,880	1,380	28,290
食用廃油	5,931 ℓ	7,036 ℓ	5,485 ℓ	5,124ℓ	4,879ℓ	5,365ℓ

## (2) 八幡市再生資源化奨励金制度

平成 11 年度からごみの減量化とリサイクルを目的に、古紙や雑誌などの資源物の回収活動を行う団体に対して、1kg 当たり 4 円（100 円未満は切り捨て）を助成しています。対象となるのは、子ども会や PTA、自治会等の地域の団体が行う回収活動で、個人や、資源物の回収を業としている個人や団体等は対象になりません。

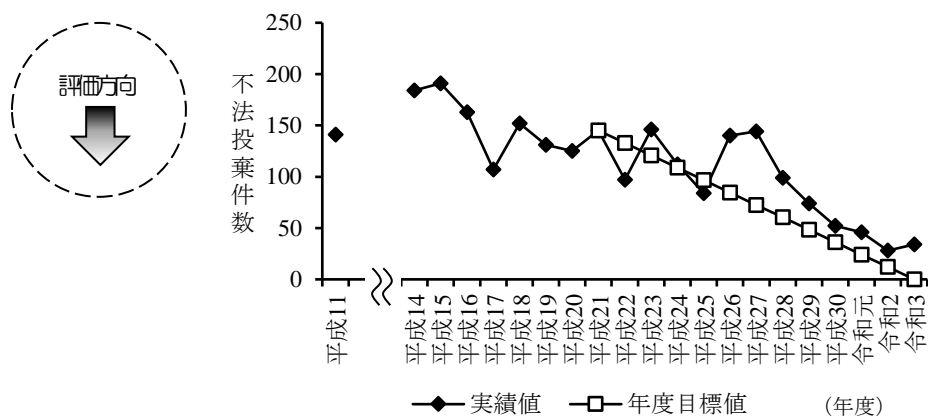
表3-2 再生資源回収結果

(単位：kg)

品目	年度	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
新 聞		1,119,780	1,067,880	1,007,310	897,160	762,010	742,770
雑 誌		431,010	427,840	443,600	415,990	419,790	398,761
段 ボ ー ル		290,940	285,090	280,330	275,445	294,912	285,470
古 布		141,480	140,570	144,750	139,280	97,438	117,240
計		1,983,210	1,921,380	1,875,990	1,727,875	1,574,150	1,544,241
助 成 金 額		7,905,300 円	7,654,100 円	7,474,700 円	6,884,100 円	6,269,400 円	6,152,100 円
登 録 団 体 数		66 団体	66 団体	66 団体	65 団体	65 団体	63 団体

## 2. 犬・猫のフン放置や、不適正な屋外燃焼及び不法投棄の防止

戦略目標① 不法投棄件数を 0 件にします。



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (件)	145	144	99	74	52	46	28	34
年度目標値 (件)	145	73	60	48	36	24	12	0
評価	—	×	△	△	△	△	△	×

[進捗概要]

不法投棄の対応件数内訳は、表 3-3 のとおりです。市では、投棄物から投棄者を特定するための調査を行い、八幡警察署と連携を図りながら、検挙に向けた対応を行っています。

なお、軽微な事案について投棄者が特定できた場合は、投棄物を撤去させたうえで始末書を提出させるなどの不法投棄再発の防止に努めています。

不法投棄の件数は、平成 27 年を境に減少傾向にありますが、令和 3 年度は前年件数と比較して 6 件増加し、34 件となりました。

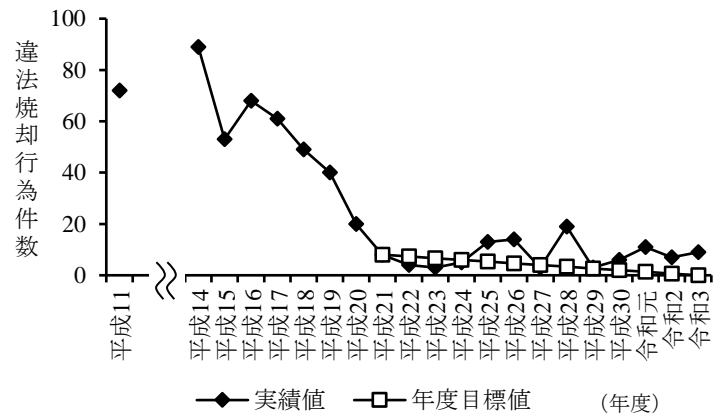
表 3-3 令和 3 年度不法投棄物処理件数の内訳

(単位：件)

	不法投棄対応件数			行為者特定調査等結果				
	環境パトロール	苦情等情報提供	合計	投棄物の所有者を特定	所有者で投棄物回収			所有者で投棄物回収
					うち投棄者特定	うち始末書を徴収	警察へ引継	
家電 4 品目※	10	1	11					
テレビ								
液晶テレビ (台)	8	2	9					
エアコン (台)								
洗濯機								
乾燥機 (台)	6		6					
冷蔵庫								
冷凍庫 (台)	5		5					
その他家電品								
家具等粗大		6	6					
自動車用等タイヤ								
建築廃材		1	1					
事業系廃棄物								
樹木								
車両		7	7					
危険物								
油脂類								
家庭ごみ		5	5					
その他		4	4					
合計	10	24	34	0	0	0	0	0

※ 家電 4 品目の件数とその内訳の台数は、1 件で複数台数が捨てられている場合があるため、合計が一致しない場合があります。

戦略目標②	野外の不適正な燃焼行為件数を 0 件にします。
-------	-------------------------



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (件)	8	3	19	3	6	11	7	9
年度目標値 (件)	8	4	3	3	2	1	1	0
評価	—	○	×	○	×	×	△	×

※ この数値には作物残渣の焼却やキャンプファイヤー等の合法的な焼却行為は含んでいません。

### [進捗概要]

野外の不適正な焼却行為（以下、野焼き）が発生した場合は、警察・消防との連携を図りながら防止・啓発に向けた取り組みを行っています。違法な野焼きの件数は平成 10 年代と比較して減少しており、野焼き行為の違法性に対する認知度が上がったことが伺えます。

また、近年の傾向として、農作業等により発生する作物残渣の焼却行為に対する通報が多くなっています。農作業等に由来する野焼きは例外行為として認められている行為ですが、生活環境保全上支障が出る場合、処理基準等を順守しない焼却として行政指導の対象になります。

### [関連の取り組み]

#### (1) パトロールの処理状況

令和 3 年度の環境パトロールの処理件数（表 3 - 4）は 14 件でした。適正に廃棄物を処理するのに経費がかかることから、違法な処理をするケースが後を絶ちません。

なお、地区別では八幡地区が最も多く、10 件（71.4%）となっています。

表3-4 地区別パトロール処理件数

(単位：件)

種 類	八 幡	男 山	橋 本	川 口	東 部	合 計	前年度
令和3 年度	大気汚染	1	—	—	—	1	0
	水質汚濁	1	—	—	—	1	3
	土壌汚染	—	—	—	—	0	0
	不法投棄	6	1	1	—	2	10
	そ の 他	2	—	—	—	—	2
	合 計	10	1	1	0	2	14
前 年 度	6	0	0	0	2		8

## (2) その他パトロール

### ○合同パトロール

不法投棄等の未然防止や環境破壊事案に対し、迅速かつ厳正に対処することを目的に、京都府不法投棄等特別対策山城広域機動班並びに同山城北地域機動班が設置されています。

毎年、京都府山城広域振興局、京都府山城北土木事務所、京都府山城北保健所、八幡警察署及び市の関係課で、「不法投棄等防止旬間における地域機動班会議及び管内パトロール」として、地域機動班会議及び合同パトロールを実施しています。

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施されませんでした。

### ～環境パトロール車「みはるくん」～

「みはるくん」の愛称は、一般公募により応募件数114件の中から、パトロール車の目的にふさわしい愛称（見張る）であることと、八幡市の空が環境汚染のない、いつも美しく晴れわたる（美晴）ように、との願いを込めて決定されました。



環境パトロール車みはるくん

## (3) 飼い犬のフン放置対策

本市では、犬の飼い主によるフン放置に対してマナー向上を目的として、犬の適正飼養推進月間である11月に「ワンワンクリーンキャンペーン」と題して、啓発のぼりを持ちながら地域を巡回し、犬を散歩されている人にティッシュペーパー、ペーパーカップを配布するなど、啓発活動を実施しています。

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施されませんでした。



#### (4) 盛土条例の施行状況

本市では、土砂等による土地の埋め立てや盛土、たい積行為そして、土砂採取事業に対して、必要な規制を行うことによって、不法投棄や産業廃棄物の無許可による処分行為等を未然に防止するために、平成9年に「八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例」（通称：盛土条例）を制定して、事業者から事前に届出を受け審査のうえ許可をしています。

表 3-5 盛土条例の許可件数

(単位:件)

		事前協議件数	事業許可申請件数	許可件数
平成27年度	事業等による届出	—	—	—
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※
平成28年度	事業等による届出	—	—	—
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※
平成29年度	事業等による届出	3	3	3
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※
平成30年度	事業等による届出	2	2	2
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※
平成31/ 令和元年度	事業等による届出	3	3	3
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※
令和2年度	事業等による届出	—	—	—
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※
令和3年度	事業等による届出	—	—	—
	自社資材置場としての届出	—	1※	1※

※ 自社資材置場として継続して申請しているため、事前協議なしの許可となっています。

### 3. 廃棄物の適正処理

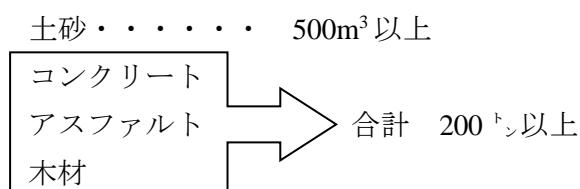
#### (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：資源有効利用促進法）

公共工事においては、資源有効利用促進法により、工事における土砂等の搬出については、再生資源への有効利用を図り、また搬入工事にあつては、再生土砂等を使用する資源の再生使用を義務付けています。規定量を超える土砂等の搬出・搬入工事を対象に、工事施工前に再生資源利用計画書を作成し、工事終了後に実績報告書を作成することが義務付けられています。

これらの計画書及び報告書は、建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）により提出することとなっています。

請負業者 → 工事発注課 → 契約検査課 → 京都府

搬出：工事現場から搬出する量が次の量を超える場合は、再生資源化施設へ搬出することとなっています。



搬入：工事現場に搬入する量が次の量を超える場合は、再生資源を利用することとなっています。

土砂 500m<sup>3</sup>以上  
再生砕石 500ト以上  
再生加熱アスファルト混合物 200ト以上

※ 八幡市が発注する 100 万円以上の工事にあつては、搬出・搬入の量にかかわらず工事施工前に再生資源利用計画書を提出させ、工事終了後に実績報告書を提出させることとし、土砂等の搬出入量を把握しています。

### 4. 自動車処理事業者への指導

#### (1) 自動車リサイクル法の施行状況

平成 17 年 1 月 1 日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称：自動車リサイクル法）が完全施行されました。

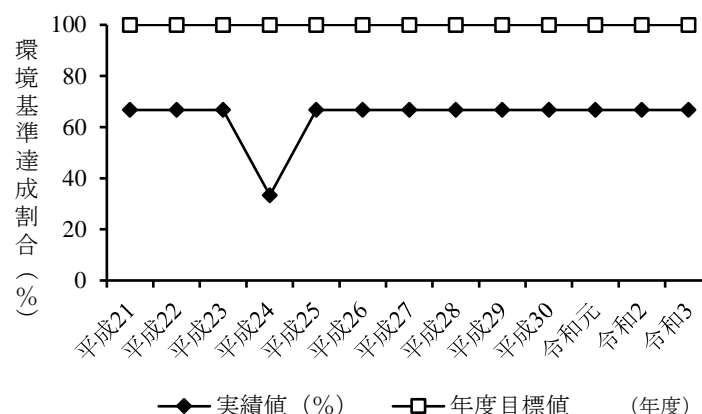
この法律は、リサイクル社会をつくるため、自動車メーカー、輸入業者、自動車ディーラーや解体業者等自動車のリサイクルに携わる関係者に適正な役割を担っていただくことによって使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することを目的としています。

## 環境項目Ⅳ 公害・災害

～安心・安全で快適な環境にやさしい生活環境を創造するまち～

### 1. 大気汚染の防止

戦略目標	大気汚染に係る環境基準の100%達成をめざし、既に満たしている物質は、より良好な水準をめざします。
------	---



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (%)	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7
達成項目数 /項目数	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3
年度目標値 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100
評価	—	△	△	△	△	△	△	△

#### [進捗概要]

平成 21 年度までは市内に 3 箇所の測定所がありましたが、令和 3 年度現在、市内には国道 1 号（自排）測定局のみとなっています。測定局では、国や京都府が二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントなどの項目を測定しています。令和 3 年度の測定結果では、表 4-1 のとおり光化学オキシダントが環境基準を超過しました。

なお、上記 3 項目以外に PM2.5・窒素酸化物といった物質も国道 1 号（自排）測定局で測定しており、異常を検知した場合には、京都府から関係各所へ連絡が通達される体制になっています。

表4-1 大気汚染に係る項目別環境基準達成状況

年度	測定場所	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学 オキシダント
平成26	国道1号(自排)	○	○	×
平成27	国道1号(自排)	○	○	×
平成28	国道1号(自排)	○	○	×
平成29	国道1号(自排)	○	○	×
平成30	国道1号(自排)	○	○	×
平成31 /令和元	国道1号(自排)	○	○	×
令和2	国道1号(自排)	○	○	×
令和3 最終年	国道1号(自排)	○	○	×

※<sub>1</sub> 二酸化窒素、浮遊状粒子物質については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で表示

※<sub>2</sub> 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で表示

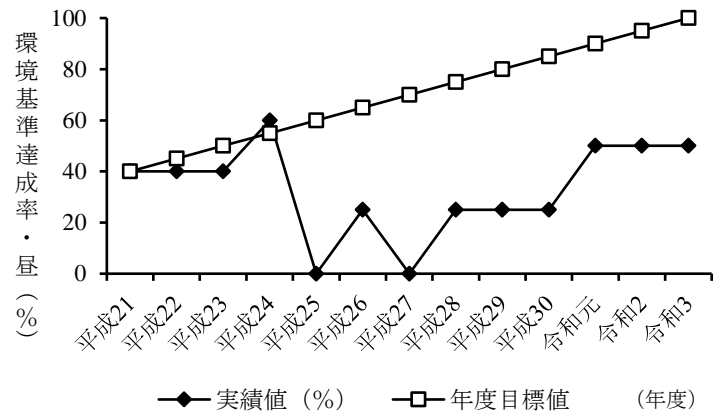
※<sub>3</sub> 戦略目標の数値は、平成25年度までは国設京都八幡測定局の結果に基づいています。平成26年度以降は国設京都八幡測定局での測定が終了したため、国道1号(自排)での測定結果により算出しています。

参照：京都府ホームページより

## 2. 騒音・振動の低減

戦略目標	広域幹線道路の整備により騒音・振動の発生が予想されますが、環境基準を満たすことを目標とします。
------	---

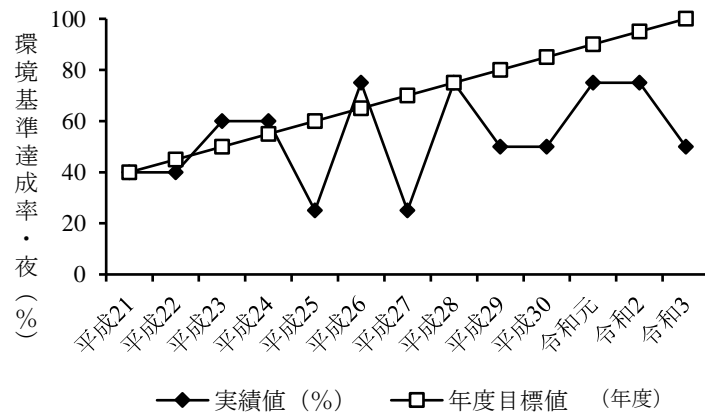
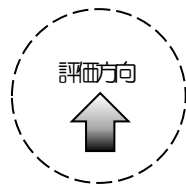
《昼》



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 /令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (%)	40	0	25	25	25	50	50	50
達成項目数/項目数	2/5	0/4	1/4	1/4	1/4	2/4	2/4	2/4
年度目標値 (%)	40	70	75	80	85	90	95	100
評価	—	×	△	△	△	△	△	△

※24年度まで5地点、25年度から4地点測定

《夜》



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 /令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (%)	40	25	75	50	50	75	75	50
達成項目数/項目数	2/5	1/4	3/4	2/4	2/4	3/4	3/4	2/4
年度目標値 (%)	40	70	75	80	85	90	95	100
評価	—	×	○	×	△	△	△	×

※24年度まで5地点、25年度から4地点測定

## [進捗概要]

令和3年度の騒音測定は、令和3年10月14日から11月2日にかけて市内4箇所の道路交通騒音測定を行いました。測定路線は次のとおりです。

表 4-2 令和3年度八幡市道における騒音測定結果

単位：デシベル

測定路線	環境基準		要請限度※ <sub>2</sub>		令和3年度結果	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜
橋本南山線※ <sub>1</sub>	60	55	70	65	63.3	55.2
西山下奈良線	60	55	70	65	56.2	48.9
山手幹線	60	55	70	65	64.5	60.5
八幡城陽線	65	60	75	70	64.3	57.2

※<sub>1</sub>平成24年度までは橋本南山線で2箇所測定を行っていました。

※<sub>2</sub>要請限度とは、この限度を超える道路交通騒音(振動)が観測され、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は道路の舗装、維持又は修繕することにより騒音(振動)を減少することが出来る場合、道路管理者に、交通規制を行うことにより騒音(振動)を減少することが出来る場合は都道府県公安委員会に対し、措置を要請する際の基準のこと。

測定結果は、市道西山下奈良線及び市道八幡城陽線においては昼夜間で基準内となっておりますが、その他の測定では環境基準を超えています。要請限度に関しては、全ての測定で基準値を下回っています。

策定時と比較して、年々測定値が悪化する傾向にあります。原因としては、自動車保有台数の増加や広域幹線道路の整備による交通量の増加が考えられます。



図 4-3 市道騒音測定の様子

### 3. 有害化学物質による汚染の防止

#### (1) ダイオキシン類への対策

京都府では平成10年度からダイオキシン類の総合対策として、府内の大気や水質（地下水及び河川の底地の砂を含む）、土壌の調査を実施されています。

本市での調査結果は、表4-4のとおりで、いずれも環境基準を超過することはありませんでした。

表4-4 ダイオキシン類調査結果

(出典：京都府ダイオキシン類測定結果)

項目	年 度		環 境 準 準	平成29	平成30	平成31 /令和元	令和2	令和3 最終年
	水 質 (pg-TEQ/l)	一 般 環 境						
水 質 (pg-TEQ/l)	一 般 環 境	1以下	0.91 [大谷川二ノ橋]	0.18 [大谷川二ノ橋]	0.30 [大谷川二ノ橋]	0.38 [大谷川二ノ橋]	0.27 [大谷川二ノ橋]	
底 質 (pg-TEQ/g)	一 般 環 境	150 以下	—	—	—	2.1 [大谷川二ノ橋]	—	
地 下 水 (pg-TEQ/l)	一 般 環 境	1以下	—	—	—	0.13	—	
土 壌 (pg-TEQ/g)	一 般 環 境	1,000 以下	—	—	—	—	—	
	発生源周辺環境		—	—	—	—	—	
大 気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	一 般 環 境	0.6 以下	—	—	—	—	—	
	発生源周辺環境		—	—	—	—	—	

※1 「発生源周辺環境」において、2段表示しているものは2箇所にて調査を実施されたもの。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

※3 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

※4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施する。

### 4. 災害に対する環境対策

#### (1) 防災パトロールの実施

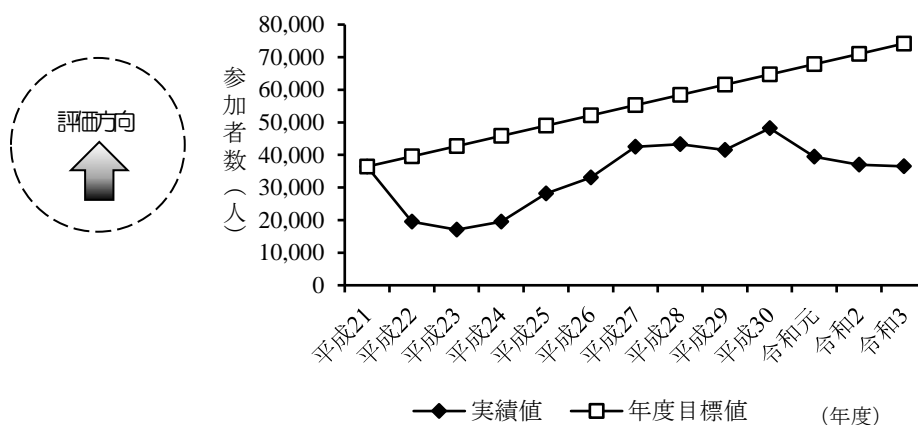
出水期に向けて、市内の危険予想箇所を巡回することにより、当該箇所の防災上必要な対策と実情に即した防災体制の確立を図ることを目的とし、毎年1回、京都府山城広域振興局、京都府山城北土木事務所、京都府八幡警察署及び八幡市消防団と合同で実施しています。

## 環境項目Ⅴ 歴史・文化

～安心・安全で快適な環境にやさしい生活環境を創造するまち～

### 5. 都市景観の形成・環境美化の推進

戦略目標①	美化運動の参加者数 74,167 人をめざします。
-------	---------------------------



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (人)	36,433	42,456	43,276	41,473	48,177	39,465	37,008	36,504
年度目標値 (人)	36,433	55,300	58,445	61,589	64,734	67,878	71,023	74,167
評価	—	△	△	×	△	×	×	×

※74,167人は平成23年4月1日時点の八幡市人口

#### [進捗概要]

幼稚園・保育園などにおいて、年間を通して、全園児・全職員が参加して園周辺の清掃活動を行いました。また、ごみを分別しながら集め、地域への美化活動の啓発につながる活動としています。小・中学校などもPTAや校区の方々と連携して、定期的に地域清掃を実施しています。主な事業は、次のとおりです。

- ・環境美化協議会による清掃活動：市民団体である環境美化協議会が中心となり、各種団体に呼びかけを行い、年4回の市内の清掃活動を行いました。
- ・学校などでの美化活動：PTA、児童・生徒、職員と一緒に地域の清掃活動を行いました。
- ・各自治会での地域清掃：各自治会において地域清掃活動が継続的に行われました。

#### [関連の取り組み]

##### (1) あき地の除草について

「八幡市美しいまちづくりに関する条例」(平成18年10月施行)に基づき、生活環境の保全や火災予防のために、所有者に対し、あき地の除草を促しました。



表5-1 市内におけるあき地の除草状況

年度	指導対象		自己処理		委託処理		未処理・他	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成27	322	95,671	268	77,466	51	17,885	3	320
平成28	298	92,878	245	74,967	48	17,202	5	709
平成29	273	94,184	217	75,294	41	15,209	15	3,681
平成30	269	81,695	222	71,454	33	6,699	14	3,542
平成31/令和元	256	80,687	231	75,154	24	5,385	1	148
令和2	272	84,443	249	79,591	20	4,558	3	294
令和3	274	84,871	255	80,814	18	3,909	1	148

(2) カラスよけネット等購入費用の助成

平成14年7月から、ごみの定点収集場所で使用するカラスよけネット等を購入された自治会等に対して購入価格の3分の2（最高限度額2,000円）を助成しています。

表5-2 カラスよけネット等購入費用助成件数

年度(末)	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3
助成件数	93件	88件	55件	70件	74件	78件	70件
定点箇所申請数	166	133	77	91	115	95	112
助成金額(円)	289,600	277,000	163,400	174,900	215,000	182,300	213,800

(3) 犬の適正飼養管理

動物の適正飼養管理については、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」に基づき、随時、広報紙による啓発を行っています。

また、「狂犬病予防法」に基づき、京都府山城北保健所及び京都府獣医師会の協力で、登録や狂犬病予防注射（4月）を行っています。

表5-3 犬の登録状況等

年度	犬の新規登録件数	狂犬病予防注射	犬の捕獲
平成27	255	2,339	7
平成28	395	2,297	9
平成29	251	2,355	2
平成30	272	2,390	0
平成31/令和元	341	2,443	0
令和2	348	2,460	0
令和3	407	2,458	0

(単位：件数)

## 狂犬病予防注射について

毎年4月の下旬に、市内各所にて出張で予防注射を実施（生後91日以上の犬）しています。

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施されませんでした。

表5-4 市内動物病院一覧

病院名	所在地	電話
赤井動物病院	橋本向山1-4	075-972-2500
男山動物病院	男山泉13-21	075-982-7487
ふじもり動物総合病院	美濃山宮ノ背56-2	075-972-3234
ベル動物病院	男山長沢14-3	075-982-8192

## (4) 飼い猫等の避妊・去勢手術補助金

八幡市では、飼い猫等の避妊・去勢手術を行った飼い主等に、その手術費用の一部を平成26年4月1日から補助金として1頭（匹）につき、一律5,000円交付しています。

この制度は、八幡市飼い猫等に関わる避妊手術等補助金交付要綱に基づき、猫の繁殖を抑制し、殺処分等の発生を抑えるとともに、動物愛護の精神及び動物の適正な飼養の啓発を図るとともに、地域環境の保全に資することを目的としています。

※ 飼い犬等の避妊去勢手術の補助金は令和2年度で終了しました。

表5-5 補助金交付状況

年度	飼い犬（頭）	猫（匹）	交付金額（円）
平成28	100	300	2,000,000
平成29	94	246	1,700,000
平成30	80	246	1,630,000
平成31/令和元	80	232	1,560,000
令和2	40	200	1,200,000
令和3		240	1,200,000

(単位：件数)

## (5) 野蜂駆除

春から秋にかけて、蜂の活動が盛んになります。蜂の駆除は、専門業者にしてもらうのが最も安全、確実です。

蜂に対する市民からの相談や苦情については、駆除用防護服の無料貸し出しや駆除業者の紹介による対応となります。

表5-6 防護服貸出数

年度	件数
平成27	27
平成28	27
平成29	23
平成30	28
平成31/令和元	16
令和2	21
令和3	22



貸し出しを行っている防護服

～蜂から身を守るために～

蜂は黒くて動くものに対して攻撃する性質があります。蜂がいそうな軒下や野山に近づく場合は、白っぽい服を着ることをお勧めします。また、黒い髪の毛を隠す為に帽子をかぶることも大切です。

香水や整髪料などの中には、蜂を興奮させる成分が入っているものがあります。自然の中へ出かける場合は、なるべく使用しない方が良いでしょう。

蜂が発する「カチ・カチ」という音は警告音です。それ以上近づいたら攻撃するという合図です。あわてず、静かに遠ざかってください。

蜂は足音などの振動や、大声による振動に対しても反応して攻撃してきます。

～蜂に刺されたときは～

速やかに毒液を取り除くことが大切です。刺された部分をつまみ、絞り出しながら水で洗い流してください。その後、抗ヒスタミンや副腎皮質ホルモンが配合された軟膏を塗ってください。応急処置が済みましたら、すぐに最寄りの病院で診察を受けてください。

(6) 火葬料補助

八幡市内には火葬場がなく、他市の火葬場を利用しており、その料金は、火葬場のある地元住民と八幡市民では、相当な格差があることから、市民の負担を軽減するため、平成12年7月1日に八幡市火葬料補助金交付要綱を制定し、市民が負担する火葬料の一部を補助しています。

令和4年12月1日に補助金額を上限4万円から5万円へ引き上げました。

表5-7 火葬料の補助件数及び補助金額

年度	補助件数	補助金額 (円)
平成27	536	13,657,500
平成28	522	13,362,500
平成29	508	13,256,500
平成30	538	14,189,500
平成31/令和元	548	14,713,000
令和2	570	22,250,500
令和3	600	23,713,350

## 6. 歴史・文化の保全と活用

八幡市の地名の由来となっている石清水八幡宮や足利義満生母ゆかりの善法律寺、徳川家康側室相応院ゆかりの正法寺など、歴史の舞台となった神社仏閣・史跡などが市内には数多く存在します。これらは、国宝、重要文化財や京都府、八幡市の文化財に指定されるなど、市民共有の財産としての保存活用が図られています。また石清水八幡宮が鎮座する男山は、歴史と自然が一体となった貴重な環境として「男山京都府歴史的な自然環境保全地域」に指定されています。

表 5-8 京都府文化財環境保全地区

名 称	決定年月日	所有者又は管理者	所 在 地
内 社 会 化 財 環 境 保 全 地 区	昭 58.4.15	内 社 会	内 里 内
正 法 寺 文 化 財 環 境 保 全 地 区	平 2.4.17	正 法 寺	八幡清水井 八幡式部谷 八幡隅田口

表 5-9 京都府歴史的な自然環境保全地域

名 称	指定年月日	所有者又は管理者	所 在 地
男山京都府歴史的な自然環境保全地域	昭 58.3.15	京都府・石清水八幡宮	八幡高坊

### ～石清水八幡宮の国宝指定について～

平成 28 年 2 月 9 日、「石清水八幡宮本社」10 棟が国宝に指定され、本市において初めての国宝となりました。

本社の社殿は、寛永 11（1634）年に造替され、八幡造の本殿と、前面に連なる幣殿および舞殿等を廻廊で囲み、極彩色の欄間彫刻をもつ社殿です。

今回の国宝指定は、古代に成立した荘厳な社殿形式を保持しつつ、近世的な装飾を兼備した完成度の高い神社建築として、高い価値を有していることが評価されたものです。

## 環境項目Ⅵ 交通

～安心・安全で快適な環境にやさしい生活環境を創造するまち～

### 7. 歩行者空間の充実

#### (1) 自転車等放置禁止区域

八幡市では、自転車等の迷惑駐車のない安全で美しい八幡市の玄関口をめざし、平成13年4月から石清水八幡宮駅周辺、令和元年12月から橋本駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、同地域内の放置自転車等を撤去してきました。撤去された自転車等は、自転車等保管場所に移送・保管しています。

#### (2) 八幡市バリアフリー基本構想

八幡市では、高齢の人や障がいのある人などあらゆる人が自立した日常生活を送れるまちづくりを推進するため「だれもが安全・安心に活動できる住みよいまち八幡」を目標に掲げ、八幡市バリアフリー基本構想を策定しました。

この基本構想は、石清水八幡宮駅および市役所周辺と橋本駅周辺の2つの重点整備地区において、鉄道駅や市役所、文化センター、図書館、公民館、郵便局、銀行などの施設と、その施設を結ぶ道路などを一体的にバリアフリー化していくことを目的としています。基本構想の中では、各施設のバリアフリー化への目標年次を設定しております。また、心のバリアフリーの推進についても定めています。

### 8. 公共交通機関の充実

#### (1) コミュニティバスやわたの運行

市民生活の利便性の向上、公共施設や病院・福祉施設等への交通アクセスの確保、また、自家用車利用の抑制による環境負荷の軽減を図ることを目的に1日20便、毎日運行しています。

表6-1 コミュニティバスやわたの運行状況

年度	乗車数(人)	1便当たり(人)
平成27	95,028	13.0
平成28	92,299	12.6
平成29	95,445	13.1
平成30	97,735	13.4
平成31/令和元	101,204	14.0
令和2	77,943	10.8
令和3	86,068	11.9

### 9. 自転車利用の促進

#### (1) 普通自転車専用通行帯(自転車レーン)の設置

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として見直され、地球温暖化対策に寄与することや、健康志向から利用が増加していますが、自転車乗車中の事故も増加傾向にあります。

市では、自転車専用レーンを確保して、歩道を通行する歩行者と分離することにより、自転車と歩行者の安全を確保します。

- 設置区間 : 府道富野荘八幡線から府道八幡インター線の間、約 600 m
- 整備内容 : ①専用通行帯の視覚的効果を高めるため、青色系カラー舗装を整備  
 ②路面に「自転車専用」の文字及び方向矢印を表示  
 ③自転車専用通行帯の標識を設置

## (2) 自転車交通安全教育活動

小・中学生を対象に自転車教室を開催し、安全に運転できるよう教育活動を行っています。

表6-2 自転車教室参加者数

年度（末）	参加者数
平成27	906人
平成28	700人
平成29	546人
平成30	675人
平成31／令和元	688人
令和2	261人
令和3	115人

## (3) レンタサイクル事業

観光客等が京阪石清水八幡宮駅、松花堂庭園・美術館、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」に手軽に利用できるよう、レンタサイクルを配置し、貸し出しを行っています。

表6-3 レンタサイクル利用台数

年度	利用台数
平成27	1,311
平成28	1,805
平成29	1,999
平成30	1,212
平成31／令和元	1,346
令和2	1,083
令和3	1,200

# 10. かしこいクルマの使い方

## (1) エコドライブの励行

エコドライブとは「環境に配慮した自動車の使用」のことです。具体的には、やさしい発進を心がける、無駄なアイドリングを止める（アイドリングストップ）等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のことです。啓発ポスターの掲示等によって、職員や市民に地球にやさしい運転を啓発しています。

## エコドライブ10のすすめ

### 1. 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

### 2. ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

### 3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

### 4. 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

### 5. エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

### 6. ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう（※1）。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です（※2）。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。（自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。）

- ・手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
- ・慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。
- ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップはさけましょう。

※2 -20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

## **7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう**

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

## **8. タイヤの空気圧から始める点検・整備**

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう（※3）。タイヤの空気圧が適正值より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（※4）。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

※3 タイヤの空気圧は1ヶ月で5%程度低下します。

※4 適正值より50kPa（0.5kg/cm<sup>2</sup>）不足した場合。

## **9. 不要な荷物はおろそう**

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

## **10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう**

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

（参照：エコドライブ普及推進協議会HPより）

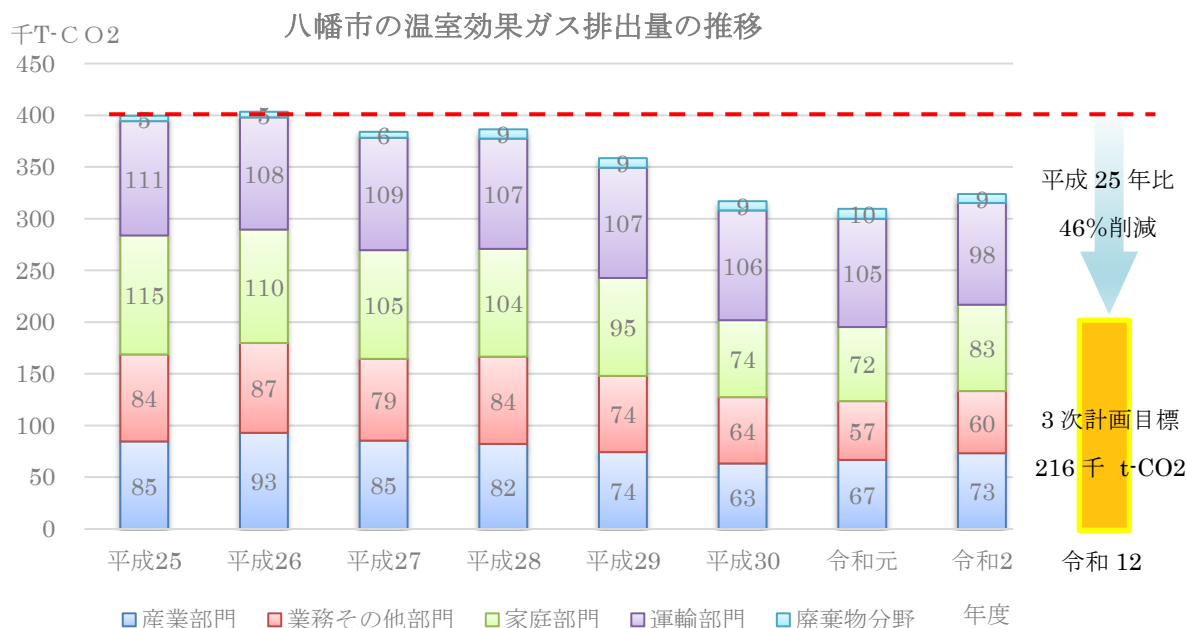


# 環境項目Ⅶ エネルギー

～省資源・省エネルギーに努め、

環境負荷の少ない自然エネルギーの利用により、地球環境を保全するまち～

## 1. エネルギーの有効活用・地球環境保全活動



年度	平成25 基準年	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
産業部門	84,653	92,991	85,469	82,262	74,335	63,369	66,767	73,268
業務その他部門	84,170	86,820	79,062	84,367	73,716	64,117	56,863	60,099
家庭部門	115,012	109,707	105,057	104,208	94,644	74,401	71,640	83,453
運輸部門	110,508	108,473	108,656	106,639	106,594	106,135	104,702	98,341
廃棄物分野	5,173	5,385	5,719	8,931	9,242	8,894	9,557	8,669
合計	399,516	403,376	383,963	386,406	358,531	316,916	309,529	323,830

※1 第3次八幡市環境基本計画の策定に伴い、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき温室効果ガス排出量を算定し、目標設定についても見直しを行っています。

※2 都道府県別エネルギー消費統計の公表時期の関係で本白書の作成年度の前々年度(令和4年度版白書においては令和2年度)が最新データとなります。また、都道府県別エネルギー消費統計は、暫定値と確定値の2種類が公表されています。最新データについては暫定値として公表されるため、後に確定値が発表された時点でデータの修正を行います。したがって、今年度掲載している温室効果ガス排出量が次年度掲載している数値と差異がある場合があります。

## [進捗概要]

本市における温室効果ガス排出量は、令和2年(2020年)度に324千t-CO<sub>2</sub>であり、令和元年度と比較すると、産業部門、業務その他部門、家庭部門において、それぞれ増加しました。基準年度である平成25年度と比べると18.9%減少しています。

平成30年度の温室効果ガス排出量を部門別で見ると、産業部門が23%、業務その他部門が18%、家庭部門26%、運輸部門30%、廃棄物部門3%となっており、運輸部門が最も多くなっています。基準年度である平成25年度からの推移をみると、いずれも減少傾向にあります。

令和4年八幡市議会第1回定例会において、堀口文昭市長が施政方針演説の中で、第3次八幡市環境基本計画策定を契機に「2050年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指すことを宣言しました。

これに伴い、第3次八幡市環境基本計画における令和12年度の削減目標は、国と同様に2050年ゼロカーボンという長期目標からバックキャストの考え方で設定し、平成25年度比46%削減(2030年度総排出量216千t-CO<sub>2</sub>)としています。

## [関連の取り組み]

### (1) 八幡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

市内エネルギー需要量などの調査方法を確立するとともに、本市の地域特性をふまえた効率的で実効ある市内全域の省エネルギー計画を作成し、環境基本計画を具体化することを目的に策定された「八幡市地域省エネルギービジョン」の趣旨を引き継ぎ、平成24年3月に八幡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しました。

八幡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は第3次八幡市環境基本計画に包括する形で令和4年3月に改訂を行いました。

この計画に基づいて市内の再生可能エネルギー導入や効率的なエネルギー利用等を推進することになります。

### (2) 第3次八幡市エコ・オフィス計画について

市役所自らが率先して環境にやさしい取り組みを進め、環境に対して負荷の少ない循環型社会に変えていくために、平成9年度からエコ・オフィス計画の取り組みを進め、平成13年4月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、府下市町村で初めての実行計画として、計画の全面改訂を行い、温室効果ガスと廃棄物の削減に向けた取り組みを推進してきました。

平成14年10月から、エコ・オフィス計画や環境基本計画の適切な進行管理や、環境問題に対する職員の意識の高揚を図り、より効果的に環境政策を推進するため、八幡市環境マネジメントシステムを構築し、平成15年4月に運用を開始しました。

現在は、第4次エコ・オフィス計画(計画期間:令和4年から令和8年まで)を令和4年3月に策定し、計画に基づき省エネ・省資源に市役所一丸となって取り組んでいます。

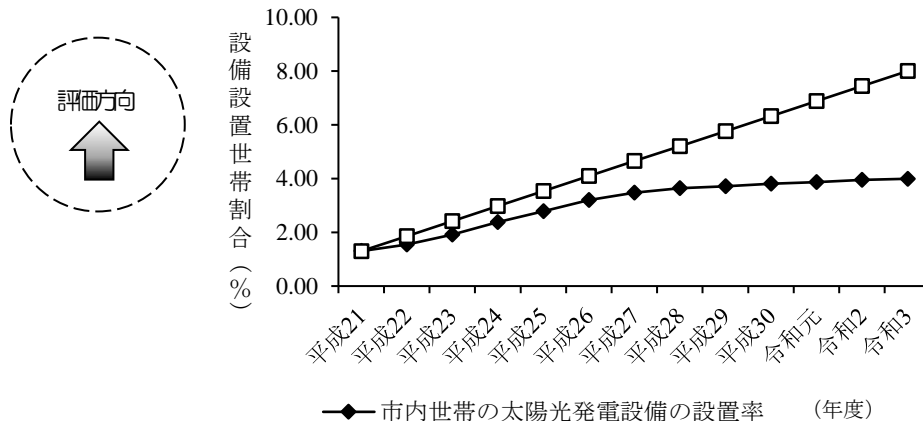
～パリ協定の採択について～

2015年11月30日からフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。

日本の「地球温暖化対策計画」は2021年10月22日に閣議決定されました。同計画の中では、2030年度に2013年度比で46%削減するとの中期目標が設定されています。八幡市では同計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

## 2. 新エネルギー利用型の施設整備

戦略目標	太陽光発電設備の普及に努め、市内世帯の8%設置化をめざします。
------	---------------------------------

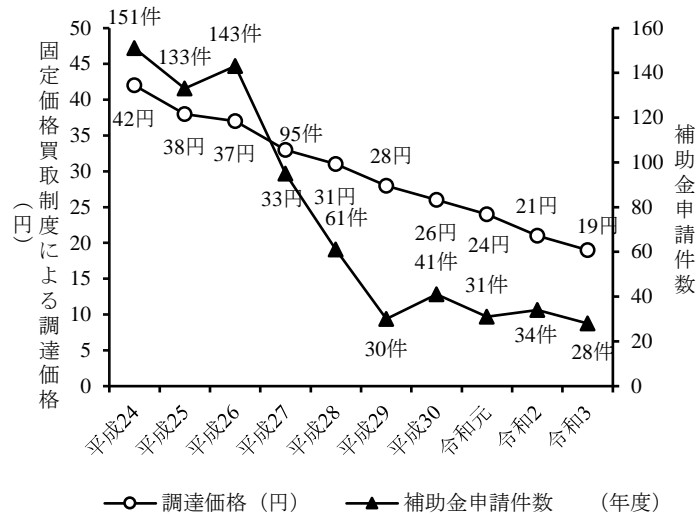


年度(末)	平成21 基準年	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3 最終年
太陽光発電設備 の設置率 (%)	1.30	3.47	3.64	3.71	3.81	3.87	3.95	4.02
設置世帯数 /市内世帯数	400 /30,743	1,122 /32,295	1,183 /32,508	1,213 /32,710	1,254 /32,914	1,285 /33,219	1,319 /33,369	1,347 /33,530
年度目標値 (%)	1.30	4.65	5.21	5.77	6.33	6.88	7.44	8.00
評価	—	△	△	△	△	△	△	△

### [進捗概要]

八幡市内の平成13年度から平成21年度までの太陽光発電システム設置数は400件（関西電力調べ）であり、平成22年度から開始した八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金による申請件数を加えて設置世帯数を算出しています。令和3年度の太陽光発電システム補助件数は28件で、これにより、八幡市内の設置世帯数の合計は1,347世帯となっています。

設置件数は当初の想定よりも伸び悩んでおり、平成24年度の年間設置件数151件をピークに、鈍化傾向にあります。背景には、固定価格買取制度の調達価格の減少が大きく影響していると考えられます。



グラフ 7-1 固定価格買取制度による調達価格と補助件数

※価格は 10kW 未満の太陽光余剰買取の場合の金額

参照：経済産業省資源エネルギー庁 HP

### ○八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

この制度は、地球温暖化防止を推進し、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図ることを目的として、平成 22 年 3 月 25 日に八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を制定し、八幡市内の区域において住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対して、設置費用の一部を助成するものです。

表 7-2 八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助件数及び補助金額

年度	補助件数	補助金額 (円)
平成 27	95	9,086,000
平成 28	61	5,827,000
平成 29	30	2,991,000
平成 30	41	1,994,000
平成 31/令和元	31	1,470,000
令和 2	34	1,678,000
令和 3	28	1,381,000

### ○八幡市自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金について

各家庭のエネルギーの自立化、系統への負荷軽減を目的とし、平成 28 年 7 月から太陽光発電システムと蓄電設備を同時設置した場合への補助金を開始しました。なお、本補助金は京都府自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金の補助を受けて実施しています。

表7-3 八幡市自立型再生可能エネルギー導入事業費補助件数及び補助金額

年度	補助件数	補助金額 (円)
平成 29	8	2,576,000
平成 30	12	4,366,000
平成 31/令和元	18	4,574,000
令和 2	20	5,134,000
令和 3	20	3,484,000

[関連の取組]

(1) 市施設への太陽光発電システムの設置状況

令和 3 年度末において、15 施設で設置しています。また、蓄電設備を併設している施設はうち 5 施設です。

表7-4 太陽光発電システムの設置状況

No.	設置箇所	発電量	設置年月	蓄電設備 容量	蓄電設備 設置年月
1	四季彩館	10kW	平成 14 年 2 月	—	—
		8.1kW	平成 24 年 3 月	—	—
2	男山中学校	20kW	平成 22 年 6 月	—	—
3	男山第三中学校	20kW	平成 22 年 7 月	—	—
4	男山第二中学校	20kW	平成 23 年 2 月	—	—
5	男山東中学校	20kW	平成 23 年 2 月	—	—
6	昭乗広場	7.5kW	平成 24 年 1 月	—	—
7	志水公民館	5.8kW	平成 26 年 3 月	7.2kWh	平成 26 年 3 月
8	八幡人権・交流センター	10.5kW	平成 26 年 9 月	16.9 kWh	平成 26 年 8 月
9	子ども・子育て支援センター すくすくの杜	20.8kW	平成 27 年 3 月	—	—
10	八幡市民図書館	5.7kW	平成 27 年 3 月	—	—
11	山柴公民館	5.7kW	平成 27 年 4 月	5.0kWh	平成 27 年 4 月
12	有都交流センター	6.7kW	平成 28 年 1 月	5.0kWh	平成 28 年 1 月
13	南ヶ丘児童センター	2.4kW	平成 28 年 2 月	—	—
14	川口コミュニティセンター	6.3kW	平成 28 年 3 月	8.4kWh	平成 28 年 3 月
15	わかたけ保育園	2.4Kw	平成 29 年 2 月	—	—



図 7-5 川口コミュニティセンター  
に設置された太陽光パネル

また、LED ソーラーライトの設置を進めており、令和 3 年度末において、5 箇所（表 7-6）設置しています。

表7-6 LEDソーラーライトの設置状況

設置箇所	数量	消費電力	設置年月
菖蒲池ポケットパーク	1	10.8W	平成 22 年 3 月
さくら近隣公園	1	10.8W	平成 22 年 3 月
昭乗広場	4	2.7W	平成 24 年 1 月
四季彩館	1	10.8W	平成 24 年 2 月
八幡市営駐車場	2	12.8W	平成 24 年 3 月

## (2) これまでの太陽光発電システムの設置補助金の流れ

一般家庭の太陽光発電システムの設置については、平成 13 年度から平成 17 年度まで、(財)新エネルギー財団から、平成 20 年度から平成 26 年度まで J-PEC（一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター）から補助金が交付されていました。

表7-7 (財)新エネルギー財団の八幡市内補助件数の推移

年度	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
件数（件）	12	31	52	16	11
発電量（kW）	45	112	182	56	42.5

表 7-8 J-PEC の京都府内補助件数の推移

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
件数（件）	2,784	3,373	4,691	5,080	2,325
発電量（kW）	10,607	13,796	19,937	21,082	9,788

※J-PEC は都道府県別件数のみ公表

### 3. 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進

#### (1) 雨水利用施設の設置状況

雨水を植物への散水利用や緊急時における、防火用水に利用する施設の整備を進めています。

表 7-9 雨水利用施設

設置箇所	施設	容量	設置年月	利用目的
八幡市立美濃山小学校	雨水貯水地下タンク	7 <sup>ト</sup>	平成 14 年 2 月	校内植物への散水
八幡市消防本部 (市民防災広場)	耐震性防火水槽	40 <sup>ト</sup> (1 基)	平成 15 年 4 月	災害時用用水

#### (2) 八幡市独自の雨水タンクの設置費補助金について

この制度は、雨水の流出抑制、資源の有効利用及び環境負荷の低減、非常用の生活水の確保を目的として、平成 25 年 3 月 7 日に八幡市雨水貯留施設設置助成金交付要綱を制定し、八幡市内の区域において雨水貯留施設を設置する者に対して、設置費用の一部を助成するものです。

表 7-10 八幡市雨水タンク設置費補助基数及び補助金額

年度	補助基数	補助金額 (円)
平成 27	41 基	1,129,000 円
平成 28	30 基	890,000 円
平成 29	13 基	395,000 円
平成 30	21 基	608,000 円
平成 31/ 令和元	14 基	318,000 円
令和 2	10 基	379,000 円
令和 3	8 基	229,000 円

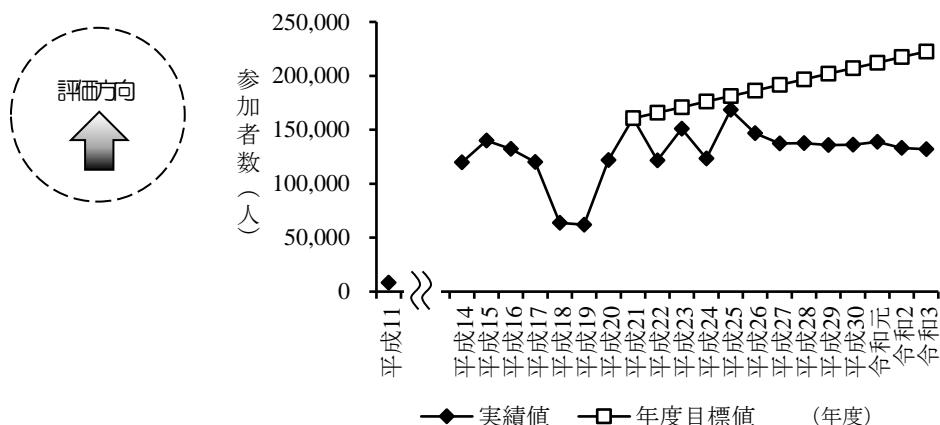
# 環境項目Ⅷ 学習・参加

～市民一人ひとりが環境問題を意識し、積極的に行動するまち～

## 1. 環境教育・環境学習の推進

戦略目標①	環境学習の参加者数を 222,501 人/年とします。
-------	-----------------------------

※222,501 人は平成 23 年 4 月 1 日現在の八幡市人口の 3 倍



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (人)	160,655	137,325	137,582	135,869	136,258	138,828	133,081	131,915
年度目標値 (人)	160,655	191,578	196,732	201,886	207,040	212,193	217,347	222,501
評価	—	×	△	×	△	△	×	×

### [進捗概要]

環境学習とは、市民のごみの分別や自然学習など、環境について学ぶことを目的とするものをカウントしています。策定時から各小中学校における環境に関する授業時数が増え、幼稚園・保育園などにおいても菜園活動や野外活動を通じて、自然の循環と環境について学習する回数が多くなりました。

学校以外の環境に関する主な学習会は、次のとおりです。

#### ・市民団体による環境教育

環境学習の一つとして、平成 16 年度から八幡市環境市民ネットが市内幼稚園・保育園などで上演している手作りの大型紙芝居「ショウ・エネ・ルギーの大冒険」は毎年園児たちの大きな反響を得ています。なお、令和 2 年度から感染症対策のため、紙芝居の上演は中止し、そのノウハウを生かして、絵本を作成・配布しています。

また、八幡市環境市民ネットでは、平成 19 年度から家庭でできる省エ





ネの取り組みとして、ゴーヤを用いたグリーンカーテンの育て方講習会を毎年実施しています。（令和3年度は感染症対策のため、苗配付会として実施）

**[関連の取り組み]**

**(1) スマート・エコ祭**

人と自然が共生する、環境にやさしいまちをめざして身近なテーマを中心に、環境問題に関する意識啓発を図るために平成24年度から実施しています。毎年、市民文化祭会場の一面で開催していましたが、令和3年度は感染症対策のため中止しました。

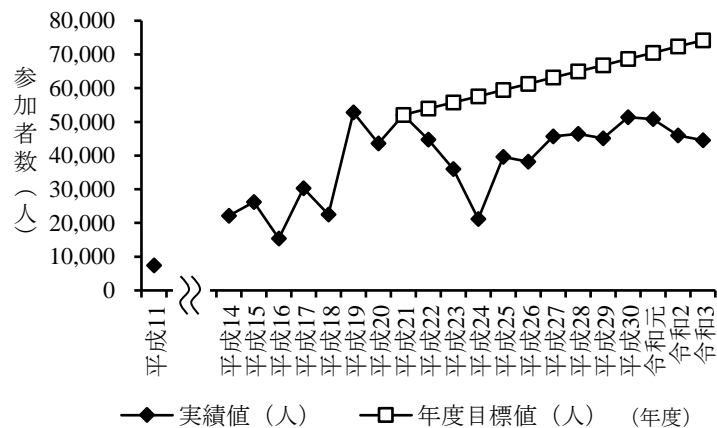
**(2) 再生可能エネルギー工作教室**

小学生を対象に再生可能エネルギーを体験できる簡単な工作教室を実施しました。令和3年度は58人の児童が参加しました。

**2. 環境行動への参加と支援**

戦略目標①	環境保全活動の参加者数を 74,167 人/年とします。
-------	------------------------------

※74,167人は平成23年4月1日現在の八幡市人口



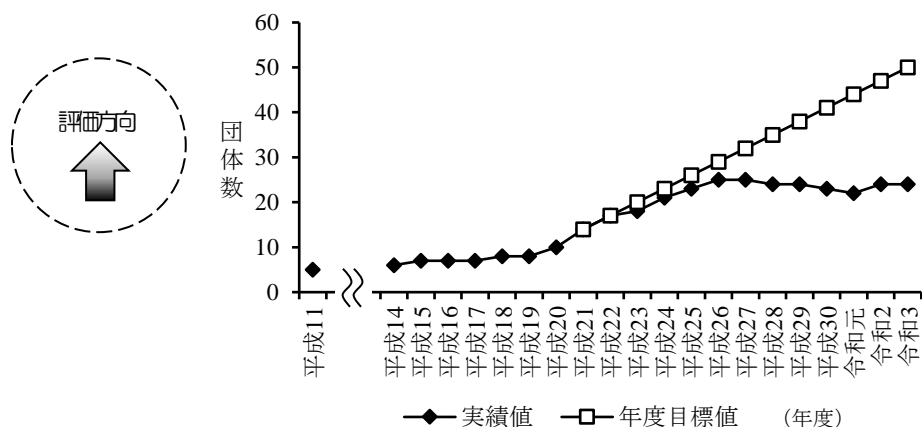
年度(末)	平成21 基準年	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3 最終年
実績値(人)	52,071	45,647	46,476	45,107	51,375	50,818	45,926	44,570
年度目標値(人)	52,071	63,119	64,960	66,802	68,643	70,484	72,326	74,167
評価	—	△	△	×	△	×	×	×

**[進捗概要]**

令和3年度は、幼稚園・保育園などにおいて、年間を通じて園児と保護者、地域の方とつしよに草花や野菜の栽培が行われました。また、小・中学校では、地域ボランティア清掃や、児童・生徒・職員・PTA・校区・地域の自治会と連携活動して地域清掃が実施されました。

### 3. 市民団体やNPO団体との連携・協働

戦略目標①	環境団体を 50 団体に増やすことをめざします。
-------	--------------------------



年度（末）	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値（団体）	14	25	24	24	23	22	24	24
年度目標値（団体）	14	32	35	38	41	44	47	50
評価	—	△	×	△	×	×	△	△

#### 【進捗概要】

昨年から 3 団体の増、3 団体の減があり、24 団体となっています。市が把握している環境団体は、次のとおりです。

- ① 八幡市環境市民ネット ②水と緑を守る市民の会 ③女性団体連絡協議会 ④消費生活研究会
- ⑤消費生活モニターOB会 ⑥八幡たけくらぶ ⑦大谷川にホテルをの会
- ⑧たいこ橋さざなみフェスト実行委員会 ⑨22 世紀八幡ルネッサンス運動 ⑩長町南クラブ
- ⑪YOU光グループ ⑫榊上村製作所 ⑬男山クリーン隊 ⑭川口区 ⑮愛編布ぞうり ⑯五月会
- ⑰南山クリーン隊 ⑱月愛モラル育む美化おたすけ隊 ⑲やわたクリーンアップ大作戦
- ⑳美濃山グリーンクラブ ㉑ごとうクリーン隊 ㉒放課後等デイサービスまあぶる ㉓14-122 美化班
- ㉔A-frame 株式会社

#### 【八幡市環境市民ネット】

八幡市環境市民ネットは、平成 14 年 8 月に八幡市環境基本計画に基づいて発足した環境パートナーシップ組織で、地球温暖化の防止と“人と自然が共生する環境にやさしいまち”の実現を目的として活動しています。

活動内容は、それぞれ得意とする分野や興味をもって表現したいことなどを、会員同士が話し合い、その結果で決定しています。

#### 【八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業】

この事業は、「まちの美化は私たちにまかせて！」と市民の皆さんが公共の場所、公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみていくというものです。

公園や歩道など一定の区画を気持ちよく利用できるように、ごみを拾ったり樹木に水をやりたり除草したりする無償のボランティア活動を市が支援することで市と市民との協働でまちの美化を進めます。

※令和4年3月31日現在、15団体が活動中。

## 4. 環境マネジメントシステムの認証取得の促進

市の取り組みとして、次の2項目を掲げています。

◇市内の事業者がそれぞれの特性に応じた環境マネジメントシステムを構築し、認証取得ができるよう、促進します。

◇事業者を対象とした学習会や説明会を実施します。

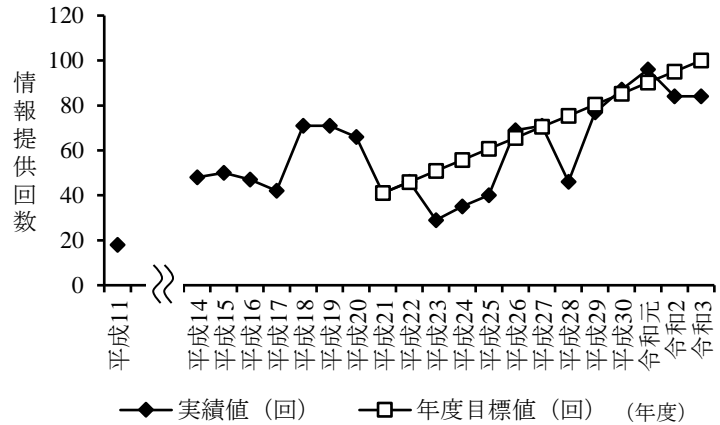
#### [進捗概要]

本市では、平成22年4月からKES環境マネジメントシステムスタンダードの運用を開始し、平成23年1月にKES環境マネジメントシステムスタンダードステップ1の登録を取得しました。

平成29年度は、八幡市文化センターにおいて、KES環境機構が主催する事業者向けの説明会で、八幡市の取組を発表し啓発を行いました。

## 5. 市民への情報公開並びに情報の共有化

戦略目標①	広報紙やホームページなどを利用した、身近な環境情報を1年に100回提供します。
-------	---



年度 (末)	平成 21 基準年	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2	令和 3 最終年
実績値 (回)	41	71	46	77	87	96	84	81
年度目標値 (回)	41	71	75	80	85	90	95	100
評価	—	○	×	△	○	○	×	×

### [進捗概要]

広報やわた（月1回発行）や市ホームページで、身近な環境情報を随時、市民に提供しました。令和3年度において、以下のとおり環境情報の提供を行いました。

情報提供の方法	回数	備考
広報やわた	16	通常記事
	1	特集記事
ホームページ	22	LINE、Twitter 含む
その他	42	カウンター配架等
合計	81	

※広報やわたは掲載数、HPは公開数でのカウント

## 6. 「環境にやさしい知恵のある暮らし」の実践

エネルギー問題に限らず資源循環や生活環境においても、これまで当たり前と思っていた身近にある暮らしの問題を知恵や工夫をすることにより、環境やエネルギーの負荷を少しでも軽減できるような運動を推進していきます。

## 第3部

# 八幡市 環境マネジメントシステム

第1章 八幡市環境マネジメント  
システムの概要

第2章 第3次八幡市エコ・オフィス  
計画の数値目標取り組み結果

# 第1章 八幡市環境マネジメントシステムの概要

## 1. 経過

環境問題は「地球的な視野で考え、足元から行動する」と言われています。私たちにとっての足元は市役所であることから、市役所自らが率先して環境にやさしい取り組みを進め、環境に対して負荷の少ない循環型社会に変えていくために、平成9年度からエコ・オフィス計画の取り組みを進めてきました。さらに平成13年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、府下市町村で初めての実行計画として計画の全面改訂を行い、温室効果ガスと廃棄物の削減に向けた取り組みを推進してきました。

平成14年10月から、エコ・オフィス計画や環境基本計画の適切な進行管理や、環境問題に対する職員の意識の高揚を図り、より効果的に環境政策を推進するため、八幡市環境マネジメントシステムを構築し、平成15年4月からLAS-E環境自治体スタンダード規格に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

運用から約7年間取り組んだ結果、市の事務事業における環境負荷軽減に一定の効果を得られ、職員の意識改革ができ、市民への環境配慮の取り組みが広がりました。平成22年度から市内の多くの事業所や市民が国際基準とされているISO14001等に沿った環境政策を広げるため、KES・環境マネジメントシステムに変更しました。これまでの成果を維持発展することはもちろん、新たな視点に加えて自主運用を目指す環境マネジメントシステムの運用を行っています。

## 2. 概要

どんな仕事でも「計画を立てて（PLAN）、実行し（DO）、点検・評価（CHECK）し、計画を見直す（ACTION）」という一連の流れ（PDCAサイクル）で取り組まれます。環境マネジメントシステム（Environmental Management System 通称：EMS）は、環境に関するPDCAサイクルのことで、環境保全のための計画を立て、取り組みを実行し、点検・評価し、計画を見直すことをいいます。

本市の環境マネジメントシステムは、特定非営利活動法人「KES環境機構」の規格で、「環境にやさしい基準」である「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」をベースに運用し、八幡市の望ましい環境像である“人と自然が共生する環境にやさしいまち”を実現するための進行管理ツールとしています。

本市の取り組みについて平成22年12月15日にKES環境機構が審査を行い、平成23年1月1日にKES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ1の登録をしました。

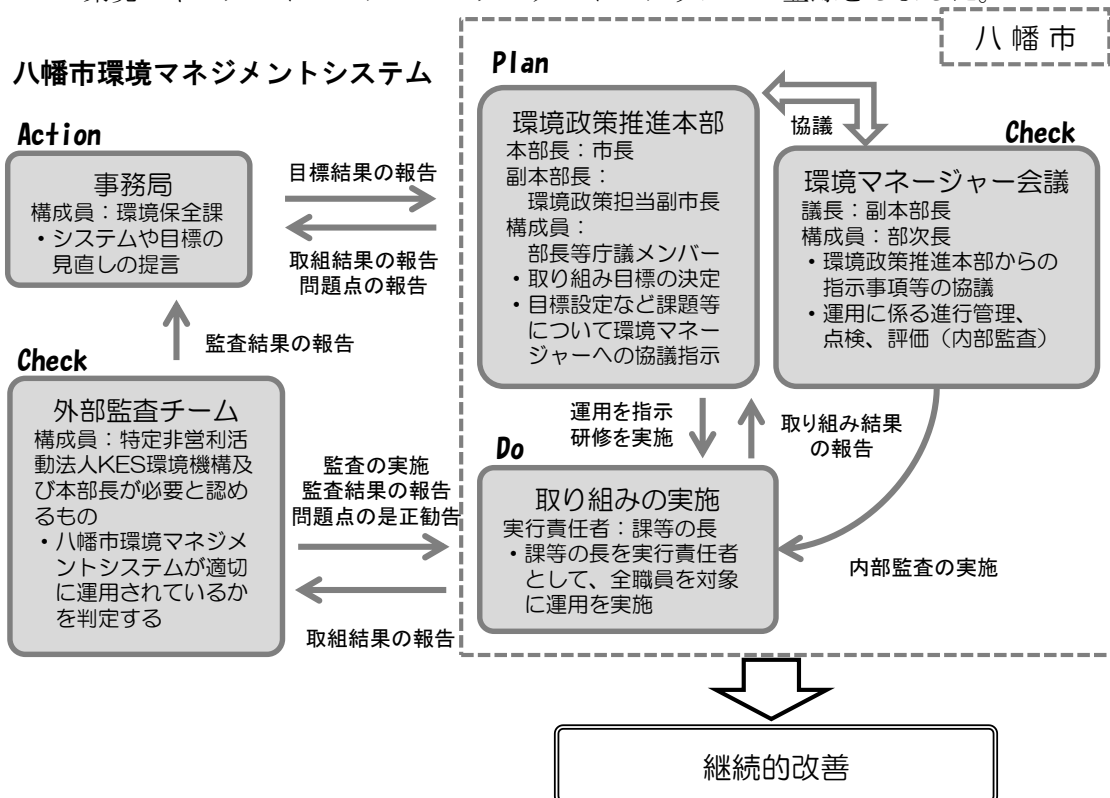


図 C-1 八幡市環境マネジメントシステム概略について

### 3. 組織体制

#### ◆環境政策推進本部

庁議メンバーで構成する「議決機関」で、本部長は市長、副本部長は環境政策担当副市長があたります。本部長は、八幡市環境マネジメントシステム（EMS）や環境政策についての決定権を有し、推進本部会議の総括をはじめ、環境マネージャー会議に対し、協議等の指示を行い、取り組み目標をはじめ、システム運用に関し必要事項の決定を行います。

- ・本部長：市長
- ・副本部長：環境政策担当副市長
- ・本部長員：庁議メンバー
- ・事務局：環境保全担当課

#### ◆環境マネージャー：部次長相当の職にある者のうちから市長が選任します。

環境マネージャーは、本部長からの指示による課題等の協議のほか、八幡市環境マネジメントシステム（EMS）運用の点検等、内部監査的な役割も担います。会議の議長は副本部長があたります。

#### ◆実行責任者

課等の長や施設等の長が実行責任者となり、全職員が実行部門の対象となります。実行責任者は、八幡市環境マネジメントシステム（EMS）運用の実務的な責任者として、以下の主な役割と責任があります。

- ・推進本部からの連絡・指示事項について職員等への周知
- ・取り組み目標に係る職員指導
- ・定期的に課内会議等を開催し、職員への環境教育
- ・環境改善計画書兼進捗管理書及び環境負荷実態調査票の実施と報告
- ・その他、システムの運用にあたり必要な事務
- ・環境政策推進事務局：環境保全担当課

#### ◆内部監査チーム

環境マネージャーやその他本部長が必要と認める者等で構成し、システムの適正な運用に係る進行管理・点検・評価をする組織です。監査員は、全職場を対象に、運用状況について監査し、監査結果を取りまとめて本部長に報告します。

#### ◆外部監査チーム

特定非営利活動法人 KES 環境機構及び本部長が必要と認める者で構成する組織です。監査員は、KES 環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）による、八幡市環境マネジメントシステムマニュアル（施設管理責任者用）に適合しているか、有効に運用されているかを監査し、判定の結果（監査結果）を取りまとめて本部長に報告します。

### 4. KES 環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）

#### 【環境マネジメントシステムマニュアル（第8版）（施設管理責任者用）】

#### (1) 適用範囲

市が行うすべての活動及び行政サービスに適用する。KES 審査対象施設（各施設の施設管理責任者）は【資料1】に示す。なお、対象施設に常駐する委託業務及び公共施設利用者には、市の職員に準じた環境教育・周知・活動を実行要請する。

#### (2) 計画（PLAN）

##### ①環境影響項目

市の事務・事業の環境影響項目のうち、環境に著しい影響をおよぼすと考えられるもの、またはその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。

図 C-2 著しい環境影響項目及び重要環境活動項目

分類	環境影響項目及び重要環境活動項目	主な設備・装置等
省エネルギーの推進	電気	冷暖房機、照明、機械設備
	ガス	冷暖房機、給湯器
	燃料（ガソリン、軽油）	公用車
	灯油	暖房器具等
省資源の推進	水	トイレ、給湯、散水
	紙	コピー機（コピー用紙）
	一般廃棄物	廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ等）
環境啓発活動の実施	清掃活動	ごみゼロ活動、施設周辺美化活動
	リサイクルの推進	リサイクル量
	環境学習	環境に関する講座、授業等

## ②環境改善目標及び環境改善計画

環境方針を具体化し、環境改善活動を継続的に向上させるために、環境改善目標を設定し、環境改善計画書を作成する。

### 1) 環境改善目標

中長期の環境改善目標並びに単年度の環境改善目標は、環境管理責任者（環境経済部長）が環境方針と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にする。環境改善目標の概要並びに単年度実績を【図 C-3】に示す。

図 C-3 環境改善目標の概要並びに単年度実績

分類	環境改善目標 (中長期)	基準年度実績	単年度目標と実績		
		平成 25 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
省エネルギー	電気使用量 5%削減 (kwh)	5,088,783 (kwh)	基準年度比 1%削減	基準年度比 2%削減	基準年度比 3%削減
省資源	水道使用量 3%削減 (m <sup>3</sup> )	115,704 (m <sup>3</sup> )	基準年度比 1%削減	基準年度比 2%削減	基準年度比 3%削減
環境啓発活動	清掃活動の拡大	対象施設数	基準年度 増加	基準年度 増加	基準年度 増加
	リサイクルの推進	24/47 施設			

### 2) 環境改善計画

施設管理責任者は、環境改善目標及び具体的施策を達成するため「環境改善計画書兼進捗管理書」を作成して進捗を管理する。なお、環境改善計画書には以下の内容を含むものとする。

- ア 目標を達成するための進捗を管理する施設管理責任者の明示
- イ 目標を達成するための具体的施策と日程を示す
- ウ 目標に対する実績が確認できる

## (3) 実行 (DO)

環境方針、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実行する。なお、活動内容については環境改善の取組指針【資料 2】に示す。

## (4) 点検 (CHECK)

環境活動の有効性を保証するために、以下の確認、遵守評価、修正と予防を実行する。

### ① 確認

施設管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理書」において月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録する。

### ② 遵守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項への遵守状況を定期的に評価するために、業務点検を実行し、「法的及びその他の要求事項チェック表」に記載し記録する。



### ③ 修正と予防

環境マネジメントシステムの不適合、環境改善計画に係わる不適合及び法規制に係わる不適合の取り扱いについては、不適合発生の場合もしくは不適合の発生を予測した場合の修正・予防処置を以下により行う。

#### 1) 環境マネジメントシステム上の不適合及び法規制に係わる不適合

審査機関による審査、遵守評価及び最高責任者による評価等により不適合が発生した場合、直に修正処置を講ずる。

#### 2) 環境改善計画に係わる不適合

環境改善計画の進捗状況において、実績値が目標値の90%に満たない場合は「不適合」とし、直ちに原因を調査し修正処置を講ずる。修正処置の内容は環境改善計画書兼進捗管理書の総評欄に記録し、環境管理責任者へ報告する。90%以上100%未満の「やや不足」が2ヶ月連続した場合は予防処置として環境改善計画の見直しを検討する。見直しを実施した場合は環境管理責任者へ報告する。

## (5) 見直し (ACTION)

最高責任者（市長）は、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直す。これにより継続的な改善活動を行うのに適切で、妥当で、かつ有効であるかを評価する。この具体的な手続きは以下のとおりとする。

### ① 評価

最高責任者は環境マネジメントシステムが KES ステップ1 の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、年に1回（3月）評価を実行する。

### ② 評価結果の記録

最高責任者は、評価結果に基づき環境宣言・環境改善目標・環境マネジメントシステムのその他の活動に関して、変更する必要性を明確にして「最高責任者評価記録」としてまとめ、環境管理責任者に配付するとともに、あらゆる決定及び処置を指示する。

### ③ 改善と変更

環境管理責任者は、「最高責任者評価記録」に基づき、修正改善及び変更の処置をとる。

# 環境方針（環境改善への決意）

制定日 平成22年8月16日

改訂日 平成27年8月3日

## 基本理念

八幡市では平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境基本計画」を策定し、平成14年4月に、市民・事業者・行政が協働して行動する決意の表明として、八幡市を環境自治体とする「環境自治体宣言」を行いました。

私たち一人ひとりが、環境に配慮した取組を進め、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が協力し「人にやさしい 環境にやさしいまち」の実現をめざします。

## 方 針

八幡市は、全ての事務及び事業における環境影響を低減するとともに、次の方針に基づき環境マネジメントシステムを運用して環境保全に努めます。

職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境に配慮した行政サービスの向上に努めます。

- 1 八幡市は、事務・事業に係る環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。

なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。

- 2 八幡市は、事務・事業に係る環境関係法規、条例、規則及びその他の要求事項を順守します。

- 3 八幡市は、事務・事業に係る環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 省資源の推進
- (3) 環境啓発活動の実施

上記の方針を達成するために、環境改善目標を設定し、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

八幡市長 堀口 文昭

## 5. 八幡市環境マネジメントシステム運用について

### 【環境に配慮した取組ガイド（職員用）】

八幡市では、平成27年度から、KES 審査対象施設以外について「環境に配慮した取組ガイド」（職員用）を作成し、日常の業務での環境配慮の行動を実践しています。

- ①適応範囲：市本庁舎、分庁舎、第二分庁舎内各課（職員）
  - ②計画：市の環境方針（環境改善への決意）の環境管理重点テーマとして取り組みます。
    - (1) 省エネルギーの推進
    - (2) 省資源の推進
    - (3) 環境啓発活動の実施
  - ③実行：「環境に配慮した取組ガイド（職員用）」の実施の徹底
  - ④点検：「環境配慮チェックシート」による取り組みの評価（各課長）年1回実施。  
「内部監査（中学生・市民監査）」年1回実施。
  - ⑤見直し：取組の評価及び内部監査の監査結果に基づき、各課で取組の見直しを行う。
- \*【資料3】：「環境に配慮した取組ガイド」（職員用）

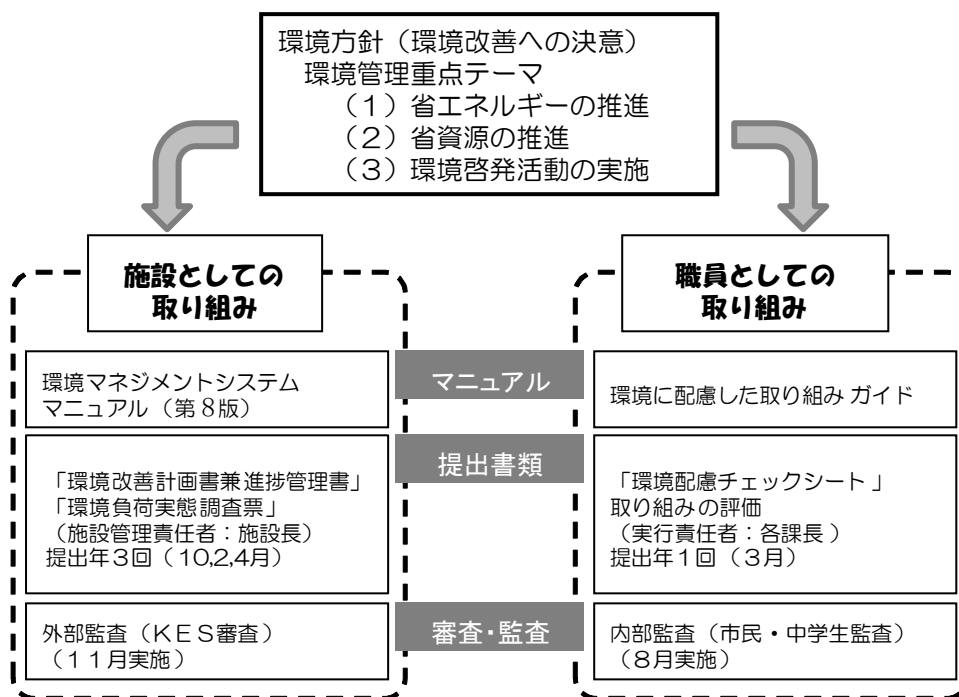


図 C-4 八幡市環境マネジメントシステム取り組みの流れ

【資料1】 K E S 審査対象施設（各施設の施設管理責任者）

番号	施設名	施設管理責任者
1	本庁舎	総務課長
2	分庁舎	
3	第二分庁舎	
4	消防本部	消防総務課長
5	有都交流センター（都児童センター含む）	館長
6	八幡人権・交流センター	
7	竹園児童センター	
8	橋本児童センター	
9	指月児童センター（子育て支援センター含む）	
10	南ヶ丘児童センター（南ヶ丘教育集会所含む）	
11	志水公民館	
12	山柴公民館	
13	橋本公民館	
14	男山公民館（男山児童センター）	
15	川口コミュニティセンター	
16	生涯学習センター（男山図書館含む）	福祉総務課長
17	八幡市民図書館	
18	有都福祉交流センター	福祉総務課長
19	南ヶ丘老人の家	高齢介護課長
20	生活情報センター	所長
21	子ども・子育て支援センターすくすくの杜	
22	教育支援センター	
23	美濃山浄水場	場長
24	みその保育園	園長
25	南ヶ丘保育園	
26	南ヶ丘第二保育園	
27	みやこ保育園	
28	有都こども園	
29	わかたけ保育園	
30	八幡幼稚園	園長
31	八幡第三幼稚園	
32	八幡第四幼稚園	
33	橋本幼稚園	
34	八幡小学校	校長
35	くすのき小学校	
36	さくら小学校	
37	橋本小学校	
38	有都小学校	
39	中央小学校	
40	南山小学校	
41	美濃山小学校（美濃山コミュニティセンター含む）	
42	男山中学校	
43	男山第二中学校	
44	男山第三中学校	
45	男山東中学校	

## 【資料2】環境改善の取組指針

### 省エネルギーの推進

- 節電の徹底
  - ① 始業前や昼休み中、来庁者（訪問者）等がある場合や業務を行っている場合を除き、消灯する。
  - ② 更衣室、会議室、トイレ等使用していない場所は消灯する。
  - ③ 勤務時間外等の消灯時に業務を行う場合は、手元スタンドを活用するなど必要最小限の照明とする。
  - ④ ノー残業デーの毎週月・水曜日は、定時に業務を終了し、利用している部屋を除き、全館消灯をめざす。
  - ⑤ パソコン、テレビ等は、使用時以外コンセントを抜くなどして待機電力の削減を図る。
  - ⑥ 席を離れるときなど操作しないパソコンは、スリープモードにする。
  - ⑦ 冷暖房機は室内温度が、夏季28℃、冬季20℃を目安に設定する。
  - ⑧ カーテンやブラインド、また扇風機等を併用して、冷房効率を上げる努力をする。
  - ⑨ フィルターの清掃や機器の点検等、空調機器の適切な維持管理を行う。
  - ⑩ 職員のエレベーター使用は自粛する。
  - ⑪ クールビズ及びウォームビズを励行する。
  - ⑫ 電気のスイッチは一箇所ずつ適切に操作を行い、不必要な電気は消すようにする。
- ガス、燃料等の節約
  - ① ガスコンロ、湯沸かし器を効率的に使用し、使用後は栓締めを徹底する。
  - ② 灯油を使用する暖房器具は、状況に応じてこまめに温度設定を行い効率のよい配置を行う。
  - ③ 公用車のエコドライブを励行する。
  - ④ 出張等は、できる限り公共交通機関を利用する。
  - ⑤ 近距離の移動は自転車等を、積極的に利用する。

### 省資源の推進

- 節水の徹底
  - ① トイレの消音のための流しっぱなしはやめる。
  - ② 流しや洗面では、こまめに蛇口をしめる。
  - ③ 花の水やりなどは、出来るだけ二次用水を利用する。
  - ④ 定期的に、水漏れの点検を行う。
- 紙の節約
  - ① 印刷やコピーは、可能な限り両面使用する。
  - ② 課内等で同じ資料を複数の職員が保有しないよう、共有化する。
  - ③ 紙使用枚数の適切な管理を行う。
  - ④ 使用済み封筒は、再利用するよう心がける。
  - ⑤ 訂正印で済む書類は、新しい紙を使用しないで訂正印で済ませる。
  - ⑥ 会議資料は必要最小限の部数とし、プロジェクターなどを活用しペーパーレス化に努める。
  - ⑦ ミスプリントした用紙は、メモ用紙等として再利用する。
  - ⑧ コピー機を使用する際は、枚数や拡大・縮小等の設定を確認し、ミスコピーを防ぐようにする。また、使用後は必ずリセットする。
  - ⑨ 印刷物や冊子を発注するときは、必要最低限の部数になるようにする。
- 廃棄物の削減
  - ① ごみの分別を徹底する。
  - ② 名刺サイズ以上の紙等は、古紙回収に出す。
  - ③ 機密文書は、シュレッダーを使用せず機密文書用回収ボックスを利用する。
  - ④ プラマークの入ったごみは、洗ってリサイクルする。
  - ⑤ 会議等で、紙コップ等の使い捨て容器の使用はできるだけ控える。

- ⑥ 商品の購入の際、簡易包装商品や詰め替え可能製品など、廃棄物の発生抑制に資する商品の購入に努める。

### **環境啓発活動の実施**

- 環境啓発活動
  - ① 公共施設利用者に対して、環境に配慮するよう要請する。(公共施設利用環境配慮チェックシートの実施)
  - ② 職員の通勤に際して、月1回以上マイカーを自粛する。(ノーマイカーデーの実施)
  - ③ 公共工事を実施する場合は、環境に配慮した工法、材料等を選定し、請負業者に対して環境に配慮した施工を行うよう指示する。(公共工事環境配慮チェックシートの実施)
- 清掃活動(美化活動)
  - ① 施設周辺の清掃活動や地域の清掃活動に積極的に参加する。
  - ② 身の回りの整理整頓を行い、効率よく業務を行う。
  - ③ 市が行う「まちかどのごみ」ゼロの日に参加する。
- 環境学習(教育活動等)
  - ① 環境に対する情報を常にチェックし、知識を得るよう努力する。
  - ② 環境に関する研修やイベント等に積極的に参加する。
  - ③ 環境に関する情報を発信し、公共施設利用者(学校等においては生徒)向けの教育を行う。
  - ④ 職場での会議や朝礼等において、環境改善の取組指針について、定期的に確認する。

## 環境に配慮した取組ガイド



市が行うすべての事務・事業については、常に環境へ大きな負荷を与えていることを、職員一人ひとりが常に認識し、環境に配慮した行動を率先して取り組む必要があります。

このガイドは、職員が取り組むべき環境に配慮した行動についてまとめたものです。このガイドを身近に置いて、日常の業務での、環境配慮の行動の参考にしてください。

八 幡 市

## 環境管理重点テーマ

八幡市では以下の環境管理重点テーマを設定しています。

- ①省エネルギーの推進
- ②省資源の推進
- ③環境啓発活動の実施

この3つのテーマの具体的な取組項目を以下に示しましたので、日常業務を行ううえで、常に意識するようにしましょう。

## 取組項目

省エネルギーの推進	1	始業前や昼休み中、来庁者がある場合や業務を行っている場合を除き消灯する。
	2	更衣室、会議室、トイレ等使用していない場所は消灯する。
	3	勤務時間外等の消灯時に業務を行う場合は、手元スタンドを活用するなど必要最小限の照明にする。
	4	ノー残業デーの毎週月・水曜日は、定時に業務を終了する。
	5	パソコン、テレビ等は、使用時以外コンセントを抜くなどして待機電力の削減を図る。
	6	席を離れるときなど操作しないパソコンは、スリープモードにする。
	7	空調の温度設定は、夏季は28℃以上、冬季は20℃以下を目安に設定する
	8	カーテンやブラインド、また扇風機等を併用して、冷房効率を上げる努力をする。
	9	エレベーター使用は自粛する。
	10	クールビズ及びウォームビズを励行する。
	11	電気のスイッチは一か所ずつ適切に操作を行い、不必要な電気は消す。
	12	ガスコンロ、湯沸かし器を効率的に使用し、使用後は栓締めを徹底する。
	13	灯油を使用する暖房器具は、状況に応じてこまめに温度設定を行い、効率のよい配置を行う。
	14	公用車のエコドライブを励行する。
	15	出張等は、できる限り公共交通機関を利用する。
	16	近距離の移動は自転車等を積極的に利用する。



省資源の推進	1	トイレの消音のための流しっぱなしはしない。
	2	流しや洗面では、こまめに蛇口をしめる。
	3	公用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行する。
	4	印刷やコピーは、可能な限り両面使用する。
	5	課内等で同じ資料を複数の職員が保有しないよう、共有化する。
	6	使用済み封筒は、再利用するよう心がける。
	7	訂正印で済む書類は、新しい紙を使用しないで訂正印で済ます。
	8	会議資料は必要最小限の部数とし、プロジェクターなどを活用し、ペーパーレス化に努める。
	9	ミスプリントした用紙は、メモ用紙等として再利用する。
	10	コピー機を使用する際は、枚数や拡大・縮小等の設定を確認し、ミスコピーを防ぐ。また、使用後は必ずリセットする。
	11	印刷物や冊子を発注するときは、必要最低限の部数になるようにする。
	12	ごみの分別を徹底する。
	13	名刺サイズ以上の紙等は、古紙回収に出す。
	14	機密文書は、シュレッダーを使用せず機密文書用回収ボックスを利用する。
	15	プラマークの入ったごみは、洗ってリサイクルする。
	16	会議等で、紙コップ等の使い捨て容器の使用は控える。
環境啓発活動の実施	1	通勤に際し、月1回以上マイカーを自粛する。(ノーマイカーデーの実施)
	2	公共工事を実施する際、環境に配慮した工法、材料等を選定し、請負業者に対して環境に配慮した施工を行うよう指示する。(公共工事環境配慮チェックシートの実施)
	3	施設周辺の清掃活動や地域の清掃活動に積極的に参加する。
	4	身の回りの整理整頓を行い、効率よく業務を行う。
	5	市が行う「まちかどのごみ」ゼロの日に参加する。
	6	環境に対する情報を常にチェックし、知識を得るよう努力する。
	7	環境に関する研修やイベント等に積極的に参加する。
	8	職場での会議や朝礼等において、環境に配慮した取組ガイドの内容について定期的に確認する。
	9	市民や業者等に対しても、環境配慮の取組への理解を呼びかける。

## 第2章 第3次八幡市エコ・オフィス計画の数値目標取り組み結果

令和3年度における、八幡市の事務事業活動から発生する温室効果ガスの排出量を次のとおり算出いたしました。この数値目標取り組み結果は「第3次八幡市エコ・オフィス計画」に基づいて、算出した結果になります。

### 1. 第3次エコ・オフィス計画の温室効果ガス削減目標別の結果

#### (1) 温室効果ガス削減目標

市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を、平成25年度比で令和3年度までに13%の削減することを目指します。

令和3年度の排出量は5,210t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度の排出量と比較し19.5%減少しました。

年度	平成25 (基準年度)	平成30	平成31 /令和元	令和2	令和3	令和3 (目標年度)
総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	6,472	5,823	4,934	4,931	5,210	5,538.6
増減率	—	-10.0%	-23.8%	-23.8%	-19.5%	-13%
排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.514	0.435	0.352	0.340	0.362	—

※CO<sub>2</sub>排出係数：電力を生産する過程で発生したCO<sub>2</sub>を計算するための数値

#### (2) 各取り組み目標

##### I 施設のエネルギー使用量の削減

平成25年度比で令和3年度までに市施設における電気の使用量を5%、その他エネルギー（都市ガス等）の使用量を13%削減することを目指します。

令和3年度における電気使用量は9,439,722kWhで、基準年度の電気使用量と比較し、4.5%減少しました。

また、都市ガス使用量は636,128 m<sup>3</sup>で、基準年度と比較し49.4%の増加となりました。

年度	平成25 (基準年度)	平成30	平成31 /令和元	令和2	令和3	令和3 (目標年度)
電気使用量 (kWh)	9,880,880	9,636,196	9,370,915	9,240,012	9,439,722	9,193,239
電気使用量増減率	—	-2.5%	-5.2%	-6.5%	-4.5%	-5.0%
都市ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	425,886	540,178	556,029	640,491	636,128	370,268
都市ガス使用量増減率	—	+26.8%	+30.6%	+50.4%	+49.4%	-13.0%

##### II 公用車使用による負荷の軽減

公用車の使用による燃料を平成25年度比で令和3年度までに13%削減することを目指します。

令和3年度の公用車の燃料使用量は101,002ℓであり、基準年度の使用量97,488ℓと比較し、3.6%の増加となりました。

年度	平成25 (基準年度)	平成30	平成31 /令和元	令和2	令和3	令和3 (目標年度)
公用車使用燃料 (ℓ)	97,488	116,676	106,432	98,167	101,002	84,813
増減率	—	+19.7%	+9.2%	+0.7%	+3.6%	-13.0%

### Ⅲ 水道水使用量の削減

市施設における水道水使用量を平成25年度比で令和3年度までに3%削減することを目指します。

令和3年度の施設における水道使用量は、133,126m<sup>3</sup>であり、基準年度である平成25年度の使用量の143,430m<sup>3</sup>と比較し7.2%の減少となりました。

年度	平成25 (基準年度)	平成30	平成31 /令和元	令和2	令和3	令和3 (目標年度)
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	143,430	144,990	135,965	106,358	133,126	138,987
増減率	—	+1.1%	-5.2%	-25.8%	-7.2%	-3.0%

### Ⅳ 廃棄物の減量

市施設における廃棄物の排出量を平成25年度比で令和3年度までに5%削減することを目指します。

令和3年度の市施設から排出される廃棄物の量は、133,288kgであり、基準年度の廃棄物の量の142,506kgと比較し6.5%減少しました。

年度	平成25 (基準年度)	平成30	平成31 /令和元	令和2	令和3	令和3 (目標年度)
廃棄物の量 (kg)	142,506	156,396	135,978	130,932	133,288	135,381
増減率	—	+9.7%	-4.6%	-8.1%	-6.5%	-5.0%

## 2. 第3次八幡市エコ・オフィス計画の電気、ガス、水道の使用量（令和3年度）

### \*電気使用量

	平成25年 度(kWh)	平成28年 度(kWh)	平成29年 度(kWh)	平成30年 度(kWh)	平成31/令和 元年度(kWh)	令和2年 度(kWh)	令和3年 度(kWh)	備考 対基準年度
本庁	1,087,900	1,089,317	1,057,498	1,058,185	1,013,447	1,011,975	1,041,534	-4.3%
保育園	233,779	286,750	209,871	206,222	201,776	212,715	214,230	-8.4%
児童センター	94,734	177,183	190,253	201,910	186,698	197,232	213,736	+125.6%
福祉施設等	146,743	142,551	138,855	145,844	126,666	136,304	148,368	+1.1%
消防署	260,779	250,506	247,132	241,373	246,187	250,698	252,362	-3.2%
その他施設 (職員常駐)	972,114	987,209	996,875	997,892	983,194	1,049,020	1,004,957	+3.4%
その他施設	3,333,742	3,168,743	3,117,661	3,075,252	3,034,642	3,014,637	3,008,447	-9.8%
幼稚園	54,845	71,096	66,029	68,758	56,111	60,733	63,577	+15.9%
小学校	1,090,777	1,132,562	1,268,586	1,231,044	1,192,338	1,126,275	1,262,695	+15.8%
中学校	484,109	459,682	445,518	443,980	409,450	411,733	457,818	-5.4%
公民館等	124,456	109,944	121,086	116,159	112,887	103,089	118,954	-4.4%
教育施設等	438,385	381,060	375,609	366,701	392,215	368,093	389,666	-11.1%
指定管理施設	1,558,517	1,552,623	1,523,518	1,482,876	1,415,304	1,297,508	1,263,378	-18.9%
合計	9,880,880	9,809,226	9,758,491	9,636,196	9,370,915	9,240,012	9,439,722	-4.5%

＊都市ガス使用量

	平成 25 年 度(m <sup>3</sup> )	平成 28 年度(m <sup>3</sup> )	平成 29 年 度(m <sup>3</sup> )	平成 30 年度(m <sup>3</sup> )	平成 31/和 元年度(m <sup>3</sup> )	令和 2 年度 (m <sup>3</sup> )	令和 3 年度 (m <sup>3</sup> )	備考 対基準年度
本庁	74,225	79,875	85,335	77,643	77,843	82,298	69,612	-6.2%
保育園	13,788	11,954	17,722	17,632	21,235	26,858	29,481	+113.8%
児童センター	5,370	13,240	14,149	12,104	12,004	18,458	13,030	+142.6%
福祉施設等	65,526	57,560	43,311	52,238	48,165	52,508	48,377	-26.2%
消防署	43,898	45,696	44,123	43,504	44,331	44,288	44,957	+2.4%
その他施設 (職員常駐)	99	4,789	4,787	5,254	5,529	7,181	5,590	+5546.5%
その他施設	0	5	8	6	0	7	7	-
幼稚園	355	295	288	265	293	208	160	-54.9%
小学校	54,797	137,981	179,658	168,756	186,839	234,374	245,626	+348.2%
中学校	53,348	54,636	66,525	64,528	60,875	90,351	91,932	+72.3%
公民館等	7,371	9,055	10,909	7,280	10,683	11,250	12,477	+69.3%
教育施設等	5,563	9,166	4,422	4,652	4,490	3,230	4,290	-22.9%
指定管理施設	101,546	96,259	94,363	86,316	83,742	69,480	70,589	-30.5%
<b>合計</b>	<b>425,886</b>	<b>520,511</b>	<b>565,600</b>	<b>540,178</b>	<b>556,029</b>	<b>640,491</b>	<b>636,128</b>	<b>+49.4%</b>

＊水道使用量

	平成 25 年 度(m <sup>3</sup> )	平成 28 年度(m <sup>3</sup> )	平成 29 年 度(m <sup>3</sup> )	平成 30 年度(m <sup>3</sup> )	平成 31/令 元年度(m <sup>3</sup> )	令和 2 年度 (m <sup>3</sup> )	令和 3 年度 (m <sup>3</sup> )	備考 対基準年度
本庁	8,333	8,155	8,191	10,062	8,922	9,586	9,721	+16.7%
保育園	19,050	14,139	14,822	18,954	14,812	11,650	11,888	-37.6%
児童センター	939	1,603	1,570	1,578	1,578	1,512	1,417	+50.9%
福祉施設等	17,843	17,245	12,413	15,480	15,021	15,095	29,237	+63.9%
消防署	3,743	3,618	3,793	3,452	3,741	3,690	3,334	-10.9%
その他施設 (職員常駐)	1,019	1,698	1,288	1,471	1,310	1,484	1,235	+21.2%
その他施設	4,891	3,043	3,046	3,189	2,844	2,186	2,271	-53.6%
幼稚園	2,604	3,404	2,140	1,814	2,056	2,165	2,426	-6.8%
小学校	51,030	51,527	60,101	58,098	56,376	37,807	45,717	-10.4%
中学校	7,000	6,020	7,822	6,467	5,901	4,620	5,189	-25.9%
公民館等	1,052	695	731	696	601	525	550	-47.7%
教育施設等	2,586	4,061	2,450	2,714	2,475	2,088	2,041	-21.1%
指定管理施設	23,340	18,804	18,036	21,015	20,328	13,951	18,100	-22.5%
<b>合計</b>	<b>143,430</b>	<b>134,012</b>	<b>136,403</b>	<b>144,990</b>	<b>135,965</b>	<b>106,359</b>	<b>133,126</b>	<b>-7.2%</b>

※保育園：保育園、認定こども園

※福祉施設等：放課後児童健全育成施設、南ヶ丘浴場、南ヶ丘老人の家、都老人の家、有都福祉交流センター、母子健康センター

※その他施設（職員常駐）：分庁舎、第二分庁舎、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センター、美濃山浄水場

※その他施設：街路灯、公園灯、公営住宅集会所、市営駐車場、不法駐輪車撤去集積用地、水道施設（月夜田受水場ほか）

※公民館等：公民館、コミュニティセンター

※教育施設等：生涯学習センター、ふるさと学習館、教育支援センター、市民図書館

※指定管理施設：四季彩館、市民体育館、社会福祉協議会、八寿園、文化センター、松花堂、男山レクリエーションセンター、市民交流センター

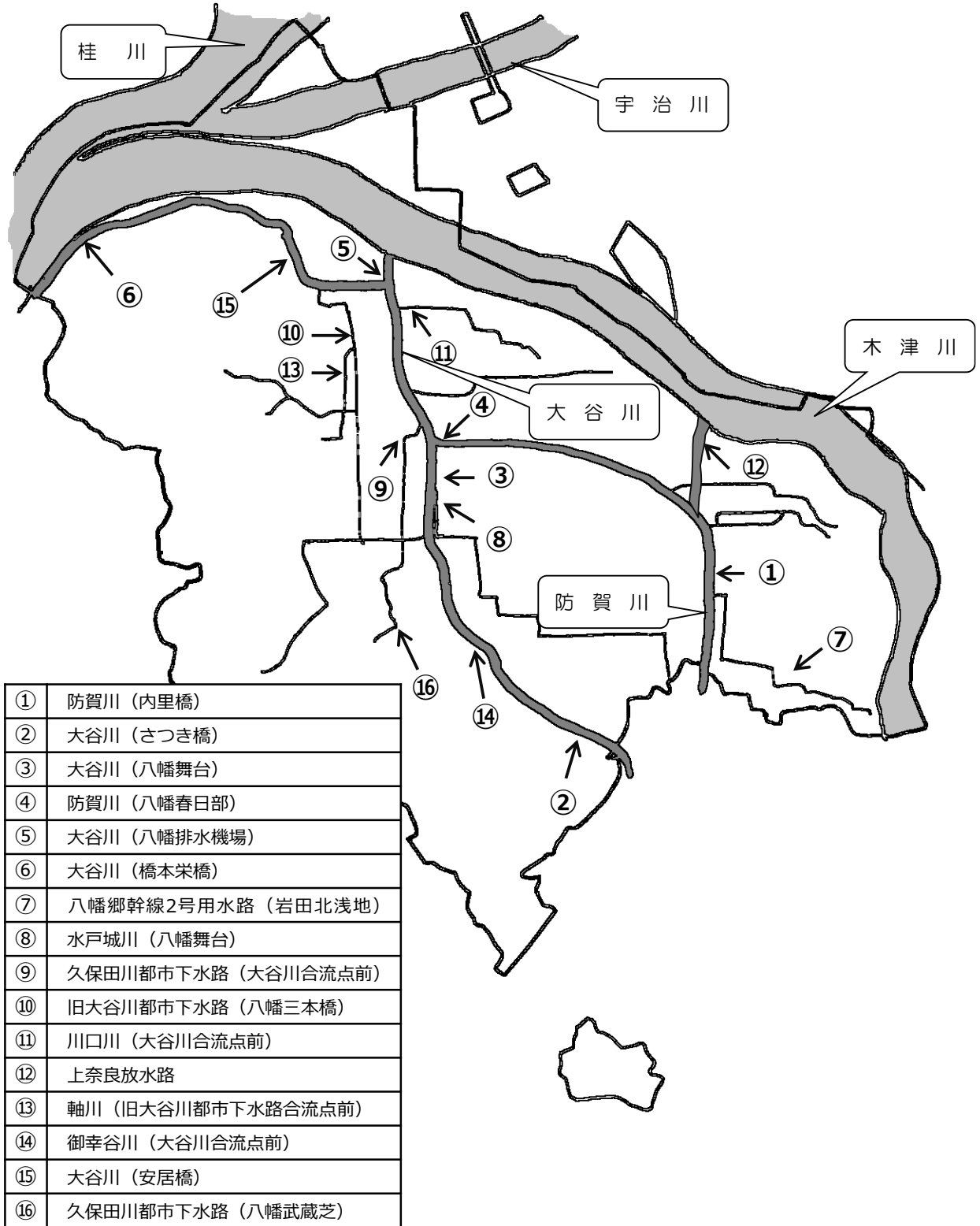
## 資料編

1. 市内河川水質の現状
2. 大気質の環境基準と調査結果
3. 騒音・振動の環境基準等と測定結果
4. 騒音・振動・悪臭の規制基準と届出状況
5. 用語解説

# 1. 市内河川水質の現状

本市では、市内河川等の水質汚濁状況を把握するため、市内 16 箇所において年 4 回水質調査を実施しています。各測定地点の位置は資料図 1-1、調査結果は資料表 1-1 のとおりです。

資料図1-1 八幡市内主要河川図（水質調査採水場所）



### (1) 大谷川

京田辺市松井の手水ヶ谷・口大谷を源流とする淀川の支流として、八幡市の中央部を南北に流れている一級河川です。京田辺市との境界である市南部から市中央部にかけて、防賀川及び水戸城川と合流することにより水量が多くなり、八幡排水機場付近で流れを西に変え、淀川と合流しています。市では5地点で年4回測定しています（資料表1-1 ②③⑤⑥⑬）。

令和3年度の測定の結果としては、BODに関して4回、環境基準の超過が見られました。

### (2) 防賀川

京田辺市興戸地区西部を源流とし、八幡市の東部から中央部にかけて流れ、大谷川右岸に合流する一級河川です。水量は多く流れはゆるやかで、京田辺市内では天井川として知られています。市では2地点で年4回測定しています。（資料表1-1 ①④）

令和3年度の結果としては、pH・BOD・大腸菌群数に関して、それぞれ1回環境基準の超過がみられました。

### (3) その他河川

大谷川、防賀川を除く市内を流れる大小の河川については、9地点で年4回測定しています（資料表1-1 ⑦～⑭⑯）。基本的に流水量が少ないため、大谷川や防賀川と比較して水質が悪化しやすい傾向にあります。

令和3年度の結果としては、pHに関して5回、BODに関して4回、大腸菌群数に関して1回環境基準の超過が見られました。

**みんなが食べている食品をそのまま流すと  
BODが高くなり、水質汚濁につながるのじゃ。  
少量たりともそのまま流してはいかんや!!!**



食品に含まれる BOD (生物化学的酸素要求量)	
みそ汁	22,000~26,000mg/l
米のとぎ汁	1,200~3,200mg/l
日本酒	150,000~200,000mg/l
ラーメンの汁	20,000mg/l
牛乳	10,000mg/l

**BOD (生物化学的酸素要求量)**  
・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川においては、この指標により環境基準が設定されています。数値が高いほど汚濁が進んでいることを示しています。なお、単位はmg/l (ppmと同じ) で表します。

**pH (水素イオン濃度指数)**  
・・・物質の酸性、アルカリ性の度合いを示しています。pH=7の場合は中性と呼ばれ、これより小さいと酸性が強く、高いとアルカリ性が強いとされています。

資料表1-2 市内河川水質測定経年度変化表

## ①防賀川（内里橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン 濃度 pH	浮遊物質量 SS (mg/l)	化学的酸素 要 求 量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.6	9.0	4.2	5.3	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.3	5.0	3.7	2.0	<0.5	2.4×10 <sup>3</sup>
H26.11.18	8.0	3.0	3.1	1.2	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H27.2.10	8.1	3.0	2.2	1.7	<0.5	2.3×10 <sup>2</sup>
H27.5.14	7.8	6.0	4.1	2.2	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	7.8	5.0	5.1	2.2	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.5	17.0	6.6	3.7	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H28.2.3	7.9	6.0	3.5	1.4	<0.5	1.3×10 <sup>2</sup>
H28.5.25	8.3	1.0	7.0	1.1	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.5	28.0	8.7	2.5	<0.5	3.3×10 <sup>5</sup>
H28.11.24	7.9	3.0	4.3	<0.5	<0.5	2.2×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	8.6	2.0	4.3	0.9	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H29.5.30	8.9	6.0	7.6	1.7	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	8.2	2.0	6.3	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	8.0	3.0	3.6	1.0	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H30.2.27	9.1	4.0	5.1	2.4	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.4	3.0	8.0	1.9	0.5	7.0×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.2	1.0	5.2	3.3	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	7.2	1.0	4.9	1.6	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
H31.2.2	7.7	4.0	3.3	1.8	<0.5	49
R1.5.24	7.4	<1.0	6.5	2.1	<0.5	2.2×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.1	1.0	6.5	1.6	0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
R1.11.9	7.5	2.0	4.1	1.4	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	7.5	4.0	3.6	1.1	<0.5	4.6×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	7.7	2.0	7.3	1.5	0.5	7.0×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.1	1.0	6.9	1.7	<0.5	1.4×10 <sup>4</sup>
R2.11.24	8.7	4.0	4.2	1.4	<0.5	49
R3.2.6	7.7	2.0	3.7	1.3	<0.5	70
R3.5.14	7.6	<1.0	4.5	1.4	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.3	<1.0	5.0	1.9	<0.5	2.4×10 <sup>3</sup>
R3.11.12	7.3	6.0	5.4	2.9	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	8.3	4.0	6.1	2.5	<0.5	2.8×10 <sup>2</sup>



②大谷川（さつき橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	8.0	2.0	3.2	3.7	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	8.3	9.0	1.9	0.8	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H26.11.18	8.0	6.0	2.7	1.2	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	8.0	5.0	3.1	0.7	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H27.5.14	8.4	4.0	2.6	2.2	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	8.3	3.0	3.0	0.8	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H27.11.10	8.0	74.0	4.5	3.2	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.9	13.0	3.6	0.8	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H28.5.25	8.1	<1.0	4.0	<0.5	0.6	7.9×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	8.2	2.0	3.8	0.7	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	7.9	2.0	3.8	<0.5	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	8.0	4.0	3.4	0.5	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	8.3	2.0	4.3	1.2	<0.5	9.4×10 <sup>3</sup>
H29.8.30	8.2	3.0	3.5	<0.5	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	8.3	1.0	3.1	0.5	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	8.2	1.0	3.6	1.0	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
H30.5.31	7.4	1.0	5.6	1.3	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
H30.8.4	7.6	1.0	4.1	1.8	<0.5	4.6×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.4	1.0	4.1	0.9	<0.5	1.3×10 <sup>2</sup>
H31.2.2	7.6	3.0	2.6	1.7	<0.5	4.0
R1.5.24	7.9	<1.0	6.5	0.8	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.7	3.0	4.7	1.4	1.0	7.9×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.9	1.0	3.1	1.7	<0.5	7.8
R2.2.1	7.9	1.0	1.9	0.7	<0.5	2.0
R2.5.26	8.2	<1.0	3.6	1.3	<0.5	<1.8
R2.8.1	7.8	1.0	3.8	1.2	0.5	1.4×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.6	<1.0	2.8	1.4	<0.5	70
R3.2.6	7.5	1.0	3.6	1.3	<0.5	2.1×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.8	<1.0	3.6	1.4	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.8.7	7.5	<1.0	3.8	1.7	<0.5	2.3×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.3	3.0	3.6	2.0	<0.5	2.6×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	7.6	2.0	4.0	2.3	0.6	1.7×10 <sup>2</sup>

③大谷川（八幡舞台）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.5	8.0	3.6	5.2	<0.5	1.4×10 <sup>4</sup>
H26.8.21	7.5	10.0	3.1	1.3	<0.5	2.4×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.4	22.0	38.0	57.0	<0.5	1.3×10 <sup>6</sup>
H27.2.10	7.8	12.0	5.5	11.0	<0.5	1.1×10 <sup>2</sup>
H27.5.14	7.6	4.0	2.8	3.1	<0.5	1.4×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	8.1	9.0	4.3	1.0	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H27.11.10	7.7	5.0	12.0	4.7	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.8	5.0	3.5	2.1	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H28.5.25	7.7	5.0	5.6	1.1	<0.5	2.2×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.6	7.0	6.6	2.1	<0.5	7.0×10 <sup>5</sup>
H28.11.24	7.6	4.0	8.7	4.2	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.7	3.0	5.2	1.8	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H29.5.30	7.7	5.0	5.5	1.3	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.8	10.0	5.0	1.2	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.8	1.0	3.0	<0.5	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	7.8	2.0	9.1	6.2	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.4	2.0	6.1	1.6	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	8.1	1.0	4.6	2.0	0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.2	2.0	4.8	1.2	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H31.2.2	7.5	3.0	5.2	2.3	0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	7.6	<1.0	5.1	0.5	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.5	5.0	4.8	1.1	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.9	1.0	3.4	1.1	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R2.2.1	7.5	1.0	6.7	4.4	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	7.6	2.0	5.3	1.4	<0.5	1.4×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	6.9	2.0	7.9	2.0	0.6	2.4×10 <sup>4</sup>
R2.11.24	7.4	2.0	4.5	1.2	<0.5	2.2×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.3	2.0	8.9	5.2	<0.5	2.2×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.2	<1.0	4.0	1.4	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.8.7	7.6	1.0	3.3	1.6	<0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.3	4.0	3.5	1.8	0.6	3.3×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	7.4	7.0	10.0	5.9	0.5	2.2×10 <sup>2</sup>

## ④防賀川（八幡春日部）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.6	9.0	4.8	5.4	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.2	34.0	2.5	1.5	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.5	4.0	4.8	4.2	<0.5	2.3×10 <sup>6</sup>
H27.2.10	7.8	4.0	3.1	2.7	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H27.5.14	7.5	10.0	4.2	2.6	<0.5	1.4×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	7.8	8.0	4.6	1.7	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.4	18.0	6.2	4.2	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	—	—	—	—	—	—
H28.5.25	7.6	6.0	7.4	1.4	<0.5	4.6×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.4	9.0	4.7	0.7	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	7.8	8.0	4.7	0.5	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.9	6.0	4.4	1.4	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	7.6	16.0	7.7	2.1	<0.5	2.3×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.4	7.0	4.1	1.0	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.8	4.0	4.0	1.1	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	8.2	20.0	6.7	2.4	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.3	2.0	8.4	1.9	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.1	1.0	6.7	1.9	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	7.1	3.0	4.2	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H31.2.2	7.6	2.0	4.4	1.9	<0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	7.6	<1.0	4.9	1.6	<0.5	2.3×10 <sup>4</sup>
R1.8.24	7.1	<1.0	6.8	1.7	0.5	2.2×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.8	1.0	4.1	1.3	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	7.7	2.0	4.2	1.4	<0.5	1.1×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	7.5	2.0	6.5	1.2	<0.5	7.0×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.1	1.0	6.2	1.6	0.6	1.3×10 <sup>4</sup>
R2.11.24	7.3	1.0	4.6	1.1	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R3.2.6	7.5	2.0	4.4	3.5	<0.5	70
R3.5.14	7.2	<1.0	5.0	1.9	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.1	1.0	3.5	1.4	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R3.11.12	7.3	5.0	6.1	2.1	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	8.7	4.0	4.2	3.6	0.5	49

⑤大谷川（八幡排水機場）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.5	13.0	5.6	5.3	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.5	1.0	3.1	2.0	<0.5	2.4×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.7	5.0	4.6	2.9	<0.5	2.8×10 <sup>4</sup>
H27.2.10	7.8	8.0	4.1	1.4	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H27.5.14	7.7	7.0	4.4	2.7	<0.5	2.8×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	8.0	8.0	4.3	1.3	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.5	14.0	6.6	3.2	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.7	12.0	5.5	1.7	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H28.5.25	8.6	3.0	6.9	1.5	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.8	5.0	4.8	0.9	<0.5	3.3×10 <sup>5</sup>
H28.11.24	7.7	4.0	6.0	0.8	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.6	7.0	10.0	6.4	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H29.5.30	9.3	6.0	10.0	3.6	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.4	6.0	5.0	1.0	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.5	5.0	5.2	2.1	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	8.3	8.0	8.2	3.9	<0.5	2.1×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.2	2.0	8.5	2.0	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
H30.8.4	7.1	2.0	4.6	1.5	0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.2	3.0	5.0	1.2	0.7	2.3×10 <sup>3</sup>
H31.2.2	7.5	4.0	5.9	2.1	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	8.1	<1.0	6.0	0.8	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R1.8.24	7.1	1.0	6.3	1.1	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.9	2.0	5.0	0.6	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R2.2.1	7.7	2.0	5.9	1.7	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	8.5	2.0	6.9	2.0	0.6	7.9×10 <sup>2</sup>
R2.8.1	7.2	2.0	5.8	1.5	0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.4	4.0	5.7	1.3	<0.5	2.6×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.5	4.0	5.2	2.9	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.5	1.0	5.3	1.2	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.8.7	7.3	1.0	4.7	1.7	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.3	2.0	4.6	1.5	<0.5	2.2×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	7.8	10.0	7.0	4.2	0.7	1.3×10 <sup>2</sup>

⑥大谷川（橋本栄橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質質量 SS (mg/ℓ)	化学的酸素 要 求 量 COD (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.3	11.0	4.0	5.3	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H26.8.21	7.3	32.0	3.7	2.7	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.8	29.0	4.2	2.1	<0.5	2.3×10 <sup>4</sup>
H27.2.10	7.9	33.0	3.4	1.9	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H27.5.14	7.7	13.0	3.8	3.9	<0.5	2.2×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	8.0	26.0	3.9	1.2	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H27.11.10	7.8	7.0	1.9	1.7	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	8.0	3.0	3.2	1.9	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H28.5.25	7.6	8.0	6.6	1.6	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.3	6.0	5.9	0.6	<0.5	1.7×10 <sup>5</sup>
H28.11.24	7.7	4.0	4.1	0.9	<0.5	3.1×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.7	5.0	3.8	1.1	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	7.6	16.0	7.9	2.8	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H29.8.30	7.3	5.0	5.1	1.1	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.7	1.0	3.0	1.2	<0.5	2.3×10 <sup>4</sup>
H30.2.27	8.0	11.0	10.0	7.2	0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.3	4.0	7.1	1.8	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.4	1.0	5.6	1.4	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.0	5.0	4.0	1.6	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H31.2.2	7.5	5.0	3.9	2.3	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	7.5	1.0	5.9	0.7	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.1	<1.0	3.9	1.6	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.8	6.0	4.0	1.4	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
R2.2.1	7.7	3.0	5.3	1.3	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R2.5.26	7.6	2.0	5.1	1.0	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.2	2.0	3.8	1.0	0.8	3.3×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.4	4.0	4.8	1.1	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R3.2.6	7.6	2.0	3.2	1.7	<0.5	2.1×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.5	1.0	4.1	1.2	<0.5	2.2×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.3	1.0	4.4	1.4	0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.3	2.0	3.8	1.3	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R4.2.16	7.8	3.0	5.6	3.3	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>

⑦八幡郷幹線 2 号用水路 (岩田北浅地)

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.4	12.0	2.5	4.6	<0.5	4.6×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	8.6	15.0	3.3	1.5	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.7	5.0	4.7	20.0	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	8.0	2.0	2.6	4.1	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H27.5.14	8.0	3.0	1.8	1.6	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	8.0	7.0	2.7	0.8	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H27.11.10	7.6	1.0	3.0	2.0	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H28.2.3	7.5	2.0	8.6	5.9	<0.5	23
H28.5.25	9.0	1.0	3.8	1.4	0.8	2.2×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	8.2	4.0	3.7	0.7	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H28.11.24	7.7	<1.0	2.3	<0.5	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H29.2.15	8.7	<1.0	2.6	0.6	0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H29.5.30	8.8	2.0	5.7	2.5	<0.5	7.9×10 <sup>5</sup>
H29.8.30	7.9	11.0	3.3	<0.5	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H29.11.21	8.3	1.0	3.7	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	9.4	2.0	7.0	3.2	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
H30.5.31	7.6	2.0	5.7	3.6	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H30.8.4	7.6	1.0	4.3	1.6	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	7.6	<1.0	4.8	1.8	<0.5	7.0×10 <sup>1</sup>
H31.2.2	7.8	<1.0	4.7	1.7	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.5.24	7.5	<1.0	3.5	0.9	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	8.6	<1.0	2.3	1.2	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.8	<1.0	1.5	1.0	<0.5	2.3×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	8.3	<1.0	1.8	0.7	<0.5	49
R2.5.26	7.7	<1.0	2.1	1.0	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	9.0	<1.0	2.1	1.3	0.5	9.4×10 <sup>2</sup>
R2.11.24	7.3	<1.0	1.5	1.5	0.5	1.4×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.5	2.0	1.3	1.0	<0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	8.5	1.0	2.1	1.3	<0.5	1.4×10 <sup>2</sup>
R3.8.7	7.4	1.0	3.0	1.4	0.6	2.3×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.4	<1.0	2.0	1.1	<0.5	22
R4.2.16	8.2	<1.0	1.7	1.5	<0.5	79

⑧水戸城川（八幡舞台）

調査項目 採水年月日	水素イオン 濃度 pH	浮遊物質 質量 SS (mg/l)	化学的酸素 要 求 量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	8.9	9.0	8.9	9.6	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H26.8.21	7.5	17.0	2.7	1.5	<0.5	9.4×10 <sup>2</sup>
H26.11.18	8.5	2.0	5.2	2.7	<0.5	2.2×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	8.3	4.0	4.1	3.0	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H27.5.14	8.9	21.0	8.1	5.1	<0.5	4.6×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	7.8	7.0	4.9	1.6	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.3	63.0	5.9	3.1	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	8.1	8.0	4.9	2.1	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H28.5.25	9.3	3.0	8.3	2.2	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.7	6.0	6.0	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	8.0	5.0	9.2	2.6	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H29.2.15	7.7	16.0	18.0	8.7	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H29.5.30	10.1	15.0	19.0	7.1	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H29.8.30	7.3	8.0	6.7	1.5	<0.5	4.6×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	8.3	5.0	9.8	3.0	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H30.2.27	9.2	7.0	8.9	4.4	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.8	2.0	9.1	2.0	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
H30.8.4	7.1	3.0	6.6	1.9	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	7.7	2.0	10.0	2.2	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H31.2.2	7.8	2.0	8.9	2.3	1.0	1.3×10 <sup>4</sup>
R1.5.24	8.9	<1.0	9.7	2.4	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.2	2.0	7.0	1.8	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.8	8.0	9.0	0.8	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	8.1	1.0	7.0	2.2	<0.5	79
R2.5.26	9.3	3.0	9.1	1.4	0.5	1.2×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.7	3.0	9.3	1.7	0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
R2.11.24	8.0	2.0	6.7	1.1	<0.5	70
R3.2.6	7.7	2.0	9.2	5.8	0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	9.0	<1.0	8.9	2.1	<0.5	9.4×10 <sup>2</sup>
R3.8.7	7.0	2.0	4.5	2.2	0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.6	1.0	7.5	2.3	<0.5	2.4×10 <sup>3</sup>
R4.2.16	8.7	4.0	8.7	3.9	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>

⑨久保田川都市下水路（大谷川合流点前）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.5	4.0	1.7	6.9	<0.5	7.0×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.3	21.0	3.6	2.6	<0.5	7.0×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.4	2.0	2.4	1.8	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	7.7	4.0	2.4	0.7	<0.5	9.4×10 <sup>2</sup>
H27.5.14	7.7	2.0	2.6	3.5	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	7.9	8.0	2.5	1.2	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.4	4.0	3.8	3.3	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.7	2.0	3.3	1.8	<0.5	2.2×10 <sup>2</sup>
H28.5.25	8.1	<1.0	3.8	0.9	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.6	2.0	3.8	0.8	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	7.4	1.0	4.2	0.8	<0.5	3.5×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.4	1.0	6.0	3.7	0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H29.5.30	7.9	<1.0	3.7	1.5	<0.5	2.3×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.7	<1.0	4.1	1.5	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.4	3.0	4.7	2.0	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H30.2.27	7.3	4.0	5.9	2.9	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H30.5.31	7.3	1.0	10.0	13.0	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	8.2	5.0	4.1	2.0	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	7.5	3.0	6.2	3.0	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H31.2.2	7.3	5.0	5.1	1.6	0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
R1.5.24	7.2	5.0	5.2	2.3	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.5	1.0	6.4	1.3	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.6	5.0	7.6	1.7	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R2.2.1	7.4	3.0	10.0	6.5	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	7.8	2.0	5.4	1.5	0.6	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.1	4.0	8.8	1.3	0.7	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.0	11.0	5.1	1.8	<0.5	79
R3.2.6	7.2	4.0	4.0	3.4	0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.6	<1.0	5.2	1.3	0.5	3.5×10 <sup>4</sup>
R3.8.7	7.7	<1.0	3.6	1.7	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.6	<1.0	4.6	2.0	<0.5	79
R4.2.16	7.7	1.0	4.1	2.3	0.8	27



⑩旧大谷川都市下水路（八幡三本橋）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.8	2.0	3.4	5.4	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.9	20.0	3.4	1.5	<0.5	2.8×10 <sup>3</sup>
H26.11.18	7.5	4.0	12.0	20.0	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H27.2.10	7.9	6.0	3.6	5.5	<0.5	4.9×10 <sup>5</sup>
H27.5.14	7.8	6.0	4.1	3.6	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	8.1	4.0	3.8	1.0	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H27.11.10	7.6	2.0	2.7	1.8	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.8	3.0	3.8	2.7	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H28.5.25	8.4	4.0	6.5	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.9	7.0	5.3	0.8	<0.5	1.4×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	7.5	2.0	4.5	0.7	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.6	2.0	4.0	1.3	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	9.4	1.0	10.0	4.3	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.6	1.0	4.2	0.9	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.8	2.0	4.0	1.0	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H30.2.27	7.6	11.0	7.2	4.1	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H30.5.31	7.5	1.0	7.4	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.1	2.0	5.6	1.5	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.5	2.0	4.9	1.9	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H31.2.2	7.6	4.0	4.8	1.8	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
R1.5.24	7.8	1.0	5.8	<0.5	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.4	<1.0	5.0	1.5	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.9	3.0	4.0	2.0	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	7.5	2.0	6.7	4.1	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	8.4	1.0	5.6	1.6	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.5	1.0	5.1	1.3	0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.6	1.0	4.4	1.7	0.5	46
R3.2.6	7.5	3.0	6.0	4.4	0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R3.5.14	7.8	<1.0	4.2	1.9	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.1	<1.0	4.7	2.0	<0.5	1.3×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.5	1.0	4.2	1.4	<0.5	70
R4.2.16	7.7	3.0	6.6	4.0	0.8	4.9×10 <sup>2</sup>

⑪川口川（大谷川合流点前）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.7	8.0	5.7	6.0	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H26.8.21	8.2	3.0	2.6	1.1	<0.5	1.4×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	8.1	4.0	4.2	2.8	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	8.3	1.0	4.8	1.1	<0.5	2.8×10 <sup>3</sup>
H27.5.14	8.8	1.0	11.0	11.0	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	9.4	4.0	3.8	0.6	<0.5	23
H27.11.10	7.9	3.0	4.2	2.2	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H28.2.3	8.2	4.0	5.7	1.6	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
H28.5.25	9.2	<1.0	8.1	1.0	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H28.8.26	8.1	3.0	4.0	0.5	1.0	2.3×10 <sup>5</sup>
H28.11.24	8.2	<1.0	3.8	<0.5	<0.5	2.2×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	8.6	1.0	4.6	1.0	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	9.8	1.0	6.8	0.9	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H29.8.30	7.7	3.0	3.9	0.6	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	8.4	<1.0	6.2	2.4	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H30.2.27	8.8	2.0	6.5	2.0	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H30.5.31	7.6	<1.0	6.3	1.4	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H30.8.4	7.4	<1.0	4.9	1.6	<0.5	<0.5
H30.11.10	7.7	<1.0	4.9	3.1	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H31.2.2	7.6	2.0	10.0	3.1	<0.5	2.3×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	9.1	<1.0	6.1	0.9	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.3	1.0	7.3	1.8	0.5	2.8×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	8.1	<1.0	4.0	1.8	<0.5	79
R2.2.1	8.4	1.0	5.6	1.6	<0.5	4.6×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	9.2	<1.0	8.3	1.5	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.4	1.0	7.4	1.2	0.6	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	8.2	<1.0	4.1	1.6	0.8	1.3×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	8.1	1.0	4.1	3.2	0.5	49
R3.5.14	9.1	<1.0	4.9	1.8	0.5	79
R3.8.7	7.4	1.0	4.3	1.8	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
R3.11.12	7.7	<1.0	4.1	1.1	0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	8.6	2.0	4.6	3.3	<0.5	17

⑫上奈良放水路

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.9	4.0	6.6	5.1	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.3	5.0	5.6	2.1	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H26.11.18	7.8	27.0	5.7	1.6	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	8.0	8.0	3.4	2.0	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H27.5.14	8.3	2.0	3.7	4.3	<0.5	1.1×10 <sup>5</sup>
H27.8.4	8.1	6.0	3.5	1.1	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	8.0	3.0	7.7	2.4	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	8.1	9.0	5.2	3.1	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H28.5.25	8.8	6.0	5.7	1.5	0.5	2.3×10 <sup>5</sup>
H28.8.26	8.1	<1.0	3.7	0.8	<0.5	7.9×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	7.9	4.0	6.9	1.6	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	8.8	3.0	3.0	0.8	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H29.5.30	9.4	3.0	5.7	2.4	<0.5	7.0×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.9	1.0	3.2	0.6	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	9.2	<1.0	5.7	0.7	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H30.2.27	8.1	7.0	5.4	1.3	<0.5	2.3×10 <sup>2</sup>
H30.5.31	7.6	7.0	9.9	2.0	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.5	<1.0	5.6	1.4	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	7.7	<1.0	4.8	1.2	<0.5	2.4×10 <sup>4</sup>
H31.2.2	7.5	1.0	1.9	2.3	0.6	3.3×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	8.0	<1.0	2.7	<0.5	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
R1.8.24	7.3	<1.0	6.9	1.8	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
R1.11.9	7.9	<1.0	3.4	1.5	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	7.7	2.0	4.1	2.4	<0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	9.0	<1.0	4.8	1.3	0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
R2.8.1	7.8	1.0	6.7	1.2	0.6	1.1×10 <sup>4</sup>
R2.11.24	7.9	1.0	2.8	1.2	0.6	2.2×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.7	1.0	2.4	2.8	<0.5	79
R3.5.14	7.6	<1.0	2.2	1.1	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.1	<1.0	3.0	1.8	0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.4	3.0	4.0	1.1	0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R4.2.16	8.0	1.0	4.1	2.7	0.9	33

⑬軸川（旧大谷川都市下水路合流点前）

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.7	2.0	3.2	8.5	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.9	7.0	2.4	0.9	<0.5	2.8×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.6	3.0	4.2	3.7	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H27.2.10	7.9	4.0	2.8	0.5	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H27.5.14	7.7	10.0	2.8	2.0	<0.5	2.2×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	8.2	5.0	3.3	0.9	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.7	4.0	5.2	4.3	<0.5	1.1×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.8	4.0	3.0	1.2	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H28.5.25	8.1	<1.0	4.1	0.9	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	7.6	1.0	4.4	0.5	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	7.6	1.0	3.4	<0.5	<0.5	2.2×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.7	3.0	3.6	1.1	<0.5	7.0×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	8.1	<1.0	4.3	1.1	<0.5	7.0×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.6	1.0	3.6	0.8	<0.5	2.8×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.6	1.0	6.4	4.5	<0.5	7.0×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	7.5	11.0	4.9	2.2	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H30.5.31	7.4	1.0	4.0	1.1	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H30.8.4	7.2	4.0	3.1	1.6	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.6	1.0	3.4	1.0	<0.5	2.4×10 <sup>4</sup>
H31.2.2	7.6	2.0	5.4	2.9	0.6	4.9×10 <sup>2</sup>
R1.5.24	7.5	<1.0	4.0	<0.5	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
R1.8.24	7.4	2.0	4.3	1.0	<0.5	9.4×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.9	1.0	2.7	1.4	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R2.2.1	7.6	1.0	3.1	2.0	<0.5	1.4×10 <sup>3</sup>
R2.5.26	7.8	1.0	3.8	1.3	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R2.8.1	7.4	1.0	3.6	1.2	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.5	2.0	3.8	1.1	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.6	3.0	3.1	1.9	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.5	1.0	2.9	1.2	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.3	<1.0	3.2	1.6	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.4	1.0	3.7	1.1	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	7.7	2.0	4.0	2.7	1.1	70

⑭御幸谷川(大谷川合流点前)

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H27.5.14	7.9	4.0	2.6	2.6	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H27.8.4	8.7	22.0	9.9	1.4	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H27.11.10	9.2	9.0	7.0	2.4	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H28.2.3	7.9	4.0	3.1	1.0	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
H28.5.25	9.0	<1.0	4.5	0.7	<0.5	2.3×10 <sup>4</sup>
H28.8.26	9.1	21.0	8.7	2.5	<0.5	3.3×10 <sup>4</sup>
H28.11.24	9.1	<1.0	4.1	0.6	<0.5	4.9×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.7	3.0	3.6	0.7	<0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
H29.5.30	9.1	8.0	6.0	2.1	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
H29.8.30	10	32.0	9.7	2.3	<0.5	46
H29.11.21	8.6	2.0	3.5	0.8	<0.5	1.3×10 <sup>2</sup>
H30.2.27	8.4	1.0	3.8	1.8	<0.5	2.8×10 <sup>2</sup>
H30.5.31	7.4	2.0	5.4	1.3	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.3	1.0	4.1	1.4	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
H30.11.10	8.6	1.0	4.0	1.2	0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H31.2.2	7.7	2.0	3.7	1.8	0.5	1.3×10 <sup>3</sup>
R1.5.24	7.7	<1.0	4.9	0.8	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R1.8.24	8.8	7.0	4.6	1.1	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	8.1	1.0	2.8	1.4	<0.5	49
R2.2.1	7.7	1.0	3.4	1.7	<0.5	1.3×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	8.5	1.0	4.1	1.5	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R2.8.1	8.6	2.0	4.0	1.5	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.3	2.0	5.3	1.6	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
R3.2.6	7.6	2.0	3.3	1.4	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.7	<1.0	3.7	1.5	0.7	3.3×10 <sup>2</sup>
R3.8.7	8.0	3.0	2.6	2.1	<0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.6	5.0	3.1	1.0	0.6	2.8×10 <sup>3</sup>
R4.2.16	8.0	9.0	3.7	1.8	0.7	1.1×10 <sup>3</sup>

※平成 26 年度から測定を開始しました。

⑮大谷川(安居橋)

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質量 SS (mg/l)	化学的酸素 要求量 COD (mg/l)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/l)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
H26.5.22	7.4	19.0	5.4	4.5	<0.5	3.3×10 <sup>3</sup>
H26.8.21	7.5	14.0	3.0	1.6	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H26.11.18	7.5	16.0	9.7	19.0	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H27.2.10	7.9	5.0	3.0	0.7	<0.5	1.3×10 <sup>5</sup>
H27.5.14	7.7	3.0	3.8	2.2	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H27.8.4	7.7	10.0	5.7	1.0	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H27.11.10	7.4	4.0	4.4	2.0	<0.5	1.7×10 <sup>4</sup>
H28.2.3	7.9	3.0	3.9	1.4	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H28.5.25	7.8	9.0	7.5	1.4	<0.5	2.4×10 <sup>5</sup>
H28.8.26	7.5	6.0	5.3	0.6	<0.5	1.1×10 <sup>5</sup>
H28.11.24	7.5	2.0	4.9	1.1	<0.5	2.8×10 <sup>4</sup>
H29.2.15	7.6	9.0	4.9	1.7	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
H29.5.30	8.6	1.0	6.2	1.4	0.5	2.8×10 <sup>4</sup>
H29.8.30	7.7	3.0	4.6	0.5	<0.5	4.6×10 <sup>4</sup>
H29.11.21	7.7	9.0	5.3	1.8	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
H30.2.27	7.8	3.0	5.6	2.6	<0.5	4.9×10 <sup>3</sup>
H30.5.31	7.3	1.0	6.5	1.1	0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
H30.8.4	7.2	1.0	5.4	1.5	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
H30.11.10	7.4	1.0	5.2	2.5	0.6	1.3×10 <sup>4</sup>
H31.2.2	7.6	3.0	4.5	2.2	<0.5	2.3×10 <sup>3</sup>
R1.5.24	7.8	1.0	5.1	0.7	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R1.8.24	7.4	1.0	4.7	1.4	<0.5	1.1×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	7.8	2.0	4.1	1.4	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	7.7	1.0	3.6	1.5	<0.5	4.9×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	8.0	1.0	5.5	1.4	0.5	7.0×10 <sup>2</sup>
R2.8.1	7.3	1.0	4.6	1.1	<0.5	7.9×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	7.4	2.0	4.2	1.7	0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.7	2.0	3.3	1.5	0.7	1.7×10 <sup>2</sup>
R3.5.14	7.4	<1.0	4.4	1.4	0.5	1.4×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	7.1	1.0	4.8	1.6	0.6	1.1×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.5	1.0	3.6	0.9	0.7	4.9×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	7.7	3.0	5.8	3.3	0.9	23

※平成22年度から測定を開始しました。

⑩久保田川都市下水路(八幡武蔵芝)

調査項目 採水年月日	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	化学的酸素 要 求 量 COD (mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 n-Hex (mg/ℓ)	大腸菌群数 Coli (MPN/100ml)
R1.5.24	8.0	1.0	7.4	3.0	<0.5	1.3×10 <sup>4</sup>
R1.8.24	8.1	<1.0	5.2	2.7	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R1.11.9	8.2	<1.0	2.9	1.8	<0.5	3.3×10 <sup>2</sup>
R2.2.1	9.6	2.0	5.5	3.6	<0.5	7.9×10 <sup>2</sup>
R2.5.26	9.4	<1.0	6.9	3.1	0.6	1.4×10 <sup>2</sup>
R2.8.1	8.3	<1.0	4.0	1.4	<0.5	1.7×10 <sup>3</sup>
R2.11.24	8.3	<1.0	3.6	1.6	<0.5	1.1×10 <sup>2</sup>
R3.2.6	7.7	1.0	3.8	4.2	<0.5	94
R3.5.14	8.9	<1.0	4.9	1.4	0.6	1.2×10 <sup>3</sup>
R3.8.7	8.4	<1.0	3.1	1.2	0.6	7.9×10 <sup>2</sup>
R3.11.12	7.9	1.0	4.5	1.3	<0.5	1.7×10 <sup>2</sup>
R4.2.16	7.9	2.0	6.7	3.8	0.5	46

※平成 31 年度／令和元年度から測定を開始しました。

## ○環境基準

環境基準は、河川と水域を利用目的に応じて類型指定している「生活環境の保全に関する環境基準」（資料表 1-2）と全公共水域について適用される「人の健康の保護に関する環境基準」（資料表 1-3）に分けられます。

本市において、大谷川は B 類型（類型は AA～E までの 6 段階に分かれ、B 類型の BOD（生物化学的酸素要求量）基準値は 3mg/ℓ）に指定され、京都府は二ノ橋（八幡源氏垣外）付近で水質の状況を測定しています。

資料表 1-3 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素 イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級水 浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及 び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用 水及び E 以下の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—

### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 4 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 5 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 6 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 7 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 8 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 9 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 10 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 11 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 12 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 13 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度



資料表1-4 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/l以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/l以下
ヒ 素	0.01mg/l以下
総 水 銀	0.0005mg/l以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/l以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/l以下
シ マ ジ ン	0.003mg/l以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/l以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/l以下
セ レ ン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふ つ 素	0.8mg/l以下
ほ う 素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、指定した測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## 2. 大気質の環境基準と調査結果

### (1) 環境基準

環境基本法第16条には、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるとされています。これは環境基準と呼ばれ、大気汚染の状況を判断する上での尺度になります。

資料表2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準 (設定年月日等)	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外線分析計を用いる方法

※<sub>1</sub> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※<sub>2</sub> 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

※<sub>3</sub> 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※<sub>4</sub> 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

資料表2-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。 また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)	

※<sub>1</sub> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域、場所については適用しない。

※<sub>2</sub> ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

## (2) 京都府下、及び八幡市内の大気質調査結果

八幡市内では、京都府が市内1箇所（令和4年3月時点）で大気質の調査を実施しています。京都府下における環境基準の長期的評価による達成状況は、資料表2-3のとおりです。

資料表2-3 令和3年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等（京都府資料）

市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微粒子状物質
京 都 市	市 役 所	○	○			×	○
	壬 生	○	○	○		×	○
	伏 見	○	○	○		×	-
	山 科	○	○	○		×	○
	左 京	○	○			×	
	西 京	○	○	○		×	○
	久 我	○	○			×	
	北	○				×	
	醍 醐	○	○			×	○
	自 排 南	○	○		○		○
	自 排 大 宮	○	○		○		○
	自 排 山 科	○	○		○		○
自 排 上 京	○	○				○	
自 排 西 ノ 京	○	○				○	
向 日 市	向 陽	○	○	○		×	○
大 山 崎 町	大 山 崎	○	○			×	
宇 治 市	宇 治	○	○			×	○
城 陽 市	城 陽	○	○			×	○
久 御 山 町	久 御 山	○	○	○		×	○
京 田 辺 市	田 辺	○	○			×	○
井 手 町	井 手						○
木 津 川 市	木 津	○	○	○		×	○
南 山 城 村	南 山 城						○
精 華 町	精 華	○	○			×	○
亀 岡 市	亀 岡	○	○	○		×	○
南 丹 市	南 丹	○	○			×	○
福 知 山 市	福 知 山	○	○	○		×	○
舞 鶴 市	東 舞 鶴	○	○	○		×	○
綾 部 市	綾 部	○	○			×	○
宮 津 市	宮 津	○	○			×	○
京 丹 後 市	京 丹 後	○	○			×	○
大 山 崎 町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八 幡 市	国道1号(自排)	○	○			×	○

※<sub>1</sub> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。

※<sub>2</sub> 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値（6から20時）が環境基準を達成していない局を×で示しています。

※<sub>3</sub> 微小粒子状物質については、環境基準達成（長期基準、短期基準をともに満足しているもの）を○、環境基準非達成のうち長期基準の満足しているものを●、長期基準、短期基準をともに満足していないものを×で示しています。

※<sub>4</sub> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局）について、評価を行いました。

※<sub>5</sub> 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。

※<sub>6</sub> 精華局は平成27年3月19日に精北小学校からけいはんなプラザ敷地内に移設されています。

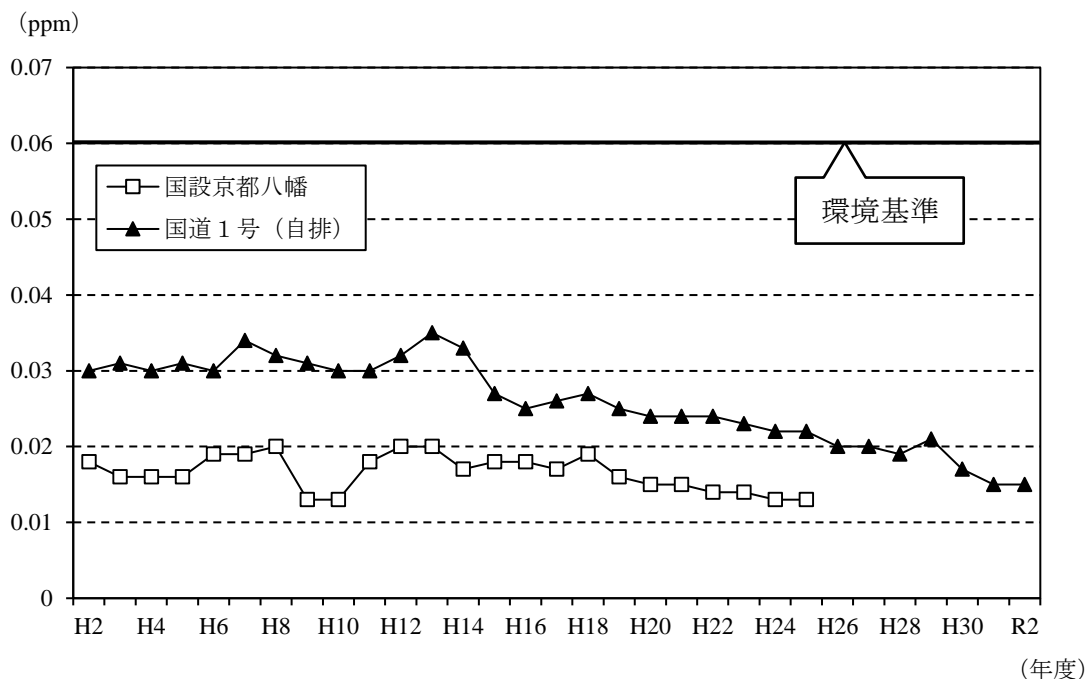
※<sub>7</sub> 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

### (3) 項目別測定結果

#### ① 二酸化窒素

赤褐色、刺激性のガスで、粘膜刺激性があり、呼吸器等に影響を与えるといわれる物質です。排出の原因である工場や自動車の排出基準の強化がはかられているにもかかわらず、自動車の著しい増加のため、京都府内においてはほぼ横ばいの状況が続いています。

本市においても、ほぼ横ばいの状況が続いており、環境基準(0.06ppm)の超過は見られません。



資料図2-4 二酸化窒素年平均値の経年変化グラフ

資料表2-5 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)測定結果(年平均値)

測定局	年平均値(ppm)							
	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/令和元	令和2
国設京都八幡	0.013	—	—	—	—	—	—	—
国道1号(自排)	0.022	0.020	0.020	0.019	0.021	0.017	0.015	0.015

※<sub>1</sub> ザルツマン係数は0.84として計算しています。

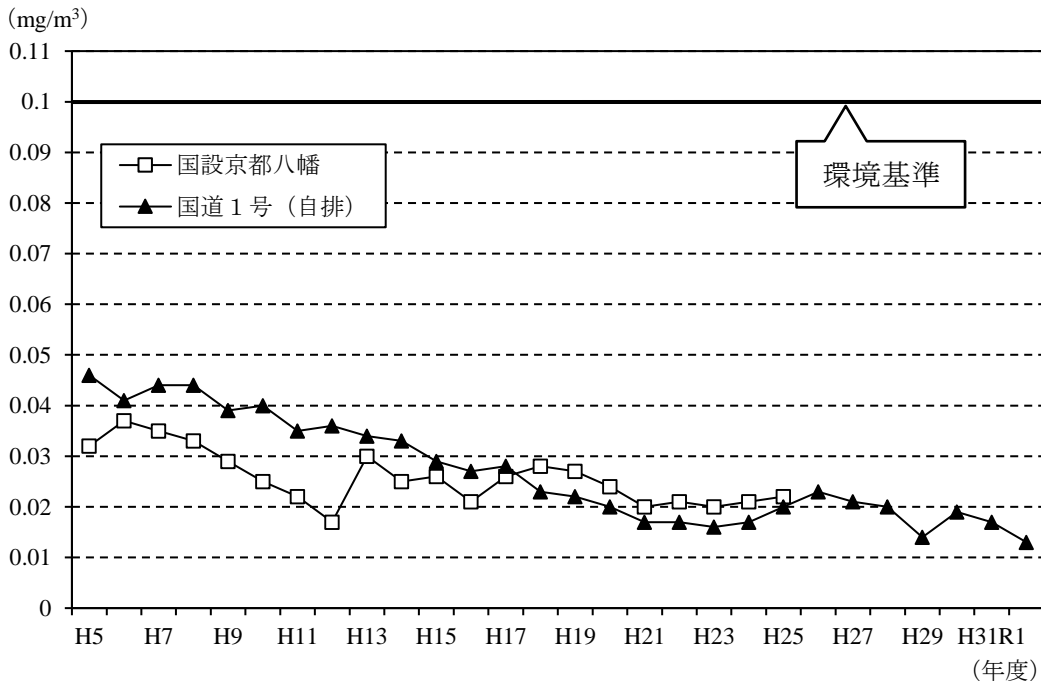
※<sub>2</sub> 国設京都八幡測定所での測定は平成25年度で終了しています。

※<sub>3</sub> 京都府測定のため、令和2年度のデータが最新となっています。

② 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粉じんの総称で、工場や交通機関などの人為的な原因によって発生します。粒径が10 $\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の粒子は、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

令和2年度においては、市内にある1箇所の測定局において、環境基準である一日平均値が0.10 $\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日、及び1時間値が0.20 $\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。



資料図2-6 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化グラフ

資料表2-7 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果（年平均値）

年度	年平均値 (mg/m³)							
	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31/令和元	令和2
国設京都八幡	0.022	—	—	—	—	—	—	—
国道1号(自排)	0.020	0.023	0.021	0.020	0.014	0.019	0.017	0.013

※<sub>1</sub> 国設京都八幡測定所での測定は平成25年度で終了しています。  
 ※<sub>2</sub> 京都府測定のため、令和2年度のデータが最新となっています。

③ 二酸化硫黄

亜硫酸ガスとも言われ、無色で刺激臭があり、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が強く空気中に0.012%～0.015%あると人体に有毒であるといわれる物質です。

工場等の固定発生源に対する規制強化等により低硫黄燃料の使用や脱硫装置の設置が進められてきました。平成18年以降、京都府による八幡市内での測定は行われていません。

④ 一酸化炭素

物が不完全燃焼した場合に発生する物質で、燃焼反応のあらゆる場所で発生します。主な発生源は自動車で、その排ガス中に数パーセントが含まれています。主な排出源である自動車排出ガスの規制が昭和41年度から実施され、逐次強化されています。平成17年以降、京都府による八幡市内での測定は行われていません。

⑤ 有害大気汚染物質

平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質に環境基準が設定され、平成10年度から府内の代表的な地域で測定が行われています。

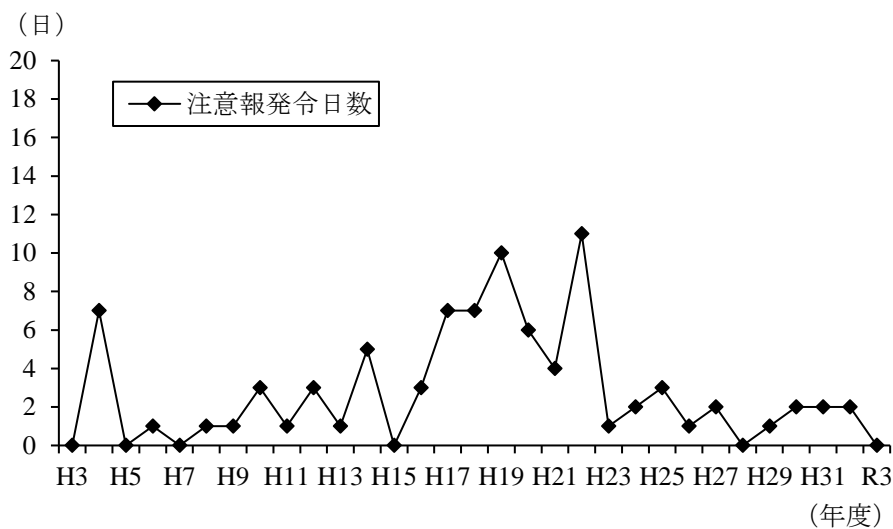
本市においては、国道1号でベンゼンを測定しており、平成10年度においては環境基準を若干超過しましたが、平成11年度以降は改善が見られ環境基準を達成しています。

主な発生源は、自動車の排気ガスで、ガソリン中に含まれています。発生源対策として、平成12年1月施行の改正大気汚染防止法で、ガソリン中のベンゼン濃度が従来の5%から1%以下に規制強化されました。

⑥ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応をおこした結果、生成される酸化性物質の総称です。そのオゾンを主成分とし、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）やアルデヒドも含んでいます。

令和3年度における光化学スモッグ注意報は、京都府下において発令されませんでした。



資料2-8 京都府の光化学スモッグ注意報発令状況の推移

資料表2-9 光化学スモッグにおける被害訴え者数

年 度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 / 令和元	令和 2	令和 3
被害訴え者数	0	0	0	0	0	0	0	0

資料表2-10 光化学オキシダント (Ox) 測定結果 (昼間の日最高1時間値の年平均値)

測定局	年度	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)							
		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 / 令和元	令和 2
国道一号		0.029	0.027	0.028	0.027	0.029	0.027	0.029	0.029

※<sub>1</sub> 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

※<sub>2</sub> 光化学オキシダントの環境基準は1時間値が0.06ppm以下であることです。

※<sub>3</sub> 京都府測定のため、令和2年度のデータが最新となっています。

資料表2-11 光化学スモッグ注意報発令状況等の推移

年 度		平成 29		平成 30		平成 31 ／令和元		令和 2		令和 3			
項 目	区 分	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え	注意報	被 害 の訴え		
		年 間 発 令 日 数		1 日	0 人	2 日	0 人	2 日	0 人	2 日	0 人	0 日	0 人
発令、発生数 月 別 内 訳	4 月	1	/	/	/	2	/	/	/	/	/		
	5 月												
	6 月											1 1	
	7 月												
	8 月												2
	9 月												
10 月													
地 域 別 発 令 状 況 の 内 訳	京都市地域 京 都 市	/	/	1	/	2	/	/	/	/	/		
	乙訓地域 向日市 長岡京市 大山崎町	/	/	1	/	1	/	1	/	/	/		
	宇治地域 宇 治 市 城 陽 市 久御山町	1	/	/	/	2	/	1	/	/	/		
	綴喜地域 八 幡 市 京田辺市 井 手 町	1	/	1	/	2	/	2	/	/	/		
	相楽地域 木津川市 精 華 町	1	/	2	/	2	/	2	/	/	/		
被 害 訴 え 者 状 況 の 内 訳	幼 児 小 学 生 中 学 生 高 校 生 外 勤 職 員 一 般 住 民	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

## ○PM2.5 について

PM2.5 とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも、粒径が 2.5 $\mu\text{m}$  以下 (1,000 $\mu\text{m}$ =1mm) の小さいもので、肺や気管支の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。PM2.5 の大気環境基準は、1 $\text{m}^3$  中の微小粒子状物質の 1 年平均値が 15 $\mu\text{g}$  以下であり、かつ 1 日平均値が 35 $\mu\text{g}$  以下となっています。京都府では、平成 25 年 2 月 28 日から、1 日平均値が 1 $\text{m}^3$  あたり 70 $\mu\text{g}$  を超えると予想される場合、注意報喚起が発出されます。

京都府は、府内における微小粒子状物質 (PM2.5) を含む大気汚染物質について、府内の各地に配置された測定局で、大気汚染物質を常時測定し、測定結果 (速報値) をホームページで公表しています。八幡市内では、京都府国道 1 号大気汚染測定局 (戸津堂田) で測定されています。

- ・ 京都府下の状況：京都府ホームページ  
「微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果」 (<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/111111.html>)
- ・ 全国の状況：環境省ホームページ「そらまめくん」 (<http://soramame.taiki.go.jp/>)

### 3. 騒音・振動の環境基準等と測定結果

#### (1) 環境基準

資料表 3-1 騒音にかかる環境基準

		地域の類型		基準値	
				昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
一般地域	要静穏	AA (府内未指定)		50dB 以下	40dB 以下
	住居系	A 及び B		55dB 以下	45dB 以下
	商工系	C		60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	住居系	A	2車線以上	60dB	55dB
		B		65dB	60dB
	商工系	C	1車線以上	65dB	60dB
	幹線道路近接空間 (室内)		A・B 及び C		70dB (45dB)

※ 幹線道路近接空間とは、高速道路、国道、4車線以上の市町村道のこと。

資料表 3-2 自動車騒音の要請限度

類 型	時 間 区 分	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A 及び B の 1 車 線	65dB	55dB
A の 2 車 線 以 上	70dB	65dB
B の 2 車 線 以 上	75dB	70dB
C の 2 車 線 以 上	75dB	70dB
幹線道路近接空間	75dB	70dB

資料表 3-3 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
	第1種区域		65dB
第2種区域		70dB	65dB

資料表 3-4 騒音・振動にかかる類型の区分

類 型		当 該 地 域
騒 音	振 動	
AA 区域	—	(京都府内未指定)
A 区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B 区域		第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C 区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※ 類型 AA は、保養施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を必要とする地域にあてはめるもので、京都府内では未指定。









(2) 自動車騒音測定結果

資料表 3-5 道路交通騒音測定結果

(単位：dB)

		測定結果		
		平成31年度 ／令和元年度	令和2年度	令和3年度
市道橋本南山線 (環境基準:60dB[昼間]55dB[夜間] 要請限度:70dB[昼間]65dB[夜間])				
西山足立	昼間	63.1	61.1	63.3
	夜間	54.0	52.4	55.2
市道西山下奈良線 (環境基準:60dB[昼間]55dB[夜間] 要請限度:70dB[昼間]65dB[夜間])				
西山和気	昼間	56.3	56.7	56.2
	夜間	52.1	46.9	48.9
市道山手幹線 (環境基準:60dB[昼間]55dB[夜間] 要請限度:70dB[昼間]65dB[夜間])				
欽明台西	昼間	66.0	64.2	64.5
	夜間	61.3	62.0	60.5
市道八幡城陽線 (環境基準:65dB[昼間]60dB[夜間] 要請限度:75dB[昼間]70dB[夜間])				
八幡女郎花	昼間	64.8	64.8	64.3
	夜間	59.9	59.7	57.2

資料図 3-6 音の大きさの目安

騒音レベル	音の大きさのめやす
120dB	飛行機のエンジン近く 
110dB	自動車の警笛 (前方 2m)、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下 
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車内 
70dB	電話のベル、騒々しい街頭 
60dB	静かな乗用車、普通の会話 
50dB	静かな事務所
40dB	図書館 
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音 (前方 1m)

(3) 道路交通振動測定結果

資料表 3-7 道路交通振動測定結果

(単位：dB)

		測定結果		
		平成31年度 ／令和元年度	令和2年度	令和3年度
市道橋本南山線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
西山足立	昼間	32.2	40.1	35.6
	夜間	25.3	33.8	29.7
市道西山下奈良線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
西山和気	昼間	32.9	39.8	33.2
	夜間	25.7	32.7	26.7
市道山手幹線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
欽明台西	昼間	39.6	44.9	39.9
	夜間	35.4	41.9	35.8
市道八幡城陽線 (要請限度:65dB[昼間]60dB[夜間])				
八幡女郎花	昼間	31.1	28.4	28.9
	夜間	26.5	24.1	24.1

※ 昼間は午前8時から午後7時まで、夜間は午後7時から翌日の午前8時まで。

資料図 3-8 振動レベルとその影響の概要

振動レベル	振動の影響	震度の解説	震度	Gal
90dB —	有意な生理的影響が生じ始める	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする	4	25~80
80dB —	深い眠りに対して影響が出始める	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、恐怖を覚える人もいる	3	8~25
70dB —	過半数の人が振動をよく感じる 浅い眠りに対して影響が出始める	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚ます	2	2.5~8
60dB —	振動を感じ始める (振動閾値)	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる	1	0.8~2.5
50dB —		人は揺れを感じない	0	0~0.8
40dB —				

## 4. 騒音・振動・悪臭の規制基準と届出状況

### (1) 規制基準

騒音・振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場又は事業場に特定施設を設置又は変更しようとする場合は、その特定施設設置工事の開始日の30日前までに、各市町村長に届け出るよう義務づけられています。規制地域内において特定施設を有する工場等には、規制基準が適用されます。

また、規制地域内においては、騒音・振動規制法に基づく特定の建設作業に対する規制があり、京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声器の使用の制限に関する規制や夜間営業等に関する規制があります。

### ① 騒音関係

資料表 4-1 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分 時間の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層 住居専用地域 第2種低層 住居専用地域	第1種区域以外 の住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
昼間	午前8時から 午後6時まで	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	40dB	45dB	55dB	60dB
夜間	午後10時から 翌日午前6時まで	40dB	40dB	50dB	55dB

※ 第2種、第3種、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、5dBを減じた値(第2種区域については、昼間及び朝夕に限る)とする。

資料表 4-2 法令・条例に基づく特定施設数(騒音) (令和4年3月31日現在)

施設の種類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	特定工場数	特定施設数	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	10	67	39	476
圧縮機・送風機	34	78	183	1,674
粉砕機	—	—	9	26
繊維機械	—	—	4	13
建設用資材製造機械	—	—	—	—
穀物用製粉機	—	—	—	—
木材加工機械	8	19	8	13
抄紙機	—	—	—	—
印刷機械	2	5	2	3
合成樹脂加工機械	1	12	5	33
鋳造型機	—	—	—	—
その他	—	—	22	59
合計	43	181	217	2,297

※ ひとつの工場で、特定施設に指定されている機械を複数種設置している工場もあるため特定工場数の合計は、縦合計数と合致しない。

資料表 4-3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

騒音の 大きさ	作業できない時間		1日あたりの作業時間		同一場所の 作業時間	日曜等休日 における作業
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
85dB	午後7時から 翌日午前7時 まで	午後10時から 翌日午前6時 まで	10時間 以内	14時間 以内	連続6日 以内	禁止

※ 第1号区域とは、規制区域のうち第1、2種低層住居専用、第1、2種中高層住居専用、第1、2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業の各地域。これらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域をいう。第2号区域とは、規制地域のうち第1号区域以外の区域とする。

資料表 4-4 令和3年度特定建設作業実施届出件数

作 業 の 種 類	届出件数
くい打機等を使用する作業	3
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	9
空気圧縮機を使用する作業	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	7
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	20 (14※)

※ 一度の工事で複数種の機械を使用する場合があるため、届出工事数は括弧内の数値である。

資料表 4-5 商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層 住居専用地域 第2種低層 住居専用地域	第1種区域以外 の住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
午前8時から 午後6時まで	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時から 午後8時まで	50dB	55dB	65dB	70dB

※ 測定場所は、拡声器の直下の地点から10メートルの地点とする。

[遵守事項]

- (1) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声器を使用しないこと。(飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声器を使用する場合であって、周辺の人々の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く)
- (2) 幅員4メートル未満の道路においては、拡声器を使用しないこと。
- (3) 地上10メートル以上の位置で拡声器を使用しないこと。
- (4) 同一場所において拡声器を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。
- (5) 50メートル以内の距離で同一の事業者が2以上の拡声器により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

資料表 4-6 夜間営業等に係る音量規制（午後 10 時～翌日午前 6 時）

区域の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
	すべての住居地域 知事が告示で指定する区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事が告示で指定する区域	工業地域 知事が告示で指定する区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて 営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに 類するものを屋外で常時保管 する場所においてクレーン・ バックホウ等の機械を使用し て行う作業	40dB	50dB	適用しない

※ なお、飲食店営業等の音響機器の使用制限は、第 1 種区域のみにおいて午後 11 時～翌日午前 6 時とする。ただし、カラオケ装置等の音が外部へもれない構造の店には、この使用規制は適用されない。

## ② 振動関係

資料表 4-7 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		第 1 種区域	第 2 種区域
		すべての住居地域	
時間の区分	午前 8 時から 午後 7 時まで	60dB	65dB
	午後 7 時から 翌日午前 8 時まで	55dB	60dB

※ 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内においては、5dB を減じた値(第 1 種区域の夜間を除く)とする。

資料表 4-8 法令・条例に基づく特定施設数（振動）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

施設の種類	振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	特定工場数	特定施設数	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	7	64	28	110
圧縮機	22	41	10	19
粉砕機	—	—	9	26
織機	—	—	—	—
コンクリートブロックマシン等	—	—	—	—
木材加工機械	—	—	—	—
印刷機	1	2	2	3
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	—	—	—	—
合成樹脂用射出成型機	1	12	—	—
鋳造型機	—	—	—	—
バッチャープラント	—	—	—	—
冷凍機	—	—	49	404
その他	—	—	—	—
合計	23	119	87	562

※ ひとつの工場で、特定施設に指定されている機械を複数種設置している工場もあるため特定工場数の合計は、縦合計数と合致しない。

資料表 4-9 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

振動の 大きさ	作業できない時間		1日あたりの作業時間		同一場所の 作業時間	日曜等休日 における作業
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75dB	午後 7 時から翌 日午前 7 時まで	午後 10 時から翌 日午前 6 時まで	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	禁止

※ 第 1 号区域とは、規制区域のうち第 1、2 種低層住居専用、第 1、2 種中高層住居専用、第 1、2 種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業各区域。これらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域をいう。第 2 号区域とは、規制地域のうち第 1 号区域以外の区域とする。

資料表 4-10 令和 3 年度特定建設作業実施届出件数

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	3
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	11
合 計	14 (13※)

※ 一度の工事で複数種の機械を使用する場合があるため、届出工事数は括弧内の数値である。

### ③ 悪臭関係

資料表 4-11 敷地境界線における悪臭の規制基準

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度 (ppm)	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	20
酢 酸 エ チ ル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
ト ル エ ン	10	60
ス チ レ ン	0.4	2
キ シ レ ン	1	5
プ ロ ピ オン 酸	0.03	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

※<sub>1</sub> A 地域とは、都市計画法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域のうち B 地域以外の区域をいう。

※<sub>2</sub> B 地域とは、市街化調整区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律（44 年法律第 58 号）第 6 条により、農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域をいう。

## 5. 用語解説

用語	説明
<b>【 あ 行 】</b>	
ISO14001	国際標準化機構（ISO）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。
アイドリングストップ	大気汚染防止を目的として、自動車の停車時にエンジンを停止すること。
アスベスト（石綿）	天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ繊維状集合をなすものの総称。石綿とも言い、耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態でも容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫等の健康障害をおこすことがある。
アメニティ	イギリスで生まれた都市計画の概念。「快適さ」、「快適性」の意味で、まちづくり用語として用いられている。近年の社会情勢の変化と人々の価値観の多様化に伴い、経済性や利便性の重視から快適性の重視へとまちづくりのニーズも変化している。
硫黄酸化物（SO <sub>x</sub> ）	石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）、三酸化硫黄（SO <sub>3</sub> ）、硫酸ミストなどの総称。
一酸化炭素（CO）	炭素または炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するときなどに生ずる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する。主な発生源は自動車である。
一般廃棄物	主に家庭から出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから出される紙くずなどであり、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。
石清水八幡宮	貞観元年（859年）の創建で応神天皇・神功皇后・比咩大神を祀る全国屈指の神社。社殿は徳川家光公造営の八幡造で、国宝、国指定重要文化財や京都府、八幡市の文化財に指定されている。
雨水タンク	雨水の再利用を図るため、地下や軒下などに設置される雨水貯留用のタンク。
エコ・オフィス計画 （地球温暖化アクションプラン）	市役所自らが、市内の一事業所として率先して環境にやさしい取り組みを実践すべく、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を規制することにより、地球規模での環境問題の解決と、循環型社会への取り組みを目的とする計画。
エコ製品 （エコマーク商品）	エコロジー（環境）と商品を合わせた造語。特定フロンを使用しないスプレーや再生紙を使用した冊子など、製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少なく、それを利用することにより、環境への負荷を低減することができる商品のこと。
オゾン層	地上から 20～25km の上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。オゾンは波長域 200～360nm の光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に到達しにくくしている。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）等がある。
<b>【 か 行 】</b>	
ガスコージェネレーション	一つのエネルギー源（ガス）から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのこと。
環境アセスメント （環境影響評価）	環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際して、その影響の程度と範囲などについて事前に調査、予測、評価を行うこと。
環境家計簿	ライフスタイルの見直しをめざして、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境による影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算にあうように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量などを定期的に記録する帳簿など。

環境基準	環境基本法第16条に基づいて定められた、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。現在までに、大気（8物質）、水質（健康項目23、生活環境項目9）、地下水（23物質）、土壌（25物質）、騒音（一般、航空機、新幹線）について環境基準が設定されている。また、新たにダイオキシン類の環境基準が平成11年に定められた。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の(1)環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2)環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。平成6年12月に策定され、平成12年12月の改定を経て、平成18年4月から第三次環境基本計画として定められている。 政府が一体となって進める施策とともに、多様な主体に期待する役割についても示している。
環境基本法	四半世紀の間続いた公害対策基本法にかわって、平成5年（1993年）11月に新しく制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直しながら、多様な手法を活用することが必要。環境基本法は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組となるもの。
環境教育	人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のこと。
環境指標	環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。
環境政策推進監査員	八幡市環境政策推進要綱第8条に基づき、市の環境施策の取り組み状況等を監査する市長から委嘱された市民監査員。
環境の保全・創造	「環境の保全」には保護、保存、活用などを含む。 「環境の保全」の概念は「環境の復元」を含むが、今日では復元以上の要素も求められる状況にあることから、より積極的に良好な環境を創り出していく姿勢を示し、「創造」という概念を併せて用いている。
環境への負荷	人間の活動が環境に与える悪影響。「環境への負荷」とは、人の活動により環境に与える影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質等が排出されることによるもの以外にも、動植物等の自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。
環境マネジメントシステム (EMS)	事業の実施に当たり「環境の保全及び創造に関する方針を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定 (PLAN) し、実施 (DO) し、その実施状況を点検 (CHECK) し、必要な見直し (ACTION) を行う」いわゆる PDCA サイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的な改善を図っていく体制をいう。 ISO14001 や主に中小企業向けのエコアクション 21、京都府内の事業者等のグループが策定した KES、自治体に特化した LAS-E 等の手法がある。
緩衝緑地帯	自動車の通行等による騒音、振動、排出ガスなどの影響を緩和し、周辺の環境を保全するため、道路沿いに配置された緑地。
京都議定書 (Kyoto Protocol)	平成9年（1997年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。平成17年2月16日に発効した。
京都府環境を守り育てる条例	環境問題の構造的変化や地球環境問題への取り組みの必要性の高まり等に適切に対応するために、従来の枠を越えた新たな環境行政の枠組となる条例として制定された京都府条例。日常生活から地球的規模の課題まで幅広い環境問題に対応することを内容としている。
KES (京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)	環境マネジメントシステムの1つで、システム導入のノウハウや経費の面で難しい課題を抱える中小企業等のために、わかりやすく、必要経費も安価な「環境にやさしい基準」として「特定非営利活動法人・KES環境機構」が策定し、審査・登録制度を推進している。
建築協定	住環境などを維持・向上させるため、一定地域の住民が自主的に建築物の敷地、構造、用途、形態などに関する基準を協定する制度。



広域幹線道路	高規格幹線道路や地域高規格幹線道路をはじめとする広域的な連携を支える幹線道路。
公害	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭（以上を典型7公害という。）によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起してつくられるオゾン、PAN（パーキシアシルナイトレート）などの酸化性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期、日差しが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなるなどの人的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなど広域にわたる。
公共下水道	主として市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
交通需要マネジメント政策（TDM）	自動車の利用の仕方や生活の工夫によって自動車交通量を削減するなどにより、道路交通の円滑化を図ること。相乗り制度、効率的な物流システムの構築、時差通勤などがある。
高度道路交通システム政策（ITS）	車社会の負の要因を解決するために、最先端の情報通信技術を活用して「人」と「道路」と「車両」とを一体化して安全性、輸送効率、快適性の向上を達成し、環境保全に資する道路交通を実現する社会システムをいう。
こどもエコクラブ	子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が全国の小中学生に呼び掛けて募集登録している「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」を行うクラブのことをいう。
ごみ処理基本計画	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、また、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に定められた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村に策定を義務付けた一般廃棄物の処理に関する計画。
<b>【 さ 行 】</b>	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
三川合流部	国内で唯一、三つの大きな河川（木津川、宇治川、桂川）が合流するところ。広大な空間が広がるとともに、貴重な葦原が残され、「原淀川」の風景を多く残す環境の宝庫。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など合計 20 種類の廃棄物をいう。
酸性雨	工場、自動車などから排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質がいったん大気中で酸化されて、酸化物が生成されるが、さらにその酸化物が雨水に取り込まれて生じる pH5.6 以下の雨をいう。
COD（化学的酸素要求量）	湖沼、海域の水質を表す代表的な指標。水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量を mg/l で表したもの。値が大きいほど、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。
自然エネルギー	石油や石炭によるエネルギーは大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出し、環境に負荷を及ぼす。これに対して、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、潮力エネルギーなどは、環境への負荷が少ないことから自然エネルギーまたはクリーンエネルギーと呼ばれている。
市民農園	一般には、農家などの農地の所有者などが近隣の住民のために農作業などの目的で使用させる農園のこと。
循環型社会	資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最小にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。
省エネルギー	石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。

生涯学習	市民の生涯にわたる学習活動のことで、学習情報の提供や発表の場の充実、指導者の育成などがある。
松花堂	寛永（江戸時代）時代に、書・画・和歌・茶道など諸芸に長じ、特に書は松花堂流ともいふべき書風を確立し、近衛応山信尋や本阿弥光悦とならび寛永の三筆と称せられ、文人僧として名をはせた松花堂昭乗（1584年～1639年）が、人生の晩年に隠棲するために建てた草庵。 松花堂弁当は、昭乗が愛用していた絵の具箱が基になったと伝えられ、八幡市は発祥の地としても知られている。
城南衛生管理組合	八幡市、宇治市、城陽市、久御山町、宇治田原町、井手町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。
生態系	ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）を合わせた一つのまとまりのこと。
背割堤	木津川、宇治川、桂川の三川合流部にある淀川河川公園背割堤地区の堤。1.4 kmにソメイヨシノ約250本の桜が植えられ、多くの人で賑わう。芝生広場、展望所がある。
総合計画	自治体の将来像や施策の体系などが示される自治体行政の最も基本となる計画のこと。
<b>【 た 行 】</b>	
ダイオキシン類	物の焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置によりPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼などであり、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積していくと考えられている。特に、人に対しては、発ガン性、甲状腺や免疫の機能低下がいわれている。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去などを行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を決めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置などを定めている。
太陽光発電システム	太陽エネルギーを利用して発電、給湯、冷暖房などを行うシステム。
炭化水素	炭素と水素からできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。
地球温暖化	二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスが大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。 現在のまま温室効果ガスが増加すれば、地球の平均温度が21世紀末までに約1.4℃～5.8℃上昇すると予測され、極地の氷が融け出すことなどによって、海面の水位の上昇、集中豪雨や干ばつなどの異常気象の頻発、農業への悪影響による食糧危機、マラリアなどの伝染病の流行など重大な影響も予想される。
地球温暖化防止京都会議－COP3	気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）として、平成9年12月に161か国の参加のもと、京都市で開催された国際会議。 この会議では、平成12年以降の地球温暖化対策の国際的な取り組みについて議論され、平成2年を基準年とし、平成20年から平成24年の目標期間の締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択された。わが国については6%の削減目標が定められた。

地球環境問題	<p>人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題。</p> <p>(1)地球温暖化 (2)オゾン層の破壊 (3)酸性雨 (4)熱帯林の減少 (5)海洋汚染 (6)野生生物種の減少 (7)砂漠化 (8)有害廃棄物の越境移動 (9)開発途上国等の公害—の9つの問題が主に認識され、かつ取り組まれてきているが、厳密な定義がなされているものでもない。</p> <p>それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。例えば、フロンガスはオゾン層を破壊する一方で地球温暖化をもたらす温室効果ガスでもあり、森林の破壊は、二酸化炭素の吸収源の減少を通じて地球温暖化を加速する一方、野生生物種の減少の最大の要因でもある。これらの問題は、特に先進国での大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済活動や個人のライフスタイルのあり方、さらには、人類のこれまでの技術文明の責任を問うような内容を含んでいるといえる。</p>
窒素酸化物 (NOx)	<p>窒素と酸素の化合物の総称である。燃料その他の物質の燃焼に伴って発生する。大気中には多くの種類のものが存在するが、主に一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) が大気汚染に関係する。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つでもある。</p>
低公害車	<p>一般的には、クリーンエネルギー自動車と呼ばれる電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車を加えたもの。排出ガスがクリーンで、大気汚染の改善や地球温暖化防止に効果があることから、普及・促進が図られている。</p>
透水性舗装	<p>舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果がある。</p>
都市計画道路	<p>都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。</p>
都市・生活型公害	<p>都市化の進展により、活発な都市活動や日常生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害のことをいう。産業型公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。</p>
土地区画整理事業	<p>都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び空き地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行う事業。</p>
<b>【 な 行 】</b>	
内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)	<p>“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者、専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて生殖機能を阻害する、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。</p>
流れ橋	<p>木津川にかかる木橋で日本最長級といわれる。白砂の河原と清流によく調和し、のどかな江戸時代の趣を残していることから、映画等の撮影にしばしば利用されている。</p>
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	<p>炭素を含む物質の燃焼によって発生する。生物の呼吸によっても発生する。最近では、産業革命以後の経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の一つとして注目をあびている。</p>
ニーズ	<p>需要、必要性、要求。</p>
ネットワーク (組織) 化	<p>個人や組織の取り組みを有機的につなげ、関連性を持たせること。個人や組織の連携・交流を図ることによって促進される。</p>
ノーマイカーデー	<p>自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の改善を目的として、例えば毎週水曜日には自動車に乗らずに公共交通機関などを利用しようという運動のこと。</p>
<b>【 は 行 】</b>	
廃棄物	<p>その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不用となった物のこと。</p> <p>廃棄物の中には、主として家庭から発生する野菜くずなどの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。</p>

パートナーシップ	市民、事業者、行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。
バリアフリー	障がい者も高齢者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現をめざすため、高齢者・障がい者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁）を除去して、社会参加の可能性を高めようという考え方のこと。
BOD (生物化学的酸素要求量)	河川の水質を表す代表的な指標。水中の有機物が、微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量を mg/l で表したもの。値が大きいほど、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。
PM2.5	微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 $\mu$ m（1 $\mu$ m=1mm の千分の 1）以下の非常に小さな粒子のこと。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動する。
ビオトープ	もともと、ビオトープとは、「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語で、特定の生物が生存できるような特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系が機能する空間としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。
pH	水素イオン濃度のこと。河川や海域での水質判定項目である。pH7 が中性、pH 7 を超えるとアルカリ性、pH 7 未満を酸性と定義されている。
不法投棄	廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因になる。
フロン	塩素化、フッ素化されたメタンやエタンの総称。不燃性、無毒性であり非常に安定であることから、冷媒、洗浄剤、噴霧材、発泡剤など広く用いられていた。しかし、近年大気中に放出されたフロンがオゾン層まで達し、紫外線によりオゾン層を破壊する問題が生じ、クロロフルオロカーボン（CFC）等の製造が禁止され、代替フロンの導入が図られているが、その代替フロンも地球温暖化物質として、京都議定書で削減目標が定められており、その排出削減が行われている。
ふるさとの木	「八幡市みどりの条例」に基づいて、健全でかつ樹勢や景観がすぐれている樹木や樹林地を保全、育成するために指定する樹木。
浮遊物質（SS）	粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水がにごっている。
浮遊粒子状物質（SPM）	大気中の粒子状物質のうち、粒径 0.01mm 以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。
文化財	学問・芸術など特に文化財保護法の対象とされるもので、文化によって生み出されたものをいう。
ポケットパーク	快適な都市環境を確保するために、小さなスペースを利用した公園。特に用地確保が困難な都市部においては身近な憩いの場、あるいは災害時の避難場所になる。
<b>【 ま 行 】</b>	
緑の基本計画	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画のこと。市町村が策定主体となり作成するもの。
みどりの約束	市内におけるみどりの自然環境を保護、育成し、生活環境の向上を図るため、市長と土地所有者等または樹木所有者等が、みどりの自然環境の保全について締結する協定。

【 や 行 】	
八幡市一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村に策定が義務付けられた一般廃棄物の処理に関する計画。ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成されている。
八幡市みどりの条例	自然と人が共存できるまちづくりをめざし、市民の理解と協力を得てみどりを保護し、育成していくことを目的として、平成3年（1991年）に制定された条例。
八幡市森林整備計画	森林法第10条の五に基づき、森林の伐採や造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項等が定められた計画。
八幡市環境政策推進本部	市自らが事業者として率先して環境保全に取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に設置された「八幡市環境政策推進要綱」に基づく庁内組織。
八幡市環境政策推進要綱	地球的規模の環境問題の解決に向けて、市自らが事業者として率先して環境保全に取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に定めた要綱。
ユニバーサルデザイン	住宅や都市空間並びに生活用品の設計段階から、高齢者や障がい者をはじめとして、誰もが使いやすいように配慮するデザインの考え方。
要請限度	この限度を超える道路交通騒音（振動）が観測され、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は道路の舗装、維持又は修繕することにより騒音（振動）を減少することが出来る場合、道路管理者に、交通規制を行うことにより騒音（振動）を減少することが出来る場合は都道府県公安委員会に対し、措置を要請するものとする。
溶存酸素量（DO）	水中に溶けている酸素量のことをいう。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。
【 ら 行 】	
ライフスタイル	従来、生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。
リサイクル	廃棄物の再利用。一般的には、（1）マテリアルリサイクル（物質として原材料等再生する）、（2）ケミカルリサイクル（油などに物質変換をして再利用する）、（3）サーマルリサイクル（燃焼して熱として回収する）などに分類されている。
リサイクルプラザ	収集ごみから再資源化可能なびん、缶、紙等を選別、回収する施設をリサイクルセンターといい、再使用が可能な不用品などを補修、再生して展示売却したり、リサイクル関係の情報や学習・研修の場ともなる機能を備えたものを特にリサイクルプラザという。
緑化協定	市街地における地域の緑化を促進し、良好な生活環境を形成するため、土地所有者や地域住民が緑化について必要な事柄について取り決めすること。
歴史街道計画	伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに、日本を代表する歴史文化を活用し、「日本文化の発信基地づくり」「新しい余暇ゾーンづくり」「歴史文化を生かした地域づくり」をめざす計画。
歴史的な自然環境保全地域	文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境と、府民の財産として未来に継承するため、京都府環境を守り育てる条例に基づき、指定する地域。男山が昭和58年3月に、第1号指定。（18.25ha）
ロードサイド型店舗	幹線道路の沿道に立地し、自動車に関するサービスやその他自動車利用による来店を主なものとする店舗。

令和4年度版環境白書-令和3年度報告-  
発行 八幡市（建設産業部環境政策課）  
所在地 京都府八幡市八幡園内75番地  
電話 （075）983-2795  
URL : <http://www.city.yawata.kyoto.jp>  
Mail : [kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp](mailto:kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp)